

2024年3月12日

株主各位

東京都港区台場二丁目3番1号
株式会社メディロム
代表取締役 江口康二

第24期定時株主総会及び普通株主にかかる種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、ご捺印の上、2024年3月28日（木曜日）午後6時必着で当社宛にご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年3月29日（金曜日） 午前9時（受付開始 午前8時30分）
2. 場 所 東京都港区台場二丁目3番1号 トレードピアお台場16階
当社会議室
3. 目的事項

報告事項： 第24期（自2023年1月1日至2023年12月31日）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
事業報告書及び計算書類については、別紙Aとして添付しております。

決議事項：

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役4名選任の件
第3号議案	監査役3名選任の件
第4号議案	Equity Incentive Compensation Plan 制定の件

議案の概要は、後記「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知、添付書類、株主総会参考書類等をご持参頂き、同封の議決権行使書用紙については会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会参考書類

1. 議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 会計監査人非設置会社への移行（第4条、第36条～第38条関係）

2023年度事業年度末の貸借対照表に基づき当社は会社法上の大会社に該当しなくなり会計監査人の設置義務がなくなったことから、会計監査人非設置会社に移行するために定款の内容を修正するものであります。なお、本変更は、日本の会計監査人の廃止であり、米国の監査法人による監査は引き続き受けることとなります。

(2) 定時株主総会招集時期及び基準日の変更（第10条、第11条、第40条関係）

当社は日本国内の実務慣行に従い事業年度末から3か月以内に定時株主総会を開催することとしておりましたが、米国監査法人による監査済の財務諸表は米国法に基づいて事業年度末から4か月以内に提出する年次報告書により開示しています。この開示後に定時株主総会の開催を行うことが適切と考えられるために、事業年度末から5か月以内に定時株主総会を開催することとする旨の定款の内容を変更するものであります。これに伴い、定時株主総会で議決権を行使することができる基準日と剰余金の配当の基準日も変更することのご承認をお願いします。

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後<u>3</u>か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後<u>5</u>か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31</u>日とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p>
<p><u>第7章 会計監査人</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(選任)</p> <p><u>第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(任期)</p> <p><u>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

<p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条の規定により、会計監査人との間に、同法第423条の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算</p> <p>第39条 (変更なし)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2. (変更なし)</p> <p>第41条 (変更なし)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。 2. (現行どおり)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p>
---	---

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。つきましては、社外取締役2名を含む、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は以下のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等	所有する 当社株式の数
江口 康二 (1973年7月27日)	1996年 3月 東海大学海洋学部海洋資源学科 卒業 1996年 4月 株式会社ジャック (現 ㈱カーチスホールディングス)入社 1999年12月 株式会社プライスダウン・ドット・コム (㈱ジャック子会社) 専務取締役 2000年 7月 株式会社ヤングリープス (当社前身) 取締役 2001年11月 株式会社リラク (現 株式会社メディロム) 設立 代表取締役 (現任) 2010年 6月 一般社団法人日本リラクゼーション業協会理事 (現任) 2023年 7月 株式会社 MEDIROM MOTHER Labs 代表取締役 (現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社メディロム・ヒューマン・リソース 代表取締役 株式会社サワン 代表取締役 株式会社 MEDIROM MOTHER Labs 代表取締役 一般社団法人日本リラクゼーション業協会 理事	普通株式 1,884,960株 A種種類株式 1株
藤原 史利 (1965年12月28日)	1989年 3月 明治学院大学法学部 卒業 1989年 4月 秀和株式会社 入社 1993年 4月 株式会社コーエー (現コーエーテクモホールディングス株式会社) 入社 1998年12月 同社 執行役員管理本部長CFO 2000年 6月 スパイラルスター株式会社 取締役CFO 2002年 6月 エーシーキャピタル株式会社設立 代表取締役 2009年11月 イーグルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社設立 代表取締役 (現任) 2017年3月 当社 取締役 (現任) 2023年4月 リンデン・キャピタル・パートナーズ合同会社 代表社員 (現任)	40,000株

	2023年7月 株式会社メディロム・シェアードサービス代表取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 イーグルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 代表取締役 リンデン・キャピタル・パートナーズ合同会社 代表社員 株式会社メディロム・シェアードサービス代表取締役	
小川 智也 (1976年11月9日) 社外取締役	1999年 9月 東京大学経済学部 卒業 2001年 9月 モニターグループ東京支社 入社 2004年 4月 一橋大学法科大学院 入学 2006年 4月 司法研修所 入所 2007年 9月 阿部・井窪・片山法律事務所 入所 2010年12月 株式会社ディー・エヌ・エー 入社 2014年 3月 当社 取締役(現任) 2014年12月 株式会社アカツキ 取締役 2020年12月 クリアーション株式会社設立 代表取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 クリアーション株式会社 代表取締役 【社外取締役候補者とした理由】 小川智也氏は、弁護士としての経験と法務全般に関する専門的な知見、株式公開会社の最高財務責任者兼取締役として豊富な実績を有し、引き続き適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。同氏が当社の社外取締役に適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。	28,500株
野嶋 朗 (1964年5月23日) 社外取締役	1988年3月 明治学院大学法学部法律学科 卒業 1988年4月 株式会社リクルート入社 2013年4月 学校法人ハリウッド大学院大学客員教授(現任) 2015年1月 株式会社ノートラック 代表取締役(現任) 2015年1月 NPO法人日本ビューティコーディネーター協会顧問(現任) 2016年4月 一般社団法人ビューティビジネス学会理事(現任) 2018年1月 一般社団法人日本化粧品検定協会副理事長(現任) 2020年1月 NPO法人顧客ロイヤルティ協会顧問(現任) 2020年3月 当社 社外取締役(現任) 2021年4月 学校法人iU情報経営イノベーション専門職大学客員教授(現任) 2021年4月 株式会社GO TODAY SHAI'RE SALON 社外監査役(現任) 2022年7月 株式会社ビューティガレージ 社外取締役 監査等委員(現任) 2022年9月 株式会社アトリエエムエイチ 社外取締役(現任) 2023年2月 株式会社SOEASY 社外取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 学校法人ハリウッド大学院大学 客員教授 株式会社ノートラック 代表取締役 学校法人iU情報経営イノベーション専門職大学 客員教授 株式会社GO TODAY SHAI'RE SALON 社外監査役 株式会社ビューティガレージ 社外取締役(監査等委員) 株式会社アトリエエムエイチ 社外取締役 株式会社soeas 社外取締役 【社外取締役候補者とした理由】 野嶋朗氏は、日本国内における法人、団体等への経営指導で豊富な経験と専門知識を有し、特にヘルスケアビジネス等における高い知見を有しております。同氏は経験に裏打ちされた経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。同氏が当社の社外取締役に適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用等の争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなるとともに、その任期中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。

4. 小川智也氏、野嶋朗氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって、小川智也氏が10年、野嶋朗氏が4年となります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。監査役候補者は以下のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等	所有する 当社株式の数
小松 利彰 (1973年12月23日) 社外監査役	1998年4月 富士通株式会社 入社 2002年1月 株式会社フォトクリエイト 共同創業 取締役就任 2013年7月 株式会社フォトクリエイト 東証マザーズ上場 2014年9月 株式会社フォトクリエイト 取締役退任 2017年10月 創星影像股份有限公司 董事長 就任 2020年1月 株式会社ビーワンカレッジ CTO 就任 2022年3月 株式会社メディロム 監査役(現任) 2023年4月 株式会社ビーワンカレッジ CTO 退任 【重要な兼職の状況】 創星影像股份有限公司 董事長 【社外監査役候補者とした理由】 小松利彰氏は、ベンチャー企業経営及び株式上場等の豊富な経験と専門的な見識を有しており、当社の監査に反映していただけると判断しております。	一株
佐藤 靖 (1960年1月23日) 社外監査役	1987年3月 東北大学大学院 博士後期課程単位取得 1987年4月 名城大学商学部 専任講師 1991年4月 名城大学商学部 助教授 1993年4月 青森公立大学経営経済学部 助教授 1994年11月 米国Willamette大学Atkinson経営大学院 客員研究員 1995年8月 博士(経済学) 東北大学 1997年4月 青山学院大学経営学部 助教授 1998年4月 青山学院大学経営学部 教授(現任) 2003年4月 青山学院大学 経営学部長 経営学研究科長 2014年3月 株式会社リラク(株式会社メディロム) 監査役(現任) 【重要な兼職の状況】 青山学院大学経営学部 教授 【社外監査役候補者とした理由】 佐藤靖氏は、経営学の研究者として専門的な見識を有しており、当社の監査に反映していただけると判断しております。	17,500株 (ADRにて保有)
狩生 司 (1955年9月15日) 社外監査役	1974年4月 熊本国税局総務部総務課(国家公務員Ⅲ種(税務)入局) 1979年3月 専修大学商学部商業学科(二部)卒業 1996年7月 神田税務署法人課税第二部門 国税統括官 1998年7月 東京国税局査察部 主査 2004年7月 東京国税局総務部 納税者支援調整官 2005年7月 東金税務署総務課 総務課長 2006年7月 麻布税務署総務課 総務課長 2007年7月 東京国税局査察部 特別国税査察官 統括国税査察官 2010年7月 東京国税総務部税務相談室 主任相談官 2016年9月 狩生司税理士事務所開業 2017年4月 ファイブリング株式会社 社外監査役(現任) 2018年5月 株式会社メディロム 社外監査役(現任) 2019年2月 株式会社ジョイハンズ・ウェルネス監査役(現任) 2019年3月 株式会社メディロム・ヒューマン・リソース監査役(現任) 【重要な兼職の状況】 狩生税理士事務所 所長 ファイブリング株式会社 社外監査役 株式会社ジョイハンズ・ウェルネス監査役	一株

	株式会社メディロム・ヒューマン・リソース監査役 【社外監査役候補者とした理由】 狩生司氏は、税務調査に関する長年の経験と税務に関する専門的な見識を有しており、当社の監査に反映していただけると判断しております。	
--	---	--

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各監査役候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
3. 当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用等の争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。候補者が監査役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなるとともに、その任期中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。
4. 小松利彰氏、佐藤靖氏、狩生司氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任年数は、本総会終了の時をもって、小松利彰氏が 2 年、佐藤靖氏が 1 0 年、狩生司氏が 5 年 1 0 か月となります。

第 4 号議案 Equity Incentive Compensation Plan 制定の件

当社 2024 年 Equity Incentive Compensation Plan (以下「本プラン」といいます。) を制定しますので、この承認をお願いいたしたいと存じます。これは、当社が米国 Nasdaq 市場に上場していることから、役職員に対するインセンティブ目的での株式報酬を発行するために、米国法に従って、株主の皆様へ承認をお願いするものです。本プランは、2024 年 3 月 8 日付で取締役会決議を経ており、本総会で承認を得ることで正式に発効されます。

株式報酬は、報酬プログラムの設計として重要な位置づけを占めており、本プランの株主の皆様のご承認は、役職員などにとって魅力的な会社であり続けるために、重要なものであると確信しております。

・本プランの主要な条件

以下は、本プランの主要な条件です。なお、本プランの日本語訳は、株主総会招集通知に別紙 B として添付しており、本プランの英語正本全体については、Form 6-K により SEC に提出される本招集通知の英文訳に別紙 B として添付され、SEC ウェブサイト (<https://www.sec.gov>) にて取得可能です。また、当社の総務チーム宛 (〒135-0091 東京都港区台場二丁目 3 番 1 号 トレードピアお台場) に書面で依頼いただくことで、本プランの写しを取得いただくこともできます。

・効力発生日及び本プランの期間

本プランは株主総会の承認後その効力を生じ、その有効期間は、取締役会で終了する旨の決議がなされない限り、取締役会決議の 10 年後の応当日までとします。

・本プランの運営

本プランの運営は、取締役会、又は、本プランに従って運営するものとして取締役会により選任された 1 人以上の構成員で構成された委員会により行われます。なお、本概要説明で用いられる「委員会」の用語は、本プランを運営する権限を有する者又は当該権限を委任された者を意味するものとします。委員会は、とりわけ、本プランの解釈、本プランに基づく株式報酬等を誰に付与するかの決定、当該株式報酬等の条件の決定及び本プランの運営に必要又は望ましいと判断される措置を行う権限を有します。

・資格

委員会は、当社及びその関連会社の従業員、役員、コンサルタント、取締役又は監査役に対

して株式報酬等を付与することができます。しかし、米国税制上の優遇措置のある「インセンティブストックオプション」と呼ばれる特殊な株式報酬は、その制度上、従業員のみが対象となります。

- ・株式報酬等の対象となる株式や制限事項

本プランに基づき発行できる株式（ADS）の数は、497,500株（ADS）を上限とします（以下「株式総準備枠」といいます。）。当社取締役会は、当該株式総準備枠は、当社の発行済株式総数（普通株式4,975,000株（自己株式92,500株を含む。）、A種類株式1株）の10%であり、以後数年分の従業員等への株式報酬インセンティブとして、十分な数であると考えております。

上記の米国税制上優遇措置のある「インセンティブストックオプション」の行使に際して発行できる株式数（ADS）の上限は、株式総準備枠のうち124,375株（ADS）としております。

Non-employee directorと定義される社外取締役に対して、一事業年度あたりに付与できる株式報酬等の価額（財務報告目的で算定される付与日における公正価値で算定された額とします。）は、金銭報酬と合わせて、合計100,000米ドルを超えないものとします。なお、当社の業務執行取締役は、日本法上従業員を兼務しない取締役であっても、通常、本プラン上の「Non-employee director」には当てはまりません。

委員会は、当社の資本状況の変動が起きた際には、これらの制限を適切に調整するものとします（「株式の変更に伴う調整」の項参照）。

付与済みの株式報酬等について、株式（ADS）の全ての発行なく、その期限が到来し、取り消され、失効し、解除された場合、当該株式報酬等の対象であった株式は、将来の付与のために本プランに基づき再利用することができます。

オプションの行使価格の支払のために提供された株式、当社の源泉徴収義務の履行のために交付又は留保された株式、株式決済型ストックアプリケーションライトその他株式報酬等の決済後にもかかわらず発行がされなかったものに係る株式については、本プランに基づく将来における付与の際に再利用することはできません。

本プランに基づく株式に係る株式報酬等の履行にあたって、当社は、ADSが上場されている間いつでも、株式を預託銀行に預託することができるものとし、預託銀行は、株式報酬等の付与者が指定する口座に対して、対応するADSを入庫するものとします。

- ・付与可能な株式報酬等の種類

委員会は、本プランに従って、株式報酬等の数や種類、業績要件等を定める権限を有します。本プランに基づき付与できる株式報酬等の種類は、①ストックオプション（米国税制上の「インセンティブストックオプション（ISO）」、非適格ストックオプションを含みます。）、②ストックアプリケーションライト（SAR）、③リストラクテッドストック、④リストラクテッドストックユニット（RSU）及び⑤パフォーマンスシェアアワードです。なお、非適格ストックオプションについて、これは、米国税制上の非適格を意味し、日本の税法上の税制非適格ストックオプションを必ずしも意味するものではありません（以下同様）。

- ・ストックオプション

ストックオプションは、将来の日付において、一定の金額として行使価格を支払うことにより、株式（ADS）を購入することができる権利です。オプションには、ISO又は非適格ストックオプションがあり、日本法における新株予約権の形態をとることがあります。ISOと非適格ストックオプションは、米国法上、それぞれ異なる課税上の取扱いがなされますが、ISOは通常日本において税制上の優遇がされるものではありません。別途のオプションの引受けや代替により付与されるオプションの場合や、日本の会社法上の特別決議により承認された非適格ストック

オプションの場合を除き、ストックオプションの行使価格は、付与日における株式（ADS）の公正市場価値（IS0の場合は、公正市場価値の110%）を下回ることはできないものとします。基準日の直近最終営業日時点において、当社株式の終値は、5.72米ドルです。行使価格の支払は、行使時点において、現金、銀行小切手、銀行振込その他委員会が承認する方法によりなされるものとします。

- ・ストックアプリシエーションライト（SAR）

SARは、SARの行使時点において、株式（該当の場合、一株を表章する数のADS）の公正市場価値が行使価格を超過する額に、SARの対象となる株式（ADS）の数を乗じて得られた額に相当する金員の支払を受けることができる権利です。SARは、単独で付与（以下「単独権利」といいます。）、又は、オプションと組み合わせて付与（以下「組み合わせ権利」といいます。）することができます。単独権利の行使価格は、その付与日における単独権利が対象とする株式（該当の場合、当該株式を表章するADS）の公正市場価値以下であってはならないものとします。組み合わせ権利の行使価格は、該当のオプションの行使価格と同じとします。

- ・リストラクテッドストック

リストラクテッドストック報酬は、実際に株式（ADS）の付与を受けるものの、これに委員会により決定された一定期間の制限が付されたものです。リストラクテッドストックは、当社がエスクロー口座により保有し、又は、対象者に対して制限の解除を留保して交付することができます。リストラクテッドストック報酬の対象者は、通常、制限期間中においても、対象となる株式（ADS）について、議決権、配当を含む株主としての権利を享受することができますが、配当については、通常、制限が解除されるまで、留保されます。

- ・リストラクテッドストックユニット（RSU）

RSUは、株式（ADS）と同じ数の公正市場価値と同等の価値を有する架空の株式（ADS）ユニットを報酬とするもので、委員会が決定した一定期間、制限が付されたものです。RSUの付与時点では、株式（ADS）は発行されず、当社は、RSU報酬の支払のために何らかの金員を準備しておく義務を負いません。株式の発行がないことから、対象者は、制限の解除まで、株主としての権利を有しません。委員会は、RSUについて、将来の支払日又は対象者とのアワード契約（Award Agreement）で定められた時点まで、権利確定日を繰り延べる、繰延の性質（この性質をもつユニットをDSUと呼びます。）を持たせることができます。また、委員会は、RSUやDSUに配当同等物を加算する裁量を有します。

- ・パフォーマンスシェアアワード

パフォーマンスシェアアワードは、一定の条件が成就した場合にのみ、株式（ADS）又はユニットを受けることができる報酬をいいます。委員会は、パフォーマンスシェアアワードの対象となる株式又は株式建てユニット（またはADS）の数、適用されるパフォーマンス期間、対象者が報酬を獲得するために満たさなければならない条件及び報酬のその他の条件、制限を決定する裁量権を有します。

- ・権利確定

本プランでは、期間要件による権利確定又は業績要件による権利確定のいずれか又は両方を条件とする報酬を付与することができます。期間要件の権利確定が適用される報酬の最低権利確定期間は1年です。業績要件の権利確定対象となる報酬は、委員会が決定した該当する判定期間中に委員会が設定した業績目標の達成に基づいて権利確定し、パフォーマンスシェアアワ

一ドの場合を除き、付与日から1年未満で権利確定することはできません。

・株式の変動にあたっての調整

報酬等の付与日以後発生した株式配当、臨時現金配当、株式分割、株式併合、資本再編、組織再編、合併、統合、結合、交換などの組織行為その他の関連する資本変動の場合、本プランやアワード契約に基づいて付与された報酬等、オプションやSARの行使価格、パフォーマンスシェアアワードの条件である業績目標、全ての株式報酬等に適用される株式(ADS)の最大数は、アワードの経済的意図を維持するために必要な範囲で、かかるアワードの対象となる株式(ADS)その他の対価の数、価格、又は種類に関して公平に調整又は代替されるものとします。

委員会は、そのような調整が会社又はその関連会社の最善の利益になると特に決定しない限り、ISOの場合には、行われた調整が米国歳入法(以下、「歳入法」といいます。)の424(h)(3)条の意味におけるISOの修正、延長又は更新を構成しないようにし、非適格ストックオプションの場合には、調整が歳入法の409A条の意味におけるそのような非適格ストックオプションの修正を構成しないようにします。いかなる調整も、1934年証券取引法改正に基づく規則16b-3の免除に不利な影響を与えない方法で、適用される範囲で、行われるものとします。当社は対象者に調整に係る通知を行うものとします。

・支配権の異動

アワード契約で別段の定めがない限り、支配権移転後12カ月以内に参加者の原因なく契約終了した場合、報酬等の全てについて直ちに権利確定し、全ての発行済のオプションとSARは、参加者の解雇日時時点で直ちに行使可能になります。

アワード契約で別段の定めがない限り、パフォーマンスシェアアワードに関しては、支配権移転後12か月以内に参加者の原因なく契約終了した場合、全てのパフォーマンス目標その他の権利確定のための基準は、目標水準100%で達成されたものとみなされ、参加者の契約終了の時点で、その他全ての条件は成就したものとみなされます。

支配権移転の場合、委員会は、その裁量で、影響を受ける者に少なくとも10日前に通知した上で、既発行のアワードを取り消し、当該アワードの保有者に、当該事象で当社の他の株主が受領した、または受領する当社株式(またはADS)1株当たりの価格に基づく当該アワードの価値を支払うことができます。オプションまたはストック・アプリシエーション・ライトの場合であって、その行使価格が、支配権移転に関連して当社株式1株(または当社株式1株に相当するADSの数)に対して支払われた価格と等しいかそれを超えていた場合には、委員会は、その対価を支払うことなく、オプションまたはストック・アプリシエーション・ライトを取り消すことができます。

支配権移転とは、一定の例外を除き、(a)当社及びその子会社の資産または財産の全部または実質的に全部の、当社の子会社でない者への処分の場合、(b)現任取締役(取締役会の現職取締役の少なくとも3分の2の投票によって、取締役会への選出または指名が承認された者は、現職取締役とします)が取締役会の過半数以上を構成できなくなった場合、(c)当社の完全な清算または解散が完了する10営業日前の日、(d)(i)当社のそのときにおける発行済の当社株式または(ii)取締役の選任において一般的に議決権を行使することができる当社のその時点で発行されている議決権を合算したものの、のいずれかの50%以上(完全希薄化ベース)の実質持分が取得された場合、(e)当社が関与する組織再編、合併、統合、株式交換その他類似の形態の企業取引で、当社の株主の承認が必要なものと定義されています。

・本プランの修正及び終了

取締役会はいつでも、本プランを修正することができます。ただし、当社株式(またはADS)

の変動に伴う調整の場合を除き、いかなる修正も、適用法又はナスダック証券取引所規則を遵守するために株主の承認が必要である限りにおいて、当社の株主の承認を得なければ効力を生じないものとします。本プランは、取締役会により事前に終了する旨の決定がされない限り、取締役会により承認された日の10年後の応当日に終了するものとします。

- ・アワードの修正

委員会は、一以上のアワードの定めを変更することができます。ただし、委員会は、参加者が書面で同意しない限り、アワード上の参加者の権利に不利益な修正を施せないものとします。

- ・クローバック及び返還

当社は、当社の報酬返還に関するクローバック規程に従って、アワードを取り消し、又は、本プラン又はアワード契約に基づいて過去に支給された報酬を返還することを参加者に求めることがあります。

- ・本プランに基づく現時点における具体的な支給内容

本プランに基づくアワードは、委員会の単独の裁量により決定された数そして個人に対して付与されるものとします。それゆえ、本プランに基づいて従業員、役員、外部協力者、取締役及び監査役により受領される便益の具体的内容については、現時点において未確定です。

必要な議決権数

本第4号議案の承認には、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の承認が必要となります。

以上

第24期 事業報告

自 2023年 1月 1日
至 2023年 12月 31日

1. 会社の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）におけるわが国経済は、コロナ禍を乗り越え、緩やかな回復基調を取り戻しました。一方で、ロシア・ウクライナ戦争の長期化や中東情勢の不安定さ、大幅な円安の進行、物価上昇、金融市場の変動などの影響により、依然として景気の不透明感が続いています。

このような状況の中、当社では、各グループ事業会社の事業成長の支援機能をより果たし、グループとしての企業価値向上及びグループ運営の中核を担う持株会社として収益改善に向け、2023年7月3日に、当社健康関連テクノロジー事業（以下「ヘルステック事業」）部門の新たに新設する当社子会社への承継（新設分割）及び当社開発・管理部門の既存の当社子会社への承継（吸収分割）を行いました。この結果として、当社の主要な収益源は、当社が保有し、各グループ事業で使用する商標にかかるロイヤリティ収入、及びグループにおける店舗販売に際し店舗を保有する会社から受託する店舗運營業務の受託収入となります。

リラクゼーション・サロン事業では、直営店舗を中心とした価格改定ならびに投資家向けの店舗販売を中心に収益改善に向け取り組みました。新規出店については、引き続き店舗撤退と新規出店のスクラップ・アンド・ビルドを実施し、その結果、12月時点でのグループ店舗数は、314店となりました。また、投資家向けの店舗販売も順調に売上を伸ばし、当事業年度には、株式会社ウィングにおいて30店舗、株式会社サワンにおいて7店舗を販売しました（再販売・投資家間売買の仲介含む）。

これに加えて、MOTHER事業・Lav事業を中心としたヘルステック事業では、アプリケーション「Lav」を活用した健康指導の展開を進め、健康保険組合を中心とした取引先を順調に拡大し、12月末時点で74健康保険組合との業務委託契約を締結することができました。また、世界初の無充電スマートトラッカーである「MOTHER Bracelet」販売に加えて、「MOTHER Bracelet」を用いた遠隔見守り集中管理システム「REMONY(リモニー)」及び両者間のデータ通信を媒介する通信機器「Gateway(ゲートウェイ)」をリリースしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は1,901,620千円（前年同期比63.6%増）、営業利益778,877千円（前年同期 営業利益74,525千円）、経常利益797,274千円（前年同期 経常利益90,053千円）となりました（いずれも当社単体数値）。

なお、米国会計基準に基づく連結財務諸表については、米国監査法人によるPCAOB監査後、2024年4月末までにForm 20-Fにより開示予定です。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、75,589千円となりました。その主な内容は、MOTHER Bracelet製造のための資産の取得1,465千円およびアプリのバージョンアップによるソフトウェア資産の増加8,350千円、Lavのアプリのバージョンアップによるソフトウェア資産の増加3,893千円、本社における工具、器具及び備品の増加6,727千円およびソフトウェア資産の増加13,804千円です。このうち、ソフトウェア資産84,651千円、工具、器具及び備品14,967千円、合計99,618千円は7月3日の会社分割に伴い、各事業会社へ移管しております。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2023年7月3日、当社の持株会社化を行い意思決定の迅速化と当社単体の財務健全化を図ることを目的として、ヘルステック事業を新設した株式会社MEDIROM MOTHER Labsに承継させる新設分割、店舗開発事業と管理業務などの業務代行業業を株式会社メディロム・シェアードサービスに承継させる吸収分割を行いました。

(4) 資金調達の状況

2023年9月13日、三菱UFJ銀行より2億円の運転資金融資を受けました。また、新設分割により子会社とした株式会社MEDIROM MOTHER Labsにて、りそな銀行より融資枠2億円の当座貸越枠の設定を受けました（なお、当借入については、当社が親会社として債務保証をしております）。

(5) 対処すべき課題

急激な為替変動、原材料価格の上昇等引き続き厳しい事業環境に置かれておりますが、こうした状況にも耐えうる社内体制を築き、安定した収益の確保を目指してまいります。

リラクゼーション・サロン事業では、直営店舗を中心とした価格改定ならびに投資家向けの店舗販売を中心に収益改善に向けた取り組みを行いました。引き続き顧客満足の向上と売上の拡大に努め、直営店舗とフランチャイズ店舗運営の効率化、店舗の投資家販売の拡充に努めてまいります。

また、当社が発行している「Re. Ra. Kuカード」による前払い式決済手段に関して、従前より資金決済法上の維持基準である純資産額1億円以上を維持すべきという基準について、当事業年度において、上回る結果となりました。しかしながら、2024年1月末日をもってRe. Ra. Kuカードの新規チャージ受付を中止し、子会社である株式会社ウィングにおいて新たに有効期限付きで資金決済法の適用を受けない「Re. Ra. Ku PAY」のリリースを致しました。Re. Ra. Ku PAYの導入により、スマートフォンによるキャッシュレス決済が可能となり、お客様への利便性向上につながるとともに、従来供託していた預かりチャージ金をより効率的に運用することが可能となります。また、チャージや利用を促進するキャンペーンを機動的に開催することで、店舗売上の向上に資するものと考えております。

ヘルステック事業では、当事業年度に「MOTHER Bracelet」を用いた遠隔見守り集中管理システム「REMONY(リモニー)」及び両者間のデータ通信を媒介する通信機器「Gateway(ゲートウェイ)」のリリースを実現することができました。引き続き認知度向上と販売数の増加を目指し、あわせて部品調達難に対応した生産効率化に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移(日本基準)

区 分	第 21期 (2020年 12月期)	第 22期 (2021年 12月期)	第23期 (2022年 12月期)	第24期 (2023年 12月期)
売 上 高	1,416,109千円	1,852,932千円	1,162,454千円	1,901,620千円
経 常 利 益	△949,541千円	△121,183千円	90,053千円	797,274千円
当 期 純 利 益	△1,079,651千円	△139,539千円	83,550千円	464,728千円
普通株式に係る1株当たり 当期純利益	△268円26銭	△28円61銭	17円11銭	93円41銭
総 資 産	3,041,593千円	2,353,098千円	4,134,464千円	3,948,790千円

純 資 産	379,865千円	△30,560千円	52,845千円	497,916千円
普通株式に係る1株 当たり純資産額	77円37銭	△7円62銭	9円49銭	98円78銭
自 己 資 本 比 率	12.48%	△1.27%	1.12%	12.60%

(7) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社

名称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業
株式会社ウィング	1百万円	100%	リラクゼーション業
株式会社メディロム・ヒューマン・リソース	35百万円	100%	教育・スクール事業
株式会社ジョイハンズ・ウェルネス	1百万円	100%	リラクゼーション業
株式会社メディロム・シェアードサービス	1百万円	100%	業務委託管理業 店舗開発事業 管理業務等業務代行業務
株式会社サワン	500千円	100%	リラクゼーション業
株式会社ザック	10百万円	100%	ヘアサロン事業
株式会社MEDIROM MOTHER Labs	10百万円	96.4%	ヘルステック事業

② 重要な関連会社

記載すべき事項はございません。

(8) 重要な企業結合等の状況

記載すべき事項はございません。

(9) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

事業区分	事業内容
スタジオ運営事業	リラクゼーション店舗の直営事業及び運営受託事業
フランチャイズ事業	フランチャイズ契約に基づくリラクゼーション店舗の運営支援事業
教育・スクール事業	リラクゼーション店舗で施術を行うセラピストの教育事業
ヘルステック事業	アプリケーション・デバイスを活用した健康指導事業、ヘルストラッカー「MOTHER bracelet」の企画販売事業
ヘアサロン事業	ヘアサロンZACCの運営

(10) 主要な営業所（2023年12月31日現在）

本社及びリラクカレッジ 東京都港区台場2丁目3-1 トレードピアお台場16階
名古屋オフィス及びリラクカレッジ 愛知県名古屋市中村区名駅南2-10-22

(11) 従業員の状況（2023年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減
0名	48名減

(注) 組織再編に伴い、純粋持株会社に移行したためです。

(12) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借入先	借入残高(千円)
東日本銀行	208,518
三菱UFJ銀行	200,000
日本政策金融公庫	169,200
株式会社ザック(当社子会社)	120,000
商工組合中央金庫	99,310
城南信用金庫	5,264

(13) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況に関する事項（2023年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 普通株式 19,899,999 株
A種類株式 1 株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 4,975,000 株
A種類株式 1 株
(注) 発行済株式の総数には 92,500 株の自己株式を含んでおります。
- ③ 株主数 普通株式 24名(自己株式除く)
A種類株式 1名
- ④ 大株主

株主名	保有株式数			議決権比率
	普通株保有数	A種類株保有数	合計保有数	
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン	2,582,810		2,582,810	52.90%
江口 康二	1,884,960	1	1,884,961	38.61%
川口 大八郎	200,000		200,000	4.10%
井上 武夫	47,100		47,100	0.96%
藤原 史利	40,000		40,000	0.82%
小川 智也	28,500		28,500	0.58%
大村 正恵	15,000		15,000	0.31%
高橋 和義	12,500		12,500	0.26%
川田 規人	10,000		10,000	0.20%
株式会社 平野製作所	10,000		10,000	0.20%
大村 寿男	10,000		10,000	0.20%

(注1) 当社は自己株式を 92,500 株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(注2) 議決権比率はA種類株式を除く普通株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

(注3) ザ バンク オブ ニューヨーク メロンは、当社が米国預託証券を発行するために、預託銀行として当社の株式を保有しています。

3. 新株予約権等の状況に関する事項（2023年12月31日現在に発行している新株予約権）

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末における状況

	回次（行使価額）	行使期間	個数	目的となる株式数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	—	—	—	—	—
社外取締役	第5回（1株当たり400円）	2017年12月22日から2025年12月21日まで	25個	12,500株	1名
監査役	—	—	—	—	—

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当ありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末において当社役員が保有している新株予約権等（職務執行の対価として交付されたものを除く。）の状況

① 第8回新株予約権

発行決議の日	2020年10月2日
保有者数	取締役（社外取締役を除く） 1名
新株予約権の数	150,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	150,000株
新株予約権の発行価格	0.23円
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,000円
行使期間	2021年10月1日から2026年9月30日まで

② 第9回新株予約権

発行決議の日	2020年10月2日
保有者数	取締役（社外取締役を除く） 1名 社外取締役 1名 監査役 1名
新株予約権の数	取締役（社外取締役を除く） 40,000個 社外取締役 1,200個 監査役 1,200個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	取締役（社外取締役を除く） 40,000株 社外取締役 1,200株 監査役 1,200株
新株予約権の発行価格	22円
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり128円
業績条件	2020年、2021年、2022年12月31日を決算期末とする各事業年度のいずれかで、米国会計基準によるグループ連結売上高 3,271,407千円（決議時点ではサブリース売上を純額計上していたため、現行の当社で採用している会計基準ベースで3,908,264千円に相当）以上であること。
行使期間	2021年10月1日から2024年9月30日まで

2022年12月9日開催の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、2022年12月28日に払込みが完了しております。発行時点の状況は次のとおりであります。

銘柄	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
新株予約権付社債の残高	5億円
新株予約権の数	40個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の行使期間	2022年12月28日から2027年12月27日まで ※2022年12月28日からその6か月後の応当日までの間は、社債要項の「償還の方法及び期限」第(3)号又は「期限の利益喪失に関する特約」に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限り、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の行使価額	755円

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年12月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役	江口 康二	CEO	株式会社メディロム・ヒューマン・リソース 代表取締役 株式会社サワロ 代表取締役 株式会社MEDIROM MOTHER Labs 代表取締役 一般社団法人日本リラクゼーション業協会 理事
取締役	藤原 史利	CFO	イーグルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 代表取締役 リンデン・キャピタル・パートナーズ合同会社 代表社員 株式会社メディロム・シェアードサービス 代表取締役
取締役	小川 智也	社外取締役	クリアーション株式会社 代表取締役
取締役	野嶋 朗	社外取締役	学校法人ハリウッド大学院 客員教授 株式会社ノトラック 代表取締役 学校法人IU情報経営イノベーション専門職大学 客員教授 株式会社GO TODAY SHARE SALON 社外監査役 株式会社ビューティガレッジ 社外取締役（監査等委員） 株式会社アトリエエムエイチ 社外取締役 株式会社SOEASY 社外取締役
常勤監査役	小松 利彰	社外監査役	創星影像股份有限公司 董事長
監査役	佐藤 靖	社外監査役	青山学院大学経営学部 教授
監査役	狩生 司	社外監査役	狩生税理士事務所 所長 ファイブリング株式会社 社外監査役 株式会社ジョイハンズ・ウェルネス 監査役 株式会社メディロム・ヒューマン・リソース 監査役

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社の取締役、監査役（なお、被保険者は保険料を負担しておりません。）

② 当該保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為も含む。）に起因して損害賠償請求をされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償します。

③ 当該保険契約により職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

補償する額について限度額を設けること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額は以下のとおりです。

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等・非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	53,198 (4,200)	53,198 (4,200)	— (—)	4名 (2名)
監査役 （うち社外監査役）	5,700 (5,700)	5,700 (5,700)	— (—)	3名 (3名)

(注1) 取締役の報酬等の総額は、2016年12月21日開催の株主総会において、年額20,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

(注2) 監査役の報酬等の総額は、2016年12月21日開催の株主総会において、年額5,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(注3) 取締役会は、代表取締役 江口康二氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	小川 智也	クリアーション株式会社	代表取締役	当社との間に重要な取引 その他特別の関係はありません。
社外取締役	野嶋 朗	学校法人ハリウッド大学院 株式会社ノートラック 学校法人 iU 情報経営イノベーション専門職大学 株式会社 GO TODAY SHAIRE SALON 株式会社ビューティガレージ 株式会社アトリエエムエイチ 株式会社 SOEASY	客員教授 代表取締役 客員教授 社外監査役 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 社外取締役	当社との間に重要な取引 その他特別の関係はありません。
社外監査役	小松 利彰	創星影像股份有限公司	董事長	当社との間に重要な取引 その他特別の関係はありません。
社外監査役	佐藤 靖	青山学院大学経営学部	教授	当社との間に重要な取引 その他特別の関係はありません。
社外監査役	狩生 司	狩生税理士事務所 ファイブリング株式会社 株式会社ジョイハンズ・ウェルネス 株式会社メディロム・ヒューマン・リソース	所長 社外監査役 監査役 監査役	当社との間に重要な取引 その他特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小川 智也	当事業年度開催の取締役会 12 回のうち 12 回 (100%) に出席し、必要に応じ、 弁護士及び企業経営者としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役	野嶋 朗	当事業年度開催の取締役会 12 回のうち 12 回 (100%) に出席し、必要に応じ、 企業経営者としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	小松 利彰	当該事業年度開催の取締役会 12 回のうち 12 回 (100%)、監査役会 12 回のうち 12 回 (100%) に出席し、必要に応じ、企業経営者としての見地からの発言を行 っております。
社外監査役	佐藤 靖	当該事業年度開催の取締役会 12 回のうち 11 回 (92%)、監査役会 12 回のうち 12 回 (100%) に出席し、必要に応じ、経営学者としての見地からの発言を行っ ております。
社外監査役	狩生 司	当該事業年度開催の取締役会 12 回のうち 10 回 (83%)、監査役会 12 回のうち 12 回 (100%) に出席し、必要に応じ、税理士としての見地からの発言を行っ ております。

5. 会計監査人の状況に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人クレア

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

① 事業年度に係る会計監査人としての報酬 750万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 750万円

(注) 当社監査役会が監査法人クレアの報酬等について同意した理由は、会計監査人としての独立性および専門性の有無、監査報酬等を総合的に勘案し検討した結果、適任と判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社は上記の会社法に基づく会計監査の他に、米国ナスダック市場に上場しており、米国会計基準にて連結財務諸表を作成しております。そのため、日本基準で作成した連結財務諸表を米国会計基準に転換し作成した米国SEC及びナスダック市場に提出すべき財務報告書類に関し、TAAD, LLPによる会計監査を受けております。このため、子会社単独では監査を受けておりませんが、子会社を含めた連結財務報告について監査を受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査法人クレアとの間で、会社法第423条第1項の責任について、監査法人クレアが職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000,000円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度とすることを内容とする責任限定契約を締結しております

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)に関する基本方針は、次のとおりであります。

- ① メディロムグループの取締役等及び使用人の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)

※ 取締役等(取締役、執行役員及びその他の業務執行者を指す。以下同じ。)

当社の取締役は、メディロムグループにおけるコンプライアンスの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、メディロムグループの各社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、これをメディロムグループの各社に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社内部監査部門が内部監査を実施し又はメディロムグループの各社内部監査部門が実施した内容監査について報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

- ② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(情報保存管理体制)

当社の取締役は、職務執行に係る情報を記録した文書(電磁的記録を含む。)を作成・保存するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。情報管理については、「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報保護方針」に基づき、これを行う。

- ③ メディロムグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスクマネジメント体制)

当社の取締役は、メディロムグループにおけるリスクマネジメントの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程・細則・内規・ガイドライン・マニュアルを整備し、メディロムグループの各社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、リスクマネジメントに関する教育を実施するとともに、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に関する手順を明確化し、これをメディロムグループの各社に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社内部監査部門(メディロムグループの各社内部監査部門を含む。)がメディロムグループの各社の内部監査を実施する。

- ④ メディロムグループの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制(効率的職務執行体制)

当社の取締役は、以下の事項を主な内容とする経営管理システムを整備して、メディロムグループの取締役等の職務執行における効率性を確保する。

- メディロムグループ全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役会のほかグループ経営会議を組織し、これを審議する。
- 当社に業務執行の責任者となる執行役員を選任するとともに、必要に応じメディロムグループの各社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定の監督をする。
- 職務権限規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。
- メディロムグループの各社ごとに年度計画として定量・定性目標を策定し、四半期モニタリング等を通じて業績管理を行う。

- ⑤ メディロムグループの取締役等の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制(職務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制)

当社の取締役は、メディロムグループの各社に対し、以下の事項を含むメディロムグループの各社に適用されるルール、基準を整備し、これに則った経営管理を行い、また同ルール等に基づく各種報告を要請する。

- メディロムグループの各社のガバナンス及びモニタリングに関する事項
- メディロムグループの各社における内部統制システムの整備に係る指導及び管理に関する

る事項

- メディロムグループの情報伝達体制※に関する事項
- 当社経営監査部によるメディロムグループの内部監査に関する事項
- メディロムグループ内における情報共有化のための体制や内部通報制度をはじめとする事項

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(以下総称して、監査役関連体制)

当社の取締役は、当社の監査役の職務を補助する使用人を任命する。この使用人は、監査役の職務を補助するものとし、監査役の指揮命令に服する。

- ⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役による当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

前号の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定には、当社の監査役の同意を必要とする。なお、当該使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、当社の監査役の指揮命令のみに従う。

- ⑧ メディロムグループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役は、当社監査役監査基準等の定めるところにより当社の監査役があらかじめ指定した事項について、当社の監査役に報告する。主な事項は、以下のとおりとする。

- メディロムグループの各社に著しい損害が発生するおそれがある事実を発見した場合、その事実
- 当社の監査役の同意を要する法定事項
- メディロムグループの内部統制システムの整備状況及びその運用状況

当社の監査役は、上記事項に限らず、その必要に応じ随時に、メディロムグループの各社の取締役、監査役及び使用人に対し報告を求めることができ、報告を求められた者は、速やかに適切な報告を行うものとする。メディロムグループの各社の取締役、監査役及び使用人(当該取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者を含む。)は、メディロムグループの各社の業務の適正を確保するうえで当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、当社の監査役に直接報告しなければならない。

当社の監査役は、内部通報制度の運用状況について四半期に一度報告を受ける。また、自らが必要と認めた場合、直ちに当該運用状況について報告させることができる。

- ⑨ 前号の報告をした者が当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役は、前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めたメディロムグループ共通の規程を整備し、メディロムグループの各社に周知したうえで適切に運用する。

- ⑩ 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に関する方針

当社の取締役は、当社の監査役がその職務執行について生ずる費用の前払又は償還手続等を請求するときは、当社の監査役と協議のうえ制定した社内規程に基づき、監査役の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかにこれを支払う。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の代表取締役及び社外取締役との意見交換会を定期的で開催する。また、当社の取締役は、当社の監査役の要請に基づき、当社の監査役がメディロムグループの各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、米国ナスダック市場上場企業として、また会社法上の大会社として、いわゆる「財務報告に係る内部統制システム」を構築し、適正な業務運営を確保することに努めて参りました。具体的には、米国サーベンス・オクスレー法に対応するための業務プロセスの文書化及び内部統制の不備の改善、業務システムのリプレイス意思決定及び導入準備、経理担当者の補強を進めるとともに、業務を効率配置することで、決算プロセスの早期化・チェック体制の強化を推進しました。

また、(1)記載の業務の適正運用を監視・監督するための主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務遂行の適法性を確保するとともに、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべての取締役会に出席いたしました。また、監査役会は12回開催されました。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を行っております。

業務の運用状況の適正性を確認するため、内部監査室を設置し専任者を配置いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、米国ナスダック市場に上場し、当社株式を裏付けとし、実質的に株式と同等の権利を有する預託証券(ADS)を海外市場に上場している日本企業として、市場における当社ADSの自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模な買付け等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模な買付け等に係る提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えております

一方で、当社は、当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の企業価値や経営理念、顧客等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

そこで当社では、創業者であり代表取締役である江口康二を保有者とするA種種類株を発行しております。当該種類株式は、配当や残余財産の受取権において普通株と同等の権利を有する一方、組織再編、重要な財産の処分、新株の発行等の会社の重要な意思決定に関し、同意権を有するいわゆる「黄金株」です。

当社は、当社株式の大規模な買付け等を行う者に対し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する者であるかを社外取締役を含めた取締役会において判断し、万一当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判定された場合には、当該大規模な株式の買付け等に対しては、本邦ならびに当社がADSを上場している米国法に鑑み適切な対応を取ることにより、株主の皆様へ大規模な買付け等に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の1つと位置付けており、将来における成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

しかしながら、今後更なる成長実現のため積極的に事業投資を行っていく方針です。従って、事業から創出されるフリー・キャッシュフローが安定的に推移するまでの間は無配とする方針であります。

7. 重要事象等に関する事項

該当する事項はございません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

以上

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,211,928	流動負債	2,335,967
現金及び預金	52,570	契約負債	172,867
売掛金	514,824	短期借入金	320,000
未収入金	806,006	一年以内長期借入金	64,462
短期貸付金	1,635,104	未払金	1,752,827
立替金	301,419	未払法人税等	4,850
その他	13,755	預り金	11,311
貸倒引当金	△111,750	その他	9,650
固定資産	736,862	固定負債	1,114,907
有形固定資産	77,681	長期借入金	417,830
建物附属設備	93,364	新株予約権付社債	500,000
車輜運搬具	9,262	長期未払金	8,277
工具器具備品	28,996	契約負債	9,166
建設仮勘定	15,750	資産除去債務	39,426
減価償却累計額	△69,691	組織再編により生じた株式の特別勘定	140,208
無形固定資産	30,993	負債合計	3,450,874
ソフトウェア	15,106	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	15,514	株主資本	491,407
その他	373	資本金	20,000
投資その他の資産	628,188	資本剰余金	29,336
投資有価証券	81,542	資本準備金	20,000
関係会社株式	147,202	その他資本剰余金	9,336
長期未収入金	212,343	利益剰余金	445,071
敷金保証金	228,540	その他利益剰余金	445,071
繰延税金資産	74,031	自己株式	△3,000
その他	1,076	新株予約権	6,509
長期貸倒引当金	△116,546	純資産合計	497,916
資産合計	3,948,790	負債・純資産合計	3,948,790

損 益 計 算 書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		1,901,620
売 上 原 価		291,648
売 上 総 利 益		1,609,972
販売費及び一般管理費		831,095
営 業 利 益		778,877
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	33,812	
為 替 差 益	16,347	
そ の 他	4,870	55,029
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	35,508	
そ の 他	1,124	36,632
経 常 利 益		797,274
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,647	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	154,852	157,499
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	237	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	563,351	563,588
税 引 前 当 期 純 利 益		391,185
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		488
法 人 税 等 調 整 額		△74,031
当 期 純 利 益		464,728

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	1,223,234	1,234,234	101,808	1,336,042
事業年度中の変動額				
資本金からその他資本剰余金への振替	△1,203,234		1,203,234	1,203,234
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△1,214,234	1,214,234	—
欠損填補			△2,509,940	△2,509,940
当期純利益				
会社分割による減少				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	△1,203,234	△1,214,234	△92,471	△1,306,706
当期末残高	20,000	20,000	9,336	29,336

(単位：千円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	△2,509,940	△2,509,940	△3,000	46,336	6,509	52,845
事業年度中の変動額						
資本金からその他資本剰余金への振替				—		—
資本準備金からその他資本剰余金への振替				—		—
欠損填補	2,509,940	2,509,940		—		—
当期純利益	464,728	464,728		464,728		464,728
会社分割による減少	△19,657	△19,657		△19,657		△19,657
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	2,955,011	2,955,011	—	445,071	—	445,071
当期末残高	445,071	445,071	△3,000	491,407	6,509	497,916

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、当事業年度において 778,877 千円の営業利益、797,274 千円の経常利益、464,728 千円の当期純利益を計上いたしました。

また、この結果、当社の純資産は当事業年度末には 497,916 千円の純資産となりました。しかしながら、依然として前事業年度以前の新型コロナウイルスによる店舗閉鎖及び店舗収益の低迷を原因とした過年度の未納労働保険料について支払猶予を受けており、猶予期限の延長申請の承認の有無によっては、計算書類作成日時点から 12 ヶ月以内の資金繰りに懸念が生じる可能性があります。

これにより、当社には継続企業の前提に関する疑義が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、2024 年夏頃に新株発行による公募増資を実施し、その後金融機関からの借入による資金調達を実施する予定であります。また、2022 年から販売を開始した充電不要のウェアラブルトラッカー「MOTHER Bracelet®」の販売について、引き続き生産・販売の拡大を図ってまいります。なお、前事業年度に引き続いて当社子会社で複数店舗の販売及び店舗運営業務の受託を積極的に推進し、当社グループ全体として財務状況の安定化を図ってまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であることから、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

計算書類は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な不確実性の影響を反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

償却方法、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備：定額法 3～15 年

車両運搬具：定率法 6 年

工具器具備品：定率法 2～10 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3 年、5 年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性を個別に検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、子会社に対する経営管理料及び事務管理料、子会社の店舗販売に関する成功報酬及び商標のロイヤリティ収入を主な収益としております。

子会社との経営管理に係る契約及び事務管理業務の受託に係る契約は、子会社に対し契約に基づく経営管理及び事務管理業務の提供を行うことを履行義務として識別しております。これらの契約は、時の経過に応じ義務を履行するにつれて子会社が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しています。

子会社の店舗販売に関する成功報酬は、子会社が第三者との間において店舗売却契約の締結を行うことを履行義務として識別しており、当該履行義務は店舗売却契約の締結時点をもって充足されるため、当該時点で収益を計上しております。

商標のロイヤリティ収入は、当社が提供する商標の使用許諾に関する契約であり、契約により一定期間にわたり商標の使用を許諾することを履行義務として識別しております。当該契約については、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたり収益を認識しております。

なお、これらの取引の対価には重要な金融要素は含まれておりません。

(会計上の見積りに関する注記)

(関係会社投融資の評価)

1. 当事業年度に計算書類に計上した金額

関係会社株式	147,202 千円
関係会社に対する短期貸付金	1,635,104 千円
関係会社に対する売掛金	495,665 千円
関係会社に対する未収入金	778,098 千円
関係会社に対する立替金	301,419 千円
関係会社に対する貸倒引当金 (流動)	105,819 千円
関係会社株式評価損	563,351 千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式の減損処理の要否は、取得価額と実質価額を比較することにより判定されており、実質価額が著しく低下した場合には、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行っております。実質価額の回収可能性の判断に将来計画等を基礎として判断しております。

関係会社に対する債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定し、当該回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。当該回収不能見込額の見積りにあたっては、関係会社の財政状態等を考慮したうえで、支払能力を総合的に勘案して判断しております。

当該将来計画等は、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受ける可能性があり、実際の業績が計画から乖離し、関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合、関係会社株式の減損処理や貸倒引当金の計上による損失が発生し、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金 26,002 千円

(2) 担保に係る債務

一年以内長期借入金 5,724 千円

長期借入金 202,794 千円

208,518 千円

2. 保証債務

(1) 関係会社の店舗の家賃について、保証を行っております。

株式会社ウィング及び株式会社サワン 65 店舗 554,742 千円

(2) 関係会社の借入金について、保証を行っております。

株式会社 MEDIROM MOTHER Labs 200,000 千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 3,190,287 千円

短期金銭債務 1,721,830 千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

収入	1,492,855 千円
支出	12,845 千円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

収入	32,702 千円
支出	2,583 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

① 当事業年度末日における発行済株式の数

普通株式	4,975,000 株
A種類株式	1 株

② 当事業年度末日における自己株式の数

普通株式	92,500 株
------	----------

③ 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

当事業年度中に支払った配当はありません。

(2) 当事業年度末日後に行う剰余金の配当

配当予定はありません。

④ 新株予約権に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の目的となる株式の数

第5回新株予約権	普通株式	85,500 株
第7回新株予約権	普通株式	73,000 株
第8回新株予約権	普通株式	150,000 株
第9回新株予約権	普通株式	<u>288,250 株</u>
		<u>596,750 株</u>

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画及び営業キャッシュ・フローの状況を基に、取締役会で必要な資金調達を計画し、取締役会決議を経て銀行借入により運転資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、取引先企業との業務に関連する非上場株式等であり、発行会社の信用リスク及び市場リスクに晒されています。

敷金保証金は、本社等の賃借に伴う敷金及び保証金であり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び長期未払金は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

借入金 は 運転資金 であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品のリスク管理体制

i. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)管理

当社は、営業債権及び貸付金について、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、期日管理及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒リスクの軽減を図っております。

ii. 市場リスクの管理

当社は、投資有価証券について、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

iii. 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき月次で支払期日を把握し、返済計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください。）。また、現金及び預金、売掛金、未収入金、未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

科目	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期未収入金(※1、2)	108,546	108,546	—
(2) 長期借入金(※3)	482,292	448,259	△34,033
(3) 新株予約権付社債	500,000	569,795	69,795
(4) 長期未払金(※4)	10,227	9,871	△356

※1 貸倒引当金を控除しております。

※2 1年以内に返済される長期未収入金も含めて表示しております。

※3 1年以内に返済される長期借入金も含めて表示しております。

※4 1年以内に支払われる長期未払金も含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)長期未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

(2)長期借入金、(3)新株予約権付社債、(4)長期未払金

長期借入金、新株予約権付社債及び長期未払金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	81,542
関係会社株式	147,202

(資産除去債務に関する注記)

1. 当該資産除去債務の概要

本社等及びリラクカレッジの不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

本社等及びリラクカレッジは工事施工業者から撤去費用の見積りを入手し、その見積金額に基づき算定した原状回復費として認識しました。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減は以下となります。

期首残高	39,330 千円
時の経過による調整額	95 千円
期末残高	39,425 千円

(税効果に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	317,856 千円
関係会社株式	211,510 千円
貸倒引当金	78,966 千円
売掛金	15,233 千円
資産除去債務	13,637 千円
敷金保証金	12,106 千円
その他	<u>15,080 千円</u>
繰延税金資産小計	<u>664,391 千円</u>
評価性引当額	<u>△585,663 千円</u>
繰延税金資産合計	78,727 千円
繰延税金負債	
資産除去費用	△3,916 千円
その他	<u>△779 千円</u>
繰延税金負債小計	<u>△4,696 千円</u>
繰延税金資産の純額	74,031 千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社メディロム・ヒューマン・リソース	直接 100%	経営管理及び事務管理業務 その他経費	13,929	売掛金	102,134
				2,575	未収入金	713,287
			出向負担金支払	7,526	立替金	16,949
			利息の受取	31,703	短期貸付金	1,585,175
子会社	株式会社ウィン グ	直接 100%	債務保証	530,945		—
			被債務保証	382,982		—
			経営管理料及び事務管理料の受取	211,628	未払金	1,144,837
			店舗販売成功報酬の受取	715,400	預り金	6,996
			ロイヤリティの受取	89,496		
			出向負担金支払	629		
			店舗経費	14		
子会社	株式会社ジョイ ハンズ・ウェル ネス	直接 100%	経営管理料及び事務管理料の受取	65,179	未払金	449,996
			ロイヤリティの受取	11,814		
子会社	株式会社サワン	直接 100%	債務保証	23,797		—
			経営管理料及び事務管理料の受取	35,656	売掛金	355,079
			店舗販売成功報酬の受取	299,950	未収入金	33,134
			ロイヤリティの受取	5,148		
			利息の受取	998	立替金 短期貸付金	1,816 49,928
子会社	株式会社ザック	直接 100%	経営管理料及び事務管理料の受取	23,737	売掛金	11,387
					未収入金	13,222
					立替金	178
			資金の借入 資金の返済 利息の支払	15,000 25,000 998	短期借入金	120,000
子会社	株式会社メディ ロム・シェアード サービス	直接 100%	経営管理料及び事務管理料の受取	10,285	売掛金	27,062

			その他経費	2,100	未収入金	11,107
					立替金	253,991
			被債務保証	169,200		—
子会社	株式会社 MEDIROM MOTHER Labs	直接 96.4%	経営管理料及 び事務管理料 の受取	10,629	未収入金	7,348
					立替金	28,482
			債務保証	200,000		—
			被債務保証	377,718		—

(注)1.株式会社ウイング及び株式会社サワンのための債務保証は、店舗の家賃について債務保証を行ったものであります。

(注)2.当社の借入金 382,982 千円に対して、株式会社ウイングより、債務保証を受けております。なお、保証料の支払はありません。

(注)3.当社の借入金 169,200 千円に対して、株式会社メディロム・シェアードサービスより、債務保証を受けております。なお、保証料の支払はありません。

(注)4.当社の借入金 377,718 千円に対して、株式会社 MEDIROM MOTHER Labs より、債務保証を受けております。なお、保証料の支払はありません。

(注)5.株式会社 MEDIROM MOTHER Labs のための債務保証は、金融機関からの借入金について債務保証を行ったものであります。なお、保証料は、受領しておりません。

(注)6.資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注)7.店舗運営の支援業務及び事務業務の受託及び店舗業務の委託の取引条件につきましては、市場価格等を勘案して決定しております。

(注)8.関係会社への債権等に対し、合計 105,819 千円の貸倒引当金を計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	氏名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員	江口康二	直接 38.61%	当社代表取締役	被債務保証	213,782	-	-

(注)1.被債務保証は、当社の銀行借入について受けたものであります。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(企業結合等に関する注記)

(共通支配下の取引等)

新設分割及び吸収分割による持株会社体制への移行

当社は、**2023年5月31日**開催の取締役会決議に基づき、当社のヘルステック事業部門の新たに新設する当社**100%**子会社への承継（新設分割）及び当社の開発・管理部門の既存の当社**100%**子会社への承継（吸収分割）を実施いたしました。

(新設分割)

1 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：ヘルステック事業

事業の内容：アプリ「Lav」の開発・運営及び「MOTHER Bracelet」の企画・製造・販売

(2) 企業結合日

2023年7月3日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割（簡易分割）であり、新設会社は当社の**100%**子会社となります。

(4) 結合後企業の名称

株式会社 **MEDIROM MOTHER Labs**

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、昨年より本格始動いたしましたヘルステック事業を成長期待事業と位置づけ、主要セグメントとしての強化を図るため、この度**2021**年度に行った経営方針をより明確化させることを目的とした組織再編の一環として、当社のヘルステック事業の分社化を行い、より明確になった責任と権限に基づき自主責任経営を徹底いたします。また、当社の開発・管理部門の分社化も行うことにより、各事業会社は、迅速な意思決定などを通じて、事業競争力の大幅な強化に取り組みます。当社は、持株会社として各事業会社の事業成長の支援機能をより果たし、グループとしての企業価値向上に努めてまいります。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第**21**号 **2019**年**1**月**16**日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第**10**号 **2019**年**1**月**16**日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

(吸収分割)

1 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：開発・管理事業

事業の内容：店舗開発事業・管理業務等業務代行業

(2) 会社分割日

2023年7月3日

(3) 会社分割の法的形式

当社を吸収分割会社（以下、「分割会社」といいます。）とし、当社 100%子会社である株式会社メディロム・シェアードサービスを吸収分割承継会社（以下、「承継会社」といいます。）とする吸収分割

(4) 分割後企業の名称

分割会社：株式会社メディロム

承継会社：株式会社メディロム・シェアードサービス

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、昨年より本格始動いたしましたヘルステック事業を成長期待事業と位置づけ、主要セグメントとしての強化を図るため、この度 2021 年度に行った経営方針をより明確化させることを目的とした組織再編の一環として、当社のヘルステック事業の分社化を行い、より明確になった責任と権限に基づき自主責任経営を徹底いたします。また、当社の開発・管理部門の分社化も行うことにより、各事業会社は、迅速な意思決定などを通じて、事業競争力の大幅な強化に取り組みます。当社は、持株会社として各事業会社の事業成長の支援機能をより果たし、グループとしての企業価値向上に努めてまいります。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額	100円64銭
2. 1株当たりの当期純利益	95円18銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はございません。

計算書類に係る附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首	当期	当期	当期	期末	減価償却	期末
		帳簿価額	増加額	減少額	償却額	帳簿価額	累計額	取得原価
有形 固定資産	建物付属設備	60,903	—	—	11,177	49,726	43,638	93,364
	車両運搬具	2,951	9,262	2,788	2,991	6,434	2,828	9,262
	工具器具備品	26,501	8,192	15,199	13,723	5,771	23,225	28,996
	建設仮勘定	—	15,750	—	—	15,750	—	15,750
	計	90,355	33,204	17,987	27,891	77,681	69,691	147,372
無形 固定資産	ソフトウェア	54,458	26,047	52,126	13,273	15,106	—	—
	ソフトウェア仮勘定	31,706	38,945	55,137	—	15,514	—	—
	その他	448	—	—	75	373	—	—
	計	86,612	64,992	107,263	13,348	30,993	—	—

(注) 1. 当期増加額のうち、主要なものは以下のとおりであります。

(1) 「Re Ra Ku」Web サイトリニューアル開発費用

ソフトウェア 13,659 千円

(2) ストレッチ機器購入

建設仮勘定 15,750 千円

2. 当期減少額のうち、主要なものは以下のとおりであります。

(1) 「Re Ra Ku」Web サイトリニューアルのソフトウェアへの完成振替

ソフトウェア仮勘定 13,659 千円

3. 当期減少額のうち、2023年7月3日付の吸収分割および新設分割による減少額は、以下のとおりであります。

工具器具備品 14,967 千円

ソフトウェア 52,121 千円

ソフトウェア仮勘定 32,529 千円

2. 引当金の明細

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	157,052	228,297	157,052	228,297

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	57,547	
給与手当	111,872	
法定福利費	20,899	
賃借料	75,918	
広告宣伝費	23,117	
旅費交通費	20,229	
支払手数料	44,694	
出向負担金	8,155	
研究開発費	867	
支払報酬	296,302	
租税公課	13,589	
減価償却費	32,507	
貸倒引当金繰入	71,244	
その他	54,152	
計	831,095	

MEDIROM HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC. 2024 EQUITY INCENTIVE COMPENSATION PLAN

1. Purpose; Eligibility.

1.1 General Purpose. The name of this plan is the MEDIROM Healthcare Technologies Inc. 2024 Equity Incentive Compensation Plan (the “**Plan**”). The purposes of the Plan are to (a) enable MEDIROM Healthcare Technologies Inc., a Japanese joint-stock corporation (the “**Company**”), and any Affiliate to attract and retain the types of Employees, Consultants, Directors and Statutory Auditors who will contribute to the Company’s long term success; (b) provide incentives that align the interests of Employees, Consultants, Directors and Statutory Auditors with those of the shareholders of the Company; and (c) promote the success of the Company’s business.

1.2 Eligible Award Recipients. The persons eligible to receive Awards are the Employees (including Officers), Consultants, Directors and Statutory Auditors of the Company and its Affiliates and such other individuals designated by the Committee who are reasonably expected to become Employees, Consultants, Directors and Statutory Auditors after the receipt of Awards.

1.3 Available Awards. Awards that may be granted under the Plan include: (a) Incentive Stock Options, (b) Non-qualified Stock Options, (c) Stock Appreciation Rights, (d) Restricted Awards and (e) Performance Share Awards.

2. Definitions.

“**ADSs**” means American Depositary Shares representing shares of Common Stock.

“**Affiliate**” means a corporation or other entity that, directly or through one or more intermediaries, controls, is controlled by or is under common control with, the Company.

“**Applicable Laws**” means the requirements related to or implicated by the administration of the Plan under applicable Japanese corporate law, United States federal and state securities laws, the Code, any stock exchange or quotation system on which the shares of Common Stock (or ADSs) are listed or quoted, and the applicable laws of any foreign country or jurisdiction where Awards are granted under the Plan.

“**Award**” means any Incentive Stock Option, a Non-qualified Stock Option, a Stock Appreciation Right, a Restricted Award or a Performance Share Award, together with any other right or interest relating to the shares of Common Stock, granted to a Participant under the Plan.

“**Award Agreement**” means a written agreement, contract, certificate or other instrument or document (including without limitation the terms of issuance (*hakkō yōkō*) of any Japanese SAR) evidencing the terms and conditions of an individual Award granted under the Plan which may, in the discretion of the Company, be transmitted electronically to any Participant. Each Award Agreement shall be subject to the terms and conditions of the Plan.

“**Beneficial Owner**” has the meaning assigned to such term in Rule 13d-3 and Rule 13d-5 under the Exchange Act, except that in calculating the beneficial ownership of any particular Person, such Person shall be deemed to have beneficial ownership of all securities that such Person has the right to acquire by conversion or exercise of other securities, whether such right is currently exercisable or is exercisable only after the passage of time. The terms “Beneficially Owns” and “Beneficially Owned” have a corresponding meaning.

“**Board**” means the Board of Directors of the Company, as constituted at any time.

“**Cause**” means:

With respect to any Employee or Consultant, unless the applicable Award Agreement states otherwise:

(a) If the Employee or Consultant is a party to an employment or service agreement with the Company or its Affiliates and such agreement provides for a definition of Cause (including without limitation, in a Japanese language agreement, “*seitō na riyū*” or “*gōriteki na riyū*”), the definition contained therein; or

(b) If no such agreement exists, or if such agreement does not define Cause: (i) the commission of, or plea of guilty or no contest to, a felony (including without limitation any criminal offense under Japanese law punishable by more than one year of imprisonment) or a crime involving moral turpitude or the commission of any other act involving willful malfeasance or material fiduciary breach with respect to the Company or an Affiliate; (ii) conduct that brings or is reasonably likely to bring the Company or an Affiliate negative publicity or into public disgrace, embarrassment, or disrepute; (iii) gross negligence or willful misconduct with respect to the Company or an Affiliate; (iv) material violation of U.S. state or federal or Japanese securities laws; or (v) material violation of the Company’s or an Affiliate’s written policies or codes of conduct, including without limitation written policies related to discrimination, harassment, performance of illegal or unethical activities, and ethical misconduct and any work rules (*shūgyō kisoku*).

With respect to any Director or Statutory Auditor, unless the applicable Award Agreement states otherwise, a determination by a majority of the disinterested Board members that the Director has engaged in any of the following:

(a) malfeasance in office;

- (b) gross misconduct or neglect (including without limitation *jūkashitsu* under Japanese law);
- (c) false or fraudulent misrepresentation inducing the Director's or Statutory Auditor's appointment;
- (d) willful conversion of corporate funds; or
- (e) repeated failure to participate in Board meetings (or meetings of Statutory Auditors, if applicable) on a regular basis despite having received proper notice of the meetings in advance.

The Committee, in its absolute discretion, shall determine the effect of all matters and questions relating to whether a Participant has been discharged for Cause. The good faith determination by the Committee of whether the Participant's Continuous Service is terminated by the Company for Cause shall be final and binding for all purposes hereunder.

“Change in Control” means:

- (a) The direct or indirect sale, transfer, conveyance or other disposition (other than by way of merger or consolidation), in one or a series of related transactions, of all or substantially all of the properties or assets of the Company and its subsidiaries, taken as a whole, to any Person that is not a subsidiary of the Company;
- (b) The Incumbent Directors cease for any reason to constitute at least a majority of the Board;
- (c) The date which is ten (10) business days prior to the consummation of a complete liquidation or dissolution of the Company;
- (d) The acquisition by any Person of Beneficial Ownership of 50% or more (on a fully diluted basis) of either (i) the then outstanding shares of Common Stock of the Company, taking into account as outstanding for this purpose such Common Stock issuable upon the exercise of options or warrants, the conversion of convertible stock or debt, and the exercise of any similar right to acquire such Common Stock (the **“Outstanding Company Common Stock”**) or (ii) the combined voting power of the then outstanding voting securities of the Company entitled to vote generally in the election of directors (the **“Outstanding Company Voting Securities”**); *provided, however,* that for purposes of this Plan, the following acquisitions shall not constitute a Change in Control: (A) any acquisition by the Company or any Affiliate, (B) any acquisition by any employee benefit plan sponsored or maintained by the Company or any subsidiary, (C) any acquisition which complies with clauses, (i), (ii) and (iii) of subsection (e) of this definition or (D) in respect of an Award held by a particular Participant, any acquisition by the Participant or any group of persons including the Participant (or any entity controlled by the Participant or any group of persons including the Participant); or
- (e) The consummation of a reorganization, merger, consolidation, statutory share exchange or similar form of corporate transaction involving the Company that

requires the approval of the Company's shareholders, whether for such transaction or the issuance of securities in the transaction (a "**Business Combination**"), unless immediately following such Business Combination: (i) more than 50% of the total voting power of (A) the entity resulting from such Business Combination (the "**Surviving Company**"), or (B) if applicable, the ultimate parent entity that directly or indirectly has beneficial ownership of sufficient voting securities eligible to elect a majority of the members of the board of directors (or the analogous governing body) of the Surviving Company (the "**Parent Company**"), is represented by the Outstanding Company Voting Securities that were outstanding immediately prior to such Business Combination (or, if applicable, is represented by shares into which the Outstanding Company Voting Securities were converted pursuant to such Business Combination), and such voting power among the holders thereof is in substantially the same proportion as the voting power of the Outstanding Company Voting Securities among the holders thereof immediately prior to the Business Combination; (ii) no Person (other than any employee benefit plan sponsored or maintained by the Surviving Company or the Parent Company) is or becomes the Beneficial Owner, directly or indirectly, of 50% or more of the total voting power of the outstanding voting securities eligible to elect members of the board of directors of the Parent Company (or the analogous governing body) (or, if there is no Parent Company, the Surviving Company); and (iii) at least a majority of the members of the board of directors (or the analogous governing body) of the Parent Company (or, if there is no Parent Company, the Surviving Company) following the consummation of the Business Combination were Board members at the time of the Board's approval of the execution of the initial agreement providing for such Business Combination.

"**Code**" means the Internal Revenue Code of 1986, as it may be amended from time to time. Any reference to a section of the Code shall be deemed to include a reference to any regulations promulgated thereunder.

"**Committee**" means a committee of one or more members of the Board appointed by the Board to administer the Plan in accordance with Section 3.3 and Section 3.4 (or, if the Board does not so appoint or delegate administration of the Plan, the Board).

"**Common Stock**" means the common stock, no par value, of the Company, or such other securities of the Company as may be designated by the Committee from time to time in substitution thereof.

"**Companies Act of Japan**" means the Companies Act of Japan (Act No. 86 of 2005, as amended).

"**Company**" means MEDIROM Healthcare Technologies Inc., a Japanese joint-stock corporation, and any successor thereto.

"**Consultant**" means any individual or entity which performs bona fide services to the Company or an Affiliate, other than as an Employee or Director, and who may be offered securities registerable pursuant to a registration statement on Form S-8 under the Securities Act, so long as (i) such person renders bona fide services that are not in

connection with the offer and sale of the Company's securities in a capital-raising transaction, (ii) such person does not directly or indirectly promote or maintain a market for the Company's securities and (iii) the identity of such person would not preclude the Company from offering or selling securities to such person pursuant to the Plan in reliance on the registration of those securities on a Form S-8 Registration Statement under the Securities Act.

“Continuous Service” means the uninterrupted provision of services to the Company or any Affiliate in any capacity of Employee, Consultant, Director, Statutory Auditor, or other service provider. Subject to the determination and/or approval by the Committee or its delegate, Continuous Service shall not be considered to be interrupted in the case of (i) any approved leave of absence, (ii) transfers among the Company, any Affiliate, or any successor entities, in any capacity of Employee, Consultant, Director, Statutory Auditor, or other service provider, or (iii) any change in status as long as the individual remains in the service of the Company or an Affiliate in any capacity of Employee, Consultant, Director, Statutory Auditor, or other service provider (except as otherwise provided in the applicable Award Agreement); *provided that* if any Award is subject to Section 409A of the Code, this sentence shall only be given effect to the extent consistent with Section 409A of the Code. The Committee or its delegate, in its sole discretion, may determine whether Continuous Service shall be considered interrupted in the case of any leave of absence approved by that party, including sick leave, military leave or any other personal or family leave of absence. The Committee or its delegate, in its sole discretion, may determine whether a Company transaction, such as a sale or spin-off of a division or subsidiary that employs a Participant, shall be deemed to result in a termination of Continuous Service for purposes of affected Awards, and such decision shall be final, conclusive and binding. In the case of an Employee, Continuous Service shall terminate at the time that the Company (or an Affiliate, if applicable) informs such Employee of the Company's (or such Affiliate's) intent to terminate, or seek the voluntary resignation of, such Employee, unless expressly agreed otherwise in writing by the Committee or its delegate.

“Deferred Stock Units (DSUs)” has the meaning set forth in Section 8.1(b) hereof.

“Director” means a member of the Board.

“Disability” means, unless the applicable Award Agreement provides otherwise, that the Participant is unable to engage in any substantial gainful activity by reason of any medically determinable physical or mental impairment; *provided, however*, for purposes of determining the term of an Incentive Stock Option pursuant to Section 6.10 hereof, the term Disability shall have the meaning ascribed to it under Section 22(e)(3) of the Code. The determination of whether an individual has a Disability shall be determined under procedures established by the Committee. Except in situations where the Committee is determining Disability for purposes of the term of an Incentive Stock Option pursuant to Section 6.10 hereof within the meaning of Section 22(e)(3) of the Code, the Committee may rely on any determination that a Participant is disabled for purposes of benefits under any

long-term disability plan maintained by the Company or any Affiliate in which a Participant participates.

“Disqualifying Disposition” has the meaning set forth in Section 16.12.

“Effective Date” shall mean the date that the Company’s shareholders approve this Plan if such shareholder approval occurs before the first anniversary of the date the Plan is adopted by the Board.

“Employee” means any person, including an Officer or Director, employed by the Company or an Affiliate; *provided, that*, for purposes of determining eligibility to receive Incentive Stock Options, an Employee shall mean an employee of the Company or a parent or subsidiary corporation within the meaning of Section 424 of the Code. Mere service as a Director or Statutory Auditor or payment of a Director’s (or Statutory Auditor’s) fee by the Company or an Affiliate shall not be sufficient to constitute “employment” by the Company or an Affiliate.

“Exchange Act” means the Securities Exchange Act of 1934, as amended, including the rules thereunder and the successor provisions and rules thereto.

“Fair Market Value” means the fair market value of the shares of Common Stock, ADSs, Awards or other property on the date as of which the value is being determined, as determined by the Committee, or under procedures established by the Committee, subject to the following:

(a) If, on such date, the ADSs representing shares of the Common Stock are listed on any established stock exchange or a national market system in the United States:

(i) the Fair Market Value of a share of Common Stock shall be the aggregate price of the applicable number of ADSs which represent one share of Common Stock, determined based upon the closing price of an ADS (or if no sales were reported, the closing price on the last day on which the ADSs were so traded prior to the relevant date, or such other appropriate day as shall be determined by the Committee in its discretion) as quoted on such exchange or system on the day of determination; and

(ii) the Fair Market Value of an ADS shall be the closing price of an ADS (or if no sales were reported, the closing price on the last day on which the ADSs were so traded prior to the relevant date, or such other appropriate day as shall be determined by the Committee in its discretion) as quoted on such exchange or system on the day of determination; and

(b) The Fair Market Value shall be determined in good faith by the Committee without regard to any restriction other than a restriction which, by its terms, will never lapse, and such determination shall be conclusive and binding on all persons.

“Fiscal Year” means the Company’s fiscal year.

“Free Standing Rights” has the meaning set forth in Section 7.

“**Good Reason**” means, unless the applicable Award Agreement states otherwise:

(a) If an Employee or Consultant is a party to an employment or service agreement with the Company or its Affiliates and such agreement provides for a definition of Good Reason (including without limitation, in a Japanese language agreement, “*seitō na riyū*” or “*gōriteki na riyū*”), the definition contained therein; or

(b) If no such agreement exists or if such agreement does not define Good Reason, the occurrence of one or more of the following without the Participant’s express written consent, which circumstances are not remedied by the Company within thirty (30) days of its receipt of a written notice from the Participant describing the applicable circumstances (which notice must be provided by the Participant within ninety (90) days of the Participant’s knowledge of the applicable circumstances): (i) any material, adverse change in the Participant’s duties, responsibilities or title; (ii) a material reduction in the Participant’s base salary or bonus opportunity; or (iii) a geographical relocation of the Participant’s principal office location by more than fifty (50) miles.

“**Grant Date**” means the date on which the Committee adopts a resolution, or takes other appropriate action, expressly granting an Award to a Participant that specifies the key terms and conditions of the Award or, if a later date is set forth in such resolution, then such date as is set forth in such resolution.

“**Incentive Stock Option**” means an Option that is designated by the Committee as an incentive stock option within the meaning of Section 422 of the Code and that meets the requirements set out in the Plan.

“**Income Tax Act of Japan**” means the Income Tax Act of Japan (Act No. 33 of 1965, as amended).

“**Incumbent Directors**” means individuals who, on the Effective Date, constitute the Board, *provided that* any individual becoming a Director subsequent to the Effective Date whose election or nomination for election to the Board was approved by a vote of at least two-thirds of the Incumbent Directors then on the Board (either by a specific vote or by approval of the proxy statement of the Company in which such person is named as a nominee for Director without objection to such nomination) shall be an Incumbent Director. No individual initially elected or nominated as a director of the Company as a result of an actual or threatened election contest with respect to Directors or as a result of any other actual or threatened solicitation of proxies by or on behalf of any person other than the Board shall be an Incumbent Director.

“**Japanese SAR**” means a stock acquisition right (*shinkabuyoyakuen*), as described in Article 236 of the Companies Act of Japan and certain other provisions thereof.

“**Listing Market**” means the national securities exchange on which any securities of the Company are listed for trading, and if no such securities are listed for trading, the Nasdaq Stock Market.

“**Non-Employee Director**” means a Director who is a “non-employee director” within the meaning of Rule 16b-3.

“**Non-qualified Stock Option**” means an Option that by its terms does not qualify or is not intended to qualify as an Incentive Stock Option. For the avoidance of doubt, the terms Incentive Stock Option and Non-qualified Stock Option as used herein are defined with respect to United States law and do not refer to the qualification or lack of qualification for certain tax treatment under Japanese law (for example, *zeisei tekikaku* status or *zeisei hi-tekikaku* status under Japanese law).

“**Officer**” means a person who is an officer of the Company within the meaning of Section 16 of the Exchange Act and the rules and regulations promulgated thereunder.

“**Option**” means an Incentive Stock Option or a Non-qualified Stock Option granted pursuant to the Plan. For clarity, an Option may be in the form of a Japanese SAR.

“**Optionholder**” means a person to whom an Option is granted pursuant to the Plan or, if applicable, such other person who holds an outstanding Option.

“**Option Exercise Price**” means the price at which a share of Common Stock (or, in the case of an Option exercisable for ADSs, the number of ADSs representing one share of Common Stock) may be purchased upon the exercise of an Option.

“**Participant**” means an eligible person to whom an Award is granted pursuant to the Plan or, if applicable, such other person who holds an outstanding Award.

“**Performance Goals**” means, for a Performance Period, the one or more goals established by the Committee for the Performance Period based upon business criteria or other performance measures determined by the Committee in its discretion.

“**Performance Period**” means one or more periods of time not less than one fiscal quarter in duration as the Committee may select, over which the attainment of one or more Performance Goals will be measured for the purpose of determining a Participant’s right to and the payment of a Performance Share Award.

“**Performance Share Award**” means any Award granted pursuant to Section 9 hereof.

“**Performance Share**” means the grant of a right to receive a number of actual shares of Common Stock (or, pursuant to Section 4.7, ADSs) or share units based upon the performance of the Company during a Performance Period, as determined by the Committee.

“**Permitted Transferee**” means: (a) a member of the Optionholder’s immediate family (child, stepchild, grandchild, parent, stepparent, grandparent, spouse, former spouse, sibling, niece, nephew, mother-in-law, father-in-law, son-in-law, daughter-in-law, brother-in-law, or sister-in-law, including adoptive relationships), any person sharing

the Optionholder's household (other than a tenant or employee), a trust in which these persons have more than 50% of the beneficial interest, a foundation in which these persons (or the Optionholder) control the management of assets, and any other entity in which these persons (or the Optionholder) own more than 50% of the voting interests; (b) third parties designated by the Committee in connection with a program established and approved by the Committee pursuant to which Participants may receive a cash payment or other consideration in consideration for the transfer of a Non-qualified Stock Option; and (c) such other transferees as may be permitted by the Committee in its sole discretion.

“Person” means a person as defined in Section 13(d)(3) of the Exchange Act.

“Plan” means this MEDIROM Healthcare Technologies Inc. 2024 Equity Incentive Compensation Plan, as amended and/or amended and restated from time to time.

“Related Rights” has the meaning set forth in Section 7.

“Restricted Award” means any Award granted pursuant to Section 8.

“Restricted Period” has the meaning set forth in Section 8.

“Rule 16b-3” means Rule 16b-3 promulgated under the Exchange Act or any successor to Rule 16b-3, as in effect from time to time.

“Securities Act” means the Securities Act of 1933, as amended.

“Statutory Auditor” means a statutory auditor (*kansayaku*), as described in Article 332 of the Companies Act of Japan and certain other provisions thereof.

“Stock Appreciation Right” means the right pursuant to an Award granted under Section 7 to receive, upon exercise, an amount payable in cash or shares equal to the number of shares subject to the Stock Appreciation Right that is being exercised multiplied by the excess of (a) the Fair Market Value of a share of Common Stock (or the corresponding number of ADSs) on the date the Award is exercised, over (b) the exercise price specified in the Stock Appreciation Right Award Agreement.

“Stock for Stock Exchange” has the meaning set forth in Section 6.4.

“Substitute Award” has the meaning set forth in Section 4.6.

“Ten Percent Shareholder” means a person who owns (or is deemed to own pursuant to Section 424(d) of the Code) stock possessing more than 10% of the total combined voting power of all classes of stock of the Company or of any of its Affiliates.

“Total Share Reserve” has the meaning set forth in Section 4.1.

3. Administration.

3.1 Authority of Committee. The Plan shall be administered by the Committee or, in the Board's sole discretion, by the Board. Subject to the terms of the Plan, the Committee's charter and Applicable Laws, and in addition to other express powers and authorization conferred by the Plan, the Committee shall have the authority:

- (a) to construe and interpret the Plan and apply its provisions;
- (b) to promulgate, amend, and rescind rules and regulations relating to the administration of the Plan;
- (c) to authorize any person to execute, on behalf of the Company, any instrument required to carry out the purposes of the Plan;
- (d) to delegate its authority to one or more Officers of the Company with respect to Awards that do not involve "insiders" within the meaning of Section 16 of the Exchange Act;
- (e) to determine when Awards are to be granted under the Plan and the applicable Grant Date;
- (f) from time to time to select, subject to the limitations set forth in this Plan, those eligible Award recipients to whom Awards shall be granted;
- (g) to determine the number of shares of Common Stock (or ADSs) to be made subject to each Award and whether the Awards will be exercisable into Common Stock (or ADSs);
- (h) to determine whether each Option is to be an Incentive Stock Option or a Non-qualified Stock Option;
- (i) to prescribe the terms and conditions of each Award, including, without limitation, the exercise price and medium of payment and vesting provisions, and to specify the provisions of the Award Agreement relating to such grant;
- (j) to determine the target number of Performance Shares to be granted pursuant to a Performance Share Award, the performance measures that will be used to establish the Performance Goals, the Performance Period(s) and the number of Performance Shares earned by a Participant;
- (k) to amend any outstanding Awards, including for the purpose of modifying the time or manner of vesting, or the term of any outstanding Award; *provided, however*, that if any such amendment impairs a Participant's rights or increases a Participant's obligations under his or her Award or creates or increases a Participant's federal income tax liability with respect to an Award, such amendment shall also be subject to the Participant's consent;
- (l) to determine the duration and purpose of leaves of absences which may be granted to a Participant without constituting termination of their employment for

purposes of the Plan, which periods shall be no shorter than the periods generally applicable to Employees under the Company's employment policies;

(m) to make decisions with respect to outstanding Awards that may become necessary upon a change in corporate control or an event that triggers anti-dilution adjustments;

(n) to interpret, administer, reconcile any inconsistency in, correct any defect in and/or supply any omission in the Plan and any instrument or agreement relating to, or Award granted under, the Plan; and

(o) to exercise discretion to make any and all other determinations which it determines to be necessary or advisable for the administration of the Plan.

The Committee also may modify the purchase price or the exercise price of any outstanding Award, *provided that* if the modification effects a repricing, shareholder approval shall be required before the repricing is effective.

3.2 Committee Decisions Final. All decisions made by the Committee pursuant to the provisions of the Plan shall be final and binding on the Company, any Affiliate, any Participant or Beneficial Owner, any Permitted Transferee and any other person claiming rights from or through any of the foregoing persons or entities, unless such decisions are determined by a court having jurisdiction to be arbitrary and capricious.

3.3 Delegation. The Committee or, if no Committee has been appointed, the Board may delegate administration of the Plan to a committee or committees of one or more members of the Board, and the term "**Committee**" shall apply to any person or persons to whom such authority has been delegated (and, if no such appointment or delegation has been made, the Board). The Committee shall have the power to delegate to a subcommittee any of the administrative powers the Committee is authorized to exercise (and references in this Plan to the Board or the Committee shall thereafter be to the committee or subcommittee), subject, however, to such resolutions, not inconsistent with the provisions of the Plan, as may be adopted from time to time by the Board. The Board may abolish the Committee at any time and revest in the Board the administration of the Plan. The members of the Committee shall be appointed by and serve at the pleasure of the Board. From time to time, the Board may increase or decrease the size of the Committee, add additional members to, remove members (with or without cause) from, appoint new members in substitution therefor, and fill vacancies, however caused, in the Committee. The Committee shall act pursuant to a vote of the majority of its members or, in the case of a Committee comprised of only two members, the unanimous consent of its members, whether present or not, or by the written consent of the majority of its members and minutes shall be kept of all of its meetings and copies thereof shall be provided to the Board. Subject to the limitations prescribed by the Plan and the Board, the Committee may establish and follow such rules and regulations for the conduct of its business as it may determine to be advisable.

3.4 Committee Composition. Except as otherwise determined by the Board, the Committee shall consist solely of two or more Non-Employee Directors. The Board shall

have discretion to determine whether or not it intends to comply with the exemption requirements of Rule 16b-3. However, if the Board intends to satisfy such exemption requirements, with respect to any insider subject to Section 16 of the Exchange Act, the Committee shall be a compensation committee of the Board that at all times consists solely of two or more Non-Employee Directors. Within the scope of such authority, the Board or the Committee may delegate to a committee of one or more members of the Board who are not Non-Employee Directors the authority to grant Awards to eligible persons who are not then subject to Section 16 of the Exchange Act. The Committee may appoint agents to assist it in administering the Plan. Nothing herein shall create an inference that an Award is not validly granted under the Plan in the event Awards are granted under the Plan by a compensation or other committee of the Board that does not at all times consist solely of two or more Non-Employee Directors.

3.5 Reliance on Information. The Committee and the Board, and each member thereof, shall be entitled to, in good faith, rely or act upon any report or other information furnished to him or her by any Officer or Employee, the Company's independent auditors, Consultants or any other agents assisting in the administration of this Plan. Members of the Committee and the Board, and any Officer or Employee acting at the direction or on behalf of the Committee or the Board, shall not be personally liable for any action or determination taken or made in good faith with respect to this Plan, and shall, to the extent permitted by law, be fully indemnified and protected by the Company with respect to any such action or determination.

4. Shares Subject to the Plan.

4.1 Subject to adjustment in accordance with Section 13, the total number of shares of Common Stock reserved and available for delivery under this Plan as of any date shall be no more than 497,500 shares of Common Stock (including shares of Common Stock represented by ADSs) (the "**Total Share Reserve**"), less the number of Shares with respect to which Awards have previously been granted under the Plan (the "**Currently Outstanding Awards**"). Any shares of Common Stock (including ADSs representing shares of Common Stock) granted in connection with Options, Stock Appreciation Rights, or any other Awards shall be counted against this limit as one (1) share for every one (1) Option, Stock Appreciation Right or share of Common Stock awarded. During the terms of the Awards, the Company shall keep available at all times the number of shares of Common Stock required to satisfy such Awards.

4.2 Shares of Common Stock available for distribution under the Plan may consist, in whole or in part, of authorized and unissued shares, treasury shares or shares reacquired by the Company in any manner.

4.3 Subject to adjustment in accordance with Section 13, the total number of shares of Common Stock reserved and available for delivery under the Plan as a result of the exercise of Incentive Stock Options as of any date shall be no more than 124,375 shares of Common Stock (including shares of Common Stock represented by ADSs) (the "**ISO Limit**").

4.4 The maximum number of shares of Common Stock (including shares of Common Stock represented by ADSs) subject to Awards granted during a single Fiscal Year to any Non-Employee Director, together with any cash fees paid to such Non-Employee Director during the Fiscal Year shall not exceed a total value of \$100,000 (calculating the value of any Awards based on the grant date fair value for financial reporting purposes).

4.5 Any shares of Common Stock (including shares of Common Stock represented by ADSs) subject to an Award that expires or is canceled, forfeited, or terminated without issuance of the full number of shares of Common Stock to which the Award related will again be available for issuance under the Plan and not be deemed to be, and not be counted as, a Currently Outstanding Award. Any shares of Common Stock that again become available for future grants pursuant to this Section 4.5 shall be added back as one (1) share. Notwithstanding anything to the contrary contained herein, shares subject to an Award under the Plan shall be deemed to be and counted as Currently Outstanding Awards if such shares are (a) shares tendered in payment of an Option, (b) shares delivered or withheld by the Company to satisfy any tax withholding obligation, or (c) shares covered by a stock-settled Stock Appreciation Right or other Awards that were not issued upon the settlement of the Award.

4.6 Awards may, in the sole discretion of the Committee, be granted under the Plan in assumption of, or in substitution for, outstanding awards previously granted by an entity acquired by the Company or with which the Company combines (“**Substitute Awards**”). Substitute Awards shall not be deemed to be, and not be counted as, Currently Outstanding Awards, and shall not reduce the Total Share Reserve; *provided, that*, Substitute Awards issued in connection with the assumption of, or in substitution for, outstanding options intended to qualify as Incentive Stock Options shall be counted against the ISO Limit. Subject to applicable stock exchange requirements, available shares under a shareholder-approved plan of an entity directly or indirectly acquired by the Company or with which the Company combines (as appropriately adjusted to reflect such acquisition or transaction) may be used for Awards under the Plan and shall not reduce the Total Share Reserve.

4.7 In fulfillment of any Award relating to Common Stock under the Plan, the Company may, at any time while ADSs are listed on a national securities exchange, in its sole discretion, deliver to the depository of the Company (the “**Depository**”) the relevant shares of Common Stock and the Depository shall be instructed to deliver to the applicable Participant a corresponding amount of ADSs to the designated securities account of the Participant. Upon such ADSs being so delivered, the relevant Common Stock (or, in the case of awards exercisable for ADSs, the relevant ADSs) shall be considered to have been issued by the Company to the Participant without any further action being required.

5. Eligibility.

5.1 Eligibility for Specific Awards. Incentive Stock Options may be granted only to Employees. Awards other than Incentive Stock Options may be granted to Employees, Consultants, Directors and Statutory Auditors and those individuals whom the Committee

determines are reasonably expected to become Employees, Consultants, Directors and Statutory Auditors following the Grant Date.

5.2 Ten Percent Shareholders. A Ten Percent Shareholder shall not be granted an Incentive Stock Option unless the Option Exercise Price is at least 110% of the Fair Market Value of the Common Stock (or, in the case of an Incentive Stock Option exercisable for ADSs, 110% of the Fair Market Value of the number of ADSs representing one share of Common Stock) on the Grant Date and the Option is not exercisable after the expiration of five years from the Grant Date.

6. Option Provisions. Each Option granted under the Plan shall be evidenced by an Award Agreement. Each Option so granted shall be subject to the conditions set forth in this Section 6, and to such other conditions not inconsistent with the Plan as may be reflected in the applicable Award Agreement. All Options shall be separately designated Incentive Stock Options or Non-qualified Stock Options at the time of grant, and, if certificates are issued, a separate certificate or certificates will be issued for shares of Common Stock (or ADSs) purchased on exercise of each type of Option. Notwithstanding the foregoing, the Company shall have no liability to any Participant or any other person if an Option designated as an Incentive Stock Option fails to qualify as such at any time or if an Option is determined to constitute “nonqualified deferred compensation” within the meaning of Section 409A of the Code and the terms of such Option do not satisfy the requirements of Section 409A of the Code. The provisions of separate Options need not be identical, but each Option shall include (through incorporation of provisions hereof by reference in the Option or otherwise) the substance of each of the following provisions:

6.1 Term. Subject to the provisions of Section 5.2 regarding Ten Percent Shareholders, no Incentive Stock Option shall be exercisable after the expiration of 10 years from the Grant Date. The term of a Non-qualified Stock Option granted under the Plan shall be determined by the Committee; *provided, however*, no Non-qualified Stock Option shall be exercisable after the expiration of ten (10) years from the Grant Date.

6.2 Exercise Price of an Incentive Stock Option. Subject to the provisions of Section 5.2 regarding Ten Percent Shareholders, the Option Exercise Price of each Incentive Stock Option shall be not less than 100% of the Fair Market Value of the Common Stock (or, in the case of an Incentive Stock Option exercisable for ADSs, 100% of the Fair Market Value of the number of ADSs representing one share of Common Stock) subject to the Option on the Grant Date. Notwithstanding the foregoing, an Incentive Stock Option may be granted with an Option Exercise Price lower than that set forth in the preceding sentence if such Option is granted pursuant to an assumption or substitution for another option in a manner satisfying the provisions of Section 424(a) of the Code.

6.3 Exercise Price of a Non-qualified Stock Option. Unless approved by a special majority of shareholders pursuant to the Companies Act of Japan, the Option Exercise Price of each Non-qualified Stock Option shall be not less than 100% of the Fair Market Value of the Common Stock (or ADSs, as applicable) subject to the Option on the Grant Date. Notwithstanding the foregoing, a Non-qualified Stock Option may be granted with an Option Exercise Price lower than that set forth in the preceding sentence if such Option is

granted pursuant to an assumption or substitution for another option in a manner satisfying the provisions of Section 409A of the Code.

6.4 Consideration. The Option Exercise Price of Common Stock (or ADSs) acquired pursuant to an Option shall be paid, to the extent permitted by applicable statutes and regulations, either (a) in cash, by bank remittance or by certified or bank check at the time the Option is exercised or (b) in the discretion of the Committee, upon such terms as the Committee shall approve. The Option Exercise Price may be paid: (i) by delivery to the Company of other Common Stock (or ADSs), duly endorsed for transfer to the Company, with a Fair Market Value on the date of delivery equal to the Option Exercise Price (or portion thereof) due for the number of shares being acquired, or by means of attestation whereby the Participant identifies for delivery specific shares of Common Stock (or ADSs) that have an aggregate Fair Market Value on the date of attestation equal to the Option Exercise Price (or portion thereof) and receives a number of shares of Common Stock (or ADSs) equal to the difference between the number of shares thereby purchased and the number of identified attestation shares of Common Stock (or ADSs) (a “**Stock for Stock Exchange**”); (ii) by a “cashless” exercise program established with a broker; (iii) by reduction in the number of shares of Common Stock (or ADSs) otherwise deliverable upon exercise of such Option with a Fair Market Value equal to the aggregate Option Exercise Price at the time of exercise; (iv) by any combination of the foregoing methods; or (v) in any other form of legal consideration that may be acceptable to the Committee. Unless otherwise specifically provided in the Option, the exercise price of Common Stock (or ADSs) acquired pursuant to an Option that is paid by delivery (or attestation) to the Company of other Common Stock (or ADSs) acquired, directly or indirectly from the Company, shall be paid only by shares of the Common Stock (or ADSs) of the Company that have been held for more than six months (or such longer or shorter period of time required to avoid a charge to earnings for financial accounting purposes). Notwithstanding the foregoing, during any period for which the Common Stock or ADSs are publicly traded (i.e., the Common Stock is, or ADSs are, listed on any established stock exchange or a national market system) an exercise by a Director, Statutory Auditor or Officer that involves or may involve a direct or indirect extension of credit or arrangement of an extension of credit by the Company, directly or indirectly, in violation of Section 402(a) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 shall be prohibited with respect to any Award under this Plan.

6.5 Transferability of an Incentive Stock Option. An Incentive Stock Option shall not be transferable except by will or by the laws of descent and distribution and shall be exercisable during the lifetime of the Optionholder only by the Optionholder. Notwithstanding the foregoing, the Optionholder may, by delivering written notice to the Company, in a form satisfactory to the Company, designate a third party who, in the event of the death of the Optionholder, shall thereafter be entitled to exercise the Option.

6.6 Transferability of a Non-qualified Stock Option. A Non-qualified Stock Option may, in the sole discretion of the Committee, be transferable to a Permitted Transferee, upon written approval by the Committee to the extent provided in the Award Agreement. If the Non-qualified Stock Option does not provide for transferability, then the Non-qualified Stock Option shall not be transferable except by will or by the laws of descent and distribution and shall be exercisable during the lifetime of the Optionholder only by the

Optionholder. Notwithstanding the foregoing, the Optionholder may, by delivering written notice to the Company, in a form satisfactory to the Company, designate a third party who, in the event of the death of the Optionholder, shall thereafter be entitled to exercise the Option.

6.7 Vesting of Options. Each Option that vests solely based on the continued service of the Participant shall vest and therefore become exercisable no earlier than one (1) year after the Grant Date. Each Option that vests based on the achievement of performance or other criteria shall vest and therefore become exercisable no earlier than one (1) year after the Grant Date. No Option may be exercised for a fraction of a share of Common Stock or a number of ADSs representing a fraction of a share of Common Stock. The Committee may, but shall not be required to, provide for an acceleration of vesting and exercisability in the terms of any Award Agreement upon the occurrence of the Optionholder's death or Disability.

6.8 Termination of Continuous Service. Unless otherwise provided in an Award Agreement or in an employment agreement the terms of which have been approved by the Committee, in the event an Optionholder's Continuous Service terminates (other than upon the Optionholder's death or Disability), the Optionholder may exercise his or her Option (to the extent that the Optionholder was entitled to exercise such Option as of the date of termination) but only within such period of time ending on the earlier of (a) the date three months following the termination of the Optionholder's Continuous Service or (b) the expiration of the term of the Option as set forth in the Award Agreement; *provided that*, if the termination of Continuous Service is by the Company for Cause, all outstanding Options (whether or not vested) shall immediately terminate and cease to be exercisable. If, after termination, the Optionholder does not exercise his or her Option within the time specified in the Award Agreement, the Option shall terminate.

6.9 Extension of Termination Date. An Optionholder's Award Agreement may also provide that if the exercise of the Option following the termination of the Optionholder's Continuous Service for any reason would be prohibited at any time because the issuance of shares of Common Stock (or ADSs) would violate the registration requirements under the Securities Act or any other state or federal securities law or the rules of any securities exchange or interdealer quotation system, then the Option shall terminate on the earlier of (a) the expiration of the term of the Option in accordance with Section 6.1 or (b) the expiration of a period after termination of the Participant's Continuous Service that is three months after the end of the period during which the exercise of the Option would be in violation of such registration or other securities law requirements.

6.10 Disability of Optionholder. Unless otherwise provided in an Award Agreement, in the event that an Optionholder's Continuous Service terminates as a result of the Optionholder's Disability, the Optionholder may exercise his or her Option (to the extent that the Optionholder was entitled to exercise such Option as of the date of termination), but only within such period of time ending on the earlier of (a) the date 12 months following such termination or (b) the expiration of the term of the Option as set forth in the Award Agreement. If, after termination, the Optionholder does not exercise his or her Option within the time specified herein or in the Award Agreement, the Option shall terminate.

6.11 Death of Optionholder. Unless otherwise provided in an Award Agreement, in the event an Optionholder's Continuous Service terminates as a result of the Optionholder's death, then the Option may be exercised (to the extent the Optionholder was entitled to exercise such Option as of the date of death) by the Optionholder's estate, by a person who acquired the right to exercise the Option by bequest or inheritance or by a person designated to exercise the Option upon the Optionholder's death, but only within the period ending on the earlier of (a) the date 12 months following the date of death or (b) the expiration of the term of such Option as set forth in the Award Agreement. If, after the Optionholder's death, the Option is not exercised within the time specified herein or in the Award Agreement, the Option shall terminate.

6.12 Incentive Stock Option \$100,000 Limitation. To the extent that the aggregate Fair Market Value (determined at the time of grant) of Common Stock (or ADSs) with respect to which Incentive Stock Options are exercisable for the first time by any Optionholder during any calendar year (under all plans of the Company and its Affiliates) exceeds \$100,000, the Options or portions thereof which exceed such limit (according to the order in which they were granted) shall be treated as Non-qualified Stock Options.

7. Stock Appreciation Rights. Each Stock Appreciation Right granted under the Plan shall be evidenced by an Award Agreement. Each Stock Appreciation Right so granted shall be subject to the conditions set forth in this Section 7, and to such other conditions not inconsistent with the Plan as may be reflected in the applicable Award Agreement. Stock Appreciation Rights may be granted alone ("**Free Standing Rights**") or in tandem with an Option granted under the Plan ("**Related Rights**").

7.1 Grant Requirements for Related Rights. Any Related Right that relates to a Non-qualified Stock Option may be granted at the same time the Option is granted or at any time thereafter but before the exercise or expiration of the Option. Any Related Right that relates to an Incentive Stock Option must be granted at the same time the Incentive Stock Option is granted.

7.2 Term. The term of a Stock Appreciation Right granted under the Plan shall be determined by the Committee; *provided, however*, no Stock Appreciation Right shall be exercisable later than the tenth anniversary of the Grant Date.

7.3 Vesting. Each Stock Appreciation Right shall vest and therefore become exercisable no earlier than one (1) year after the Grant Date. No Stock Appreciation Right may be exercised for a fraction of a share of Common Stock or a number of ADSs representing a fraction of a share of Common Stock. The Committee may, but shall not be required to, provide for an acceleration of vesting and exercisability in the terms of any Award Agreement upon the occurrence of the Award recipient's death or Disability.

7.4 Exercise and Payment. Upon exercise of a Stock Appreciation Right, the holder shall be entitled to receive from the Company an amount equal to the number of shares of Common Stock (or ADSs) subject to the Stock Appreciation Right that is being exercised multiplied by the excess of (i) the Fair Market Value of a share of Common Stock (or ADSs) on the date the Award is exercised, over (ii) the exercise price specified in the

Stock Appreciation Right or related Option. Payment with respect to the exercise of a Stock Appreciation Right shall be made on the date of exercise. Payment shall be made in the form of shares of Common Stock (or ADSs) (with or without restrictions as to substantial risk of forfeiture and transferability, as determined by the Committee in its sole discretion), cash or a combination thereof, as determined by the Committee.

7.5 Exercise Price. The exercise price of a Free Standing Right shall be determined by the Committee, but shall not be less than 100% of the Fair Market Value of the shares of Common Stock (or ADSs representing such shares of Common Stock, as applicable) subject to such Free Standing Right on the Grant Date of such Stock Appreciation Right. A Related Right granted simultaneously with or subsequent to the grant of an Option and in conjunction therewith or in the alternative thereto shall have the same exercise price as the related Option, shall be transferable only upon the same terms and conditions as the related Option, and shall be exercisable only to the same extent as the related Option; *provided, however*, that a Stock Appreciation Right, by its terms, shall be exercisable only when the Fair Market Value per share of Common Stock (or per the number of ADSs representing one share of Common Stock, as applicable) subject to the Stock Appreciation Right and related Option exceeds the exercise price per share thereof and no Stock Appreciation Rights may be granted in tandem with an Option unless the Committee determines that the requirements of Section 7.1 are satisfied.

7.6 Reduction in the Underlying Option Shares. Upon any exercise of a Related Right, the number of shares of Common Stock (or ADSs) for which any related Option shall be exercisable shall be reduced by the number of shares (or ADSs) for which the Stock Appreciation Right has been exercised. The number of shares of Common Stock (or ADSs) for which a Related Right shall be exercisable shall be reduced upon any exercise of any related Option by the number of shares of Common Stock (or ADSs) for which such Option has been exercised.

8. Restricted Awards. A Restricted Award is an Award of actual shares of Common Stock or ADSs (“**Restricted Stock**”) or hypothetical Common Stock or ADS units (“**Restricted Stock Units**”) having a value equal to the Fair Market Value of an identical number of shares of Common Stock (or ADSs, as applicable), which may, but need not, provide that such Restricted Award may not be sold, assigned, transferred or otherwise disposed of, pledged or hypothecated as collateral for a loan or as security for the performance of any obligation or for any other purpose for such period (the “**Restricted Period**”) as the Committee shall determine. Each Restricted Award granted under the Plan shall be evidenced by an Award Agreement. Each Restricted Award so granted shall be subject to the conditions set forth in this Section 8, and to such other conditions not inconsistent with the Plan as may be reflected in the applicable Award Agreement.

8.1 Restricted Stock and Restricted Stock Units.

(a) Each Participant granted Restricted Stock shall execute and deliver to the Company an Award Agreement with respect to the Restricted Stock setting forth the restrictions and other terms and conditions applicable to such Restricted Stock. If the Committee determines that the Restricted Stock shall be held by the Company or

in escrow rather than delivered to the Participant pending the release of the applicable restrictions, the Committee may require the Participant to additionally execute and deliver to the Company (A) an escrow agreement satisfactory to the Committee, if applicable and (B) the appropriate blank stock power with respect to the Restricted Stock covered by such agreement. If a Participant fails to execute an agreement evidencing an Award of Restricted Stock and, if applicable, an escrow agreement and stock power, the Award shall be null and void. Subject to the restrictions set forth in the Award, the Participant generally shall have the rights and privileges of a shareholder as to such Restricted Stock, including the right to vote such Restricted Stock and the right to receive dividends; *provided that*, any cash dividends and stock dividends with respect to the Restricted Stock shall be withheld by the Company for the Participant's account, and interest may be credited on the amount of the cash dividends withheld at a rate and subject to such terms as determined by the Committee. The cash dividends or stock dividends so withheld by the Committee and attributable to any particular share of Restricted Stock (and earnings thereon, if applicable) shall be distributed to the Participant in cash or, at the discretion of the Committee, in shares of Common Stock or ADSs having a Fair Market Value equal to the amount of such dividends, if applicable, upon the release of restrictions on such share and, if such share is forfeited, the Participant shall have no right to such dividends.

(b) The terms and conditions of a grant of Restricted Stock Units shall be reflected in an Award Agreement. No shares of Common Stock or ADSs shall be issued at the time a Restricted Stock Unit is granted, and the Company will not be required to set aside funds for the payment of any such Award. A Participant shall have no voting rights with respect to any Restricted Stock Units granted hereunder. The Committee may also grant Restricted Stock Units with a deferral feature, whereby settlement is deferred beyond the vesting date until the occurrence of a future payment date or event set forth in an Award Agreement ("**Deferred Stock Units**"). At the discretion of the Committee, each Restricted Stock Unit or Deferred Stock Unit (representing one share of Common Stock or the number of ADSs which represent one share of Common Stock) may be credited with an amount equal to the cash and stock dividends paid by the Company in respect of one share of Common Stock (or in respect of the number of ADSs which represent one share of Common Stock, as applicable) ("**Dividend Equivalents**"). Dividend Equivalents shall be withheld by the Company and credited to the Participant's account, and interest may be credited on the amount of cash Dividend Equivalents credited to the Participant's account at a rate and subject to such terms as determined by the Committee. Dividend Equivalents credited to a Participant's account and attributable to any particular Restricted Stock Unit or Deferred Stock Unit (and earnings thereon, if applicable) shall be distributed in cash or, at the discretion of the Committee, in shares of Common Stock (or ADSs) having a Fair Market Value equal to the amount of such Dividend Equivalents and earnings, if applicable, to the Participant upon settlement of such Restricted Stock Unit or Deferred Stock Unit and, if such Restricted Stock Unit or Deferred Stock Unit is forfeited, the Participant shall have no right to such Dividend Equivalents.

8.2 Restrictions.

(a) Restricted Stock awarded to a Participant shall be subject to the following restrictions until the expiration of the Restricted Period, and to such other terms and conditions as may be set forth in the applicable Award Agreement: (A) if an escrow arrangement is used, the Participant shall not be entitled to delivery of the stock certificate; (B) the shares shall be subject to the restrictions on transferability set forth in the Award Agreement; (C) the shares shall be subject to forfeiture to the extent provided in the applicable Award Agreement; and (D) to the extent such shares are forfeited, the stock certificates shall be returned to the Company, and all rights of the Participant to such shares and as a shareholder with respect to such shares shall terminate without further obligation on the part of the Company.

(b) Restricted Stock Units and Deferred Stock Units awarded to any Participant shall be subject to (A) forfeiture until the expiration of the Restricted Period, and satisfaction of any applicable Performance Goals during such period, to the extent provided in the applicable Award Agreement, and to the extent such Restricted Stock Units or Deferred Stock Units are forfeited, all rights of the Participant to such Restricted Stock Units or Deferred Stock Units shall terminate without further obligation on the part of the Company and (B) such other terms and conditions as may be set forth in the applicable Award Agreement.

(c) The Committee shall have the authority to remove any or all of the restrictions on the Restricted Stock, Restricted Stock Units and Deferred Stock Units whenever it may determine that, by reason of changes in Applicable Laws or other changes in circumstances arising after the date the Restricted Stock or Restricted Stock Units or Deferred Stock Units are granted, such action is appropriate.

8.3 Restricted Period. The Restricted Period shall commence on the Grant Date and end no earlier than one (1) year after the Grant Date. Any Restricted Award that vests based on the achievement of performance or other criteria shall vest no earlier than one (1) year after the Grant Date. No Restricted Award may be granted or settled for a fraction of a share of Common Stock or a number of ADSs representing a fraction of a share of Common Stock. The Committee may, but shall not be required to, provide for an acceleration of vesting in the terms of any Award Agreement upon the occurrence of the Award recipient's death or Disability.

8.4 Delivery of Restricted Stock and Settlement of Restricted Stock Units. Upon the expiration of the Restricted Period with respect to any shares of Restricted Stock, the restrictions set forth in Section 8.2 and the applicable Award Agreement shall be of no further force or effect with respect to such shares, except as set forth in the applicable Award Agreement. If an escrow arrangement is used, upon such expiration, the Company shall deliver to the Participant, or his or her beneficiary, without charge, the stock certificate evidencing the shares of Restricted Stock (or the ADS, as applicable) which have not then been forfeited and with respect to which the Restricted Period has expired (to the nearest full share) and any cash dividends or stock dividends credited to the Participant's account with respect to such Restricted Stock and the interest thereon, if any. Upon the expiration of the Restricted Period with respect to any outstanding Restricted Stock Units, or at the expiration of the deferral period with respect to any outstanding Deferred Stock Units, the Company

shall deliver to the Participant, or his or her beneficiary, without charge, one share of Common Stock (or the number of ADSs which represent one share of Common Stock) for each such outstanding vested Restricted Stock Unit or Deferred Stock Unit (“**Vested Unit**”) and cash equal to any Dividend Equivalents credited with respect to each such Vested Unit in accordance with Section 8.1(b) hereof and the interest thereon or, at the discretion of the Committee, in shares of Common Stock (or ADSs) having a Fair Market Value equal to such Dividend Equivalents and the interest thereon, if any; *provided, however*, that, if explicitly provided in the applicable Award Agreement, the Committee may, in its sole discretion, elect to pay cash or part cash and part Common Stock (or ADSs) in lieu of delivering only shares of Common Stock (or ADSs) for Vested Units. If a cash payment is made in lieu of delivering shares of Common Stock (or ADSs), the amount of such payment shall be equal to the Fair Market Value of the Common Stock (or ADSs) as of the date on which the Restricted Period lapsed in the case of Restricted Stock Units, or the delivery date in the case of Deferred Stock Units, with respect to each Vested Unit.

8.5 Stock Restrictions. Each certificate representing Restricted Stock awarded under the Plan shall bear a legend in such form as the Company deems appropriate.

9. Performance Share Awards. Each Performance Share Award granted under the Plan shall be evidenced by an Award Agreement. Each Performance Share Award so granted shall be subject to the conditions set forth in this Section 9, and to such other conditions not inconsistent with the Plan as may be reflected in the applicable Award Agreement. The Committee shall have the discretion to determine: (i) the number of shares of Common Stock (or ADSs) or stock-denominated units subject to a Performance Share Award granted to any Participant; (ii) the Performance Period applicable to any Award; (iii) the conditions that must be satisfied for a Participant to earn an Award; and (iv) the other terms, conditions and restrictions of the Award.

9.1 Earning Performance Share Awards. The number of Performance Shares earned by a Participant will depend on the extent to which the performance goals established by the Committee are attained within the applicable Performance Period, as determined by the Committee.

10. Securities Law Compliance. Each Award Agreement shall provide that no shares of Common Stock or ADSs shall be purchased or sold thereunder unless and until (a) any then applicable requirements of Japanese and U.S. state and federal laws and regulatory agencies have been fully complied with to the satisfaction of the Company and its counsel and (b) if required to do so by the Company, the Participant has executed and delivered to the Company a letter of investment intent in such form and containing such provisions as the Committee may require. The Company may, to the extent deemed necessary or advisable by the Committee, postpone the issuance or delivery of shares of Common Stock (or ADSs) under any Award until completion of such registration or qualification of such shares of Common Stock (or ADSs) or other required action under any Japanese or U.S. federal or state law, rule or regulation; listing or other required action with respect to the Listing Market; or compliance with any other obligation of the Company, as the Committee may consider necessary or appropriate, and may require any Participant to make such representations, furnish such information and comply with or be subject to such other conditions as it may consider appropriate in connection with the issuance or delivery of shares of Common Stock in compliance with applicable laws, rules, and regulations,

listing requirements, or other obligations. Notwithstanding anything to the contrary in this Plan, the Company shall not be required to register under the Securities Act the Plan, any Award or any Common Stock (or ADSs) issued or issuable pursuant to any such Award.

11. Use of Proceeds from Stock. Proceeds from the sale of Common Stock or ADSs pursuant to Awards, or upon exercise thereof, shall constitute general funds of the Company.

12. Miscellaneous.

12.1 Acceleration of Exercisability and Vesting. The Committee shall have the power to accelerate the time at which an Award may first be exercised or the time during which an Award or any part thereof will vest in accordance with the Plan, notwithstanding the provisions in the Award stating the time at which it may first be exercised or the time during which it will vest; provided that such acceleration occurs upon the Award recipient's death or Disability.

12.2 Shareholder Rights. Except as provided in the Plan or an Award Agreement, no Participant shall be deemed to be the holder of, or to have any of the rights of a holder with respect to, any shares of Common Stock or ADSs subject to such Award unless and until such Participant has satisfied all requirements for exercise of the Award pursuant to its terms and no adjustment shall be made for dividends (ordinary or extraordinary, whether in cash, securities or other property) or distributions of other rights for which the record date is prior to the date such shares of Common Stock (or, in the case of ADSs, the shares represented by the ADSs) are issued, except as provided in Section 13 hereof.

12.3 No Employment or Other Service Rights. Nothing in the Plan or any instrument executed or Award granted pursuant thereto shall confer upon any Participant any right to continue to serve the Company or an Affiliate in the capacity in effect at the time the Award was granted or shall affect the right of the Company or an Affiliate to terminate (a) the employment of an Employee with or without notice and with or without Cause or (b) the service of a Director pursuant to the By-laws and Articles of Incorporation of the Company or an Affiliate, and any applicable provisions of the corporate law of the state in which the Company or the Affiliate is incorporated, as the case may be.

12.4 Transfer; Approved Leave of Absence. For purposes of the Plan, no termination of employment by an Employee shall be deemed to result from either (a) a transfer of employment to the Company from an Affiliate or from the Company to an Affiliate, or from one Affiliate to another, or (b) an approved leave of absence for military service or sickness, or for any other purpose approved by the Company, if the Employee's right to reemployment is guaranteed either by a statute or by contract or under the policy pursuant to which the leave of absence was granted or if the Committee otherwise so provides in writing, in either case, except to the extent inconsistent with Section 409A of the Code if the applicable Award is subject thereto.

12.5 Withholding Obligations. To the extent provided by the terms of an Award Agreement and subject to the discretion of the Committee, the Participant may satisfy any federal, national, state, prefectural or local tax withholding obligation relating to the exercise

or acquisition of Common Stock (or ADSs) under an Award by any of the following means (in addition to the Company's right to withhold from any compensation paid to the Participant by the Company) or by a combination of such means: (a) tendering cash payment; (b) authorizing the Company to withhold shares of Common Stock (or ADSs) from the shares of Common Stock (or ADSs) otherwise issuable to the Participant as a result of the exercise or acquisition of Common Stock (or ADSs) under the Award, *provided, however*, that no shares of Common Stock (or ADSs) are withheld with a value exceeding the maximum amount of tax required to be withheld by law; (c) delivering to the Company previously owned and unencumbered shares of Common Stock (or ADSs representing such shares) of the Company; or (d) withholding by the Company from subsequent compensation paid to the Participant (to the extent permitted by Applicable Laws).

12.6 Nature of Awards. For clarity, no Award granted under this Plan to an Employee who is a resident of Japan shall be, or shall be deemed to be, wages (*chingin*) or salary (*kyuryo*), unless otherwise required by Applicable Laws.

13. Adjustments Upon Changes in Stock. In the event of changes in the outstanding Common Stock or ADSs or in the capital structure of the Company by reason of any stock or extraordinary cash dividend, stock split, reverse stock split, an extraordinary corporate transaction such as any recapitalization, reorganization, merger, consolidation, combination, exchange, or other relevant change in capitalization occurring after the Grant Date of any Award, Awards granted under the Plan and any Award Agreements, the exercise price of Options and Stock Appreciation Rights, the Performance Goals to which Performance Share Awards are subject, and the maximum number of shares of Common Stock (including ADSs) subject to all Awards stated in Section 4 will be equitably adjusted or substituted, as to the number, price or kind of a share of Common Stock, ADSs or other consideration subject to such Awards to the extent necessary to preserve the economic intent of such Award. In the case of adjustments made pursuant to this Section 13, unless the Committee specifically determines that such adjustment is in the best interests of the Company or its Affiliates, the Committee shall, in the case of Incentive Stock Options, ensure that any adjustments under this Section 13 will not constitute a modification, extension or renewal of the Incentive Stock Options within the meaning of Section 424(h)(3) of the Code and in the case of Non-qualified Stock Options, ensure that any adjustments under this Section 13 will not constitute a modification of such Non-qualified Stock Options within the meaning of Section 409A of the Code. Any adjustments made under this Section 13 shall be made in a manner which does not adversely affect the exemption provided pursuant to Rule 16b-3 under the Exchange Act, to the extent applicable. The Company shall give each Participant notice of an adjustment hereunder and, upon notice, such adjustment shall be conclusive and binding for all purposes.

14. Effect of Change in Control.

14.1 Unless an Award Agreement expressly provides otherwise in connection with a Change in Control, notwithstanding any provision of the Plan to the contrary:

(a) In the event of a Participant's termination of Continuous Service without Cause or for Good Reason during the 12-month period following a Change in Control, notwithstanding any provision of the Plan or any applicable Award

Agreement to the contrary (except to the extent such Award Agreement expressly provides otherwise in connection with a Change in Control), all outstanding Options and Stock Appreciation Rights shall become immediately exercisable with respect to 100% of the shares (or ADSs) subject to such Options or Stock Appreciation Rights, and/or the Restricted Period shall expire immediately with respect to 100% of the outstanding shares of Restricted Stock or Restricted Stock Units as of the date of the Participant's termination of Continuous Service.

(b) With respect to Performance Share Awards, in the event of a Participant's termination of Continuous Service without Cause or for Good Reason, in either case, within 12 months following a Change in Control, all Performance Goals or other vesting criteria will be deemed achieved at 100% of target levels and all other terms and conditions will be deemed met as of the date of the Participant's termination of Continuous Service.

To the extent practicable, any actions taken by the Committee under the immediately preceding clauses (a) and (b) shall occur in a manner and at a time which allows affected Participants the ability to participate in the Change in Control with respect to the shares of Common Stock (and ADSs, as applicable) subject to their Awards.

14.2 In addition, in the event of a Change in Control, the Committee may in its discretion and upon at least 10 days' advance notice to the affected persons, cancel any outstanding Awards and pay to the holders thereof, in cash or stock, or any combination thereof, the value of such Awards based upon the price per share of Common Stock (or ADS) received or to be received by other shareholders of the Company in the event. In the case of any Option or Stock Appreciation Right with an exercise price that equals or exceeds the price paid for a share of Common Stock (or the number of ADSs representing one share of Common Stock) in connection with the Change in Control, the Committee may cancel the Option or Stock Appreciation Right without the payment of consideration therefor.

14.3 The obligations of the Company under the Plan shall be binding upon any successor corporation or organization resulting from the merger, consolidation or other reorganization of the Company, or upon any successor corporation or organization succeeding to all or substantially all of the assets and business of the Company and its Affiliates, taken as a whole.

15. Amendment of the Plan and Awards.

15.1 Amendment of Plan. The Board at any time, and from time to time, may amend or terminate the Plan. However, except as provided in Section 13 relating to adjustments upon changes in Common Stock (or ADSs) and Section 15.3, no amendment shall be effective unless approved by the shareholders of the Company to the extent shareholder approval is necessary to satisfy any Applicable Laws. At the time of such amendment, the Board shall determine, upon advice from counsel, whether such amendment will be contingent on shareholder approval.

15.2 Shareholder Approval. The Board may, in its sole discretion, submit any other amendment to the Plan for shareholder approval.

15.3 Contemplated Amendments. It is expressly contemplated that the Board may amend the Plan in any respect the Board deems necessary or advisable to provide eligible Employees, Consultants, Directors and Statutory Auditors with the maximum benefits provided or to be provided under the provisions of the Code, the Income Tax Act of Japan, the Japanese Act on Special Measures Concerning Taxation and the regulations promulgated thereunder relating to Incentive Stock Options or to the nonqualified deferred compensation provisions of Section 409A of the Code and/or to bring the Plan and/or Awards granted under it into compliance therewith.

15.4 No Impairment of Rights. Rights granted to a Participant under any Award granted prior to an amendment of the Plan shall not be materially and adversely impaired by any amendment of the Plan unless (a) the Company requests the consent of the affected Participant and (b) the affected Participant consents in writing.

15.5 Amendment of Awards. The Committee at any time, and from time to time, may amend the terms of any one or more Awards; *provided, however*, that the Committee may not affect any amendment which would otherwise constitute an impairment of the rights under any Award unless (a) the Company requests the consent of the Participant and (b) the Participant consents in writing.

16. General Provisions.

16.1 Forfeiture Events. The Committee may specify in an Award Agreement that the Participant's rights, payments and benefits with respect to an Award shall be subject to reduction, cancellation, forfeiture or recoupment upon the occurrence of certain events, in addition to applicable vesting conditions of an Award. Such events may include, without limitation, breach of non-competition, non-solicitation, confidentiality, or other restrictive covenants that are contained in the Award Agreement or otherwise applicable to the Participant, a termination of the Participant's Continuous Service for Cause, or other conduct by the Participant that is detrimental to the business or reputation of the Company and/or its Affiliates.

16.2 Clawback. Notwithstanding any other provisions in this Plan, the Company may cancel any Award, require reimbursement of any Award by a Participant, and effect any other right of recoupment of equity or other compensation provided under the Plan in accordance with any Company policies that may be adopted and/or modified from time to time ("**Clawback Policy**"). In addition, a Participant may be required to repay to the Company previously paid compensation, whether provided pursuant to the Plan or an Award Agreement, in accordance with the Clawback Policy. By accepting an Award, the Participant is agreeing to be bound by the Clawback Policy, as in effect or as may be adopted and/or modified from time to time by the Company in its discretion (including, without limitation, to comply with applicable law or stock exchange listing requirements).

16.3 Other Compensation Arrangements. Nothing contained in this Plan shall prevent the Board from adopting other or additional compensation arrangements, subject to shareholder approval if such approval is required; and such arrangements may be either generally applicable or applicable only in specific cases.

16.4 Sub-Plans. The Committee may from time to time establish sub-plans under the Plan for purposes of satisfying securities, tax or other laws of various jurisdictions in which the Company intends to grant Awards. Any sub-plans shall contain such limitations and other terms and conditions as the Committee determines are necessary or desirable. All sub-plans shall be deemed a part of the Plan, but each sub-plan shall apply only to the Participants in the jurisdiction for which the sub-plan was designed.

16.5 Deferral of Awards. The Committee may establish one or more programs under the Plan to permit selected Participants the opportunity to elect to defer receipt of consideration upon exercise of an Award, satisfaction of performance criteria, or other event that absent the election would entitle the Participant to payment or receipt of shares of Common Stock, ADSs or other consideration under an Award. The Committee may establish the election procedures, the timing of such elections, the mechanisms for payments of, and accrual of interest or other earnings, if any, on amounts, shares or other consideration so deferred, and such other terms, conditions, rules and procedures that the Committee deems advisable for the administration of any such deferral program.

16.6 Unfunded Plan. The Plan shall be unfunded. Neither the Company, the Board nor the Committee shall be required to establish any special or separate fund or to segregate any assets to assure the performance of its obligations under the Plan.

16.7 Recapitalizations. Each Award Agreement shall contain provisions required to reflect the provisions of Section 13.

16.8 Delivery. Upon exercise of a right granted under this Plan, the Company shall issue Common Stock, deliver ADSs or pay any amounts due within a reasonable period of time thereafter. Subject to any statutory or regulatory obligations the Company may otherwise have, for purposes of this Plan, 30 days shall be considered a reasonable period of time.

16.9 No Fractional Shares. No fractional shares of Common Stock (and no number of ADSs representing fractional shares of Common Stock) shall be issued or delivered pursuant to the Plan, provided that a non-fractional number of ADSs that represents a fractional number of shares Common Stock may be issued or delivered hereunder. The Committee shall determine whether cash, additional Awards or other securities or property shall be issued or paid in lieu of fractional shares of Common Stock or ADSs or whether any fractional shares or ADSs should be rounded, forfeited or otherwise eliminated.

16.10 Other Provisions. The Award Agreements authorized under the Plan may contain such other provisions not inconsistent with this Plan, including, without limitation, restrictions upon the exercise of Awards, as the Committee may deem advisable.

16.11 Section 409A. The Plan is intended to comply with Section 409A of the Code to the extent subject thereto, and, accordingly, to the maximum extent permitted, the Plan shall be interpreted and administered to be in compliance therewith. Any payments described in the Plan that are due within the “short-term deferral period” as defined in Section 409A of the Code shall not be treated as deferred compensation unless Applicable Laws require otherwise. Notwithstanding anything to the contrary in the Plan, to the extent required to avoid accelerated taxation and tax penalties under Section 409A of the Code, amounts that would otherwise be payable and benefits that would otherwise be provided pursuant to the Plan during the six (6) month period immediately following the Participant’s termination of Continuous Service shall instead be paid on the first payroll date after the six-month anniversary of the Participant’s separation from service (or the Participant’s death, if earlier). Notwithstanding the foregoing, neither the Company nor the Committee shall have any obligation to take any action to prevent the assessment of any additional tax or penalty on any Participant under Section 409A of the Code and neither the Company nor the Committee will have any liability to any Participant for such tax or penalty.

16.12 Disqualifying Dispositions. Any Participant who shall make a “disposition” (as defined in Section 424 of the Code) of all or any portion of shares of Common Stock (or ADSs) acquired upon exercise of an Incentive Stock Option within two years from the Grant Date of such Incentive Stock Option or within one year after the issuance of the shares of Common Stock (or ADSs, as applicable) acquired upon exercise of such Incentive Stock Option (a “**Disqualifying Disposition**”) shall be required to immediately advise the Company in writing as to the occurrence of the sale and the price realized upon the sale of such shares of Common Stock (or ADSs).

16.13 Section 16. If the Board resolves that it intends to implement the Plan in a manner that satisfies the applicable requirements of Rule 16b-3 as promulgated under Section 16 of the Exchange Act so that Participants will be entitled to the benefit of Rule 16b-3, or any other rule promulgated under Section 16 of the Exchange Act, and will not be subject to short-swing liability under Section 16 of the Exchange Act, then, if the operation of any provision of the Plan would conflict with the intent expressed in this Section 16.13, such provision to the extent possible shall be interpreted and/or deemed amended so as to avoid such conflict.

16.14 Beneficiary Designation. Each Participant under the Plan may from time to time name any beneficiary or beneficiaries by whom any right under the Plan is to be exercised in case of such Participant’s death. Each designation will revoke all prior designations by the same Participant, shall be in a form reasonably prescribed by the Committee and shall be effective only when filed by the Participant in writing with the Company during the Participant’s lifetime.

16.15 Expenses. The costs of administering the Plan shall be paid by the Company.

16.16 Severability. If any of the provisions of the Plan or any Award Agreement is held to be invalid, illegal or unenforceable, whether in whole or in part, such provision shall be deemed modified to the extent, but only to the extent, of such invalidity, illegality or unenforceability and the remaining provisions shall not be affected thereby.

16.17 Plan Headings. The headings in the Plan are for purposes of convenience only and are not intended to define or limit the construction of the provisions hereof.

16.18 Non-Uniform Treatment. The Committee's determinations under the Plan need not be uniform and may be made by it selectively among persons who are eligible to receive, or actually receive, Awards. Without limiting the generality of the foregoing, the Committee shall be entitled to make non-uniform and selective determinations, amendments and adjustments, and to enter into non-uniform and selective Award Agreements.

17. Effective Date of Plan. The Plan shall become effective as of the Effective Date, but no Award shall be exercised (or, in the case of a stock Award, shall be granted) unless and until the Plan has been approved by the shareholders of the Company, which approval shall be within twelve (12) months before or after the date the Plan is adopted by the Board.

18. Termination or Suspension of the Plan. The Plan shall terminate automatically on March 8, 2034, the tenth anniversary of the date on which the Plan is adopted by the Board. No Award shall be granted pursuant to the Plan after such date, but Awards theretofore granted may extend beyond that date. The Board may suspend or terminate the Plan at any earlier date pursuant to Section 15.1 hereof. No Awards may be granted under the Plan while the Plan is suspended or after it is terminated.

19. Choice of Law. The law of Japan shall govern all questions concerning the construction, validity and interpretation of this Plan, without regard to conflict of law rules.

20. English Language Governs. The Plan was prepared in the English language, which language shall govern the interpretation of, and any dispute regarding, the terms of the Plan. If the Plan is translated into other languages, then the English language version will control.

As adopted by the Board of Directors of MEDIROM Healthcare Technologies Inc. on March 8, 2024.

As approved by the shareholders of MEDIROM Healthcare Technologies Inc. on [DATE].

株式会社メディロム 2024年株式等インセンティブ報酬プラン

1. 目的；資格

1.1 目的：本プランの名称は、株式会社メディロム 2024年株式インセンティブ報酬プラン（以下「本プラン」）という。本プランの目的は、(a)株式会社メディロム（以下「当社」）および**関連会社**が、当社の長期的な成功に貢献する**従業員**、**外部協力者**、**取締役**および**監査役**にとって魅力的な会社となり、関係を維持できるようにすること、(b) 当社の株主の利益が**従業員**、**外部協力者**、**取締役**および**監査役**の利益となるようなインセンティブを提供すること、並びに(c)当社の事業の成功を促進することである。

1.2 アワード受領資格者：アワードを受け取る資格のある者は、当社およびその**関連会社**の**従業員**（オフィサーを含む。）、**外部協力者**、**取締役**、**監査役**、およびアワードの受領後に**従業員**、**外部協力者**、**取締役**、**監査役**になることが合理的に予想されるとして**本委員会**が指定したその他の個人である。

1.3 アワードの種類：本プランに基づき付与されるアワードは以下のとおりとする。：(a)インセンティブ・ストック・オプション、(b)非適格ストック・オプション、(c)ストック・アプリシエーション・ライト、(d)制限付きアワード、(e)パフォーマンス・シェア・アワード

2. 定義

「**ADS**」とは、**当社株式**を表章する米国預託証券を意味する。

「**関連会社**」とは、直接または1つ以上の仲介者を通じて、**当社**を支配し、**当社**に支配され、または**当社**と共通の支配下にある法人またはその他の事業体を意味する。

「**適用法**」とは、適用される日本の企業法、米国連邦および州の証券法、**歳入法**、**当社株式**（または**ADS**）が上場または取引される証券取引所または相場システム、および**本プラン**のもとでアワードが付与される外国または法域の適用法のもとで、**本プラン**の運営に関連または関与する要件を意味する。

「アワード」とは、**本プラン**に基づき**参加者**に付与される、インセンティブ・ストック・オプション、非適格ストック・オプション、ストック・アプリシエーション・ライト、制限付きアワードまたはパフォーマンス・シェア・アワードを意味し、**当社株式**に関するその他の権利または利益も含まれる。

「アワード契約」とは、本プランに基づき付与される個々のアワードの条件を証明する書面による合意書、契約書、証明書、その他の文書（日本における新株予約権の発行要項を含むが、これらに限定されない）を意味し、当社の裁量により、参加者に電子的に送信することができる。各アワード契約は、本プランの条件に従うものとする。

「実質的所有者」とは、特定の人物の受益所有権を計算する場合、その人物が他の有価証券の転換または行使により取得する権利を有するすべての有価証券の受益所有権は、その権利が現在行使可能であるか、または時間の経過後のみ行使可能であるかを問わず、その人物が有するものとみなします。受益所有」および「受益所有」という用語は、対応する意味を有する。

「当社取締役会」とは、随時構成される当社の取締役会を意味する。

「従業員等原因」とは

従業員または外部協力者に関しては、該当するアワード契約に別段の定めがない限り、以下の通り：

(a) 従業員または外部協力者が、当社またはその関連会社との雇用契約または業務委託契約の当事者であり、当該契約に「原因」の定義（日本語の契約では「正当な理由」または「合理的な理由」を含むがこれに限定されない）が定められている場合、当該契約に含まれる定義。

(b) そのような合意が存在しない場合、またはそのような合意が「原因」を定義していない場合：(i) 重罪（1年以上の禁固刑に処せられる日本法上の犯罪を含むがこれらに限定されない）または道徳的汚点に関わる犯罪の実行または有罪もしくは不抗争の答弁、または当社もしくは関連会社に関して故意の不正行為もしくは重大な受託者違反を伴うその他の行為の実行、(ii) 当社または関連会社の社会的評価を毀損する、または毀損する合理的可能性のある行為、(iii) 当社または関連会社に関する重大な過失または故意の不法行為、(iv) 米国の州、連邦、日本の証券法に対する重大な違反、(v) 差別、ハラスメント、違法行為、非倫理的行為、倫理上の不正行為、就業規則など、当社または関連会社の書面による方針または行動規範に対する重大な違反。

取締役または監査役に関しては、該当するアワード契約に別段の記載がない限り、利害関係のない取締役の過半数が、対象となる取締役について以下のいずれかに関与したと判断した場合：

(a) 職務上の不正行為；

(b) 重大な違法行為または怠慢（日本法上の重過失を含むがこれに限定されない）；

(c) 取締役または監査役の選任を勧誘する虚偽または不正の陳述；

(d) 会社の資金を故意に換金した場合。

(e) 招集通知を事前に適切に受領しているにもかかわらず、**当社取締役会**（または**監査役会**（該当する場合））に定期的に参加しないことを繰り返すこと。

本委員会は、その絶対的な裁量で、**参加者が従業員等原因**により解雇されたかどうかに関連するすべての事項および質問の効果を決定するものとする。**参加者の継続勤務が「従業員等原因」**によって**当社**によって終了されたかどうかに関する**本委員会**による誠実な判断は、本規定に基づくすべての目的のために最終的かつ拘束力を持つものとする。

「**支配権移転**」とは以下のいずれかの場合をいう。

(a) 単独または一連の関連取引において、**当社**およびその子会社の資産または財産の全部または実質的に全部を、**当社**の子会社でない者に直接または間接的に売却、譲渡、移転、またはその他の処分（合併または統合による場合を除く）する場合；

(b) **現任取締役**が何らかの理由で**当社取締役会**の過半数以上を構成できなくなった場合；

(c) **当社**の完全な清算または解散が完了する 10 営業日前の日；

(d) (i) **当社**のそのときにおける発行済の**当社株式**（この目的のために、オプションやワラントの行使、転換株式や転換負債、および**当社株式**を取得するための類似の権利の行使により発行可能な**当社株式**については、発行済として考慮する）（以下「**発行済当社株式**」）または (ii) 取締役の選任において一般的に議決権を行使することができる**当社**のその時点で発行されている議決権を合算したもの（以下「**発行済当社議決権証券**」）のいずれかの 50%以上（完全希薄化ベース）の**実質持分**が取得された場合。ただし、**本プラン**において、以下の取得は**支配権移転**を構成しないものとする。(A) **当社**または**関連会社**による取得、(B) **当社**または子会社が支援または運営する従業員福利厚生制度による取得、(C) 本定義の(e)項の(i)、(ii)および(iii)に該当する取得、または (D) 特定の**参加者**が保有する**アワード**に関して、**参加者**または**参加者**を含む団体（または**参加者**または**参加者**を含む団体が支配する集団）による取得。

(e) **当社**が関与する組織再編、合併、統合、株式交換その他類似の形態の企業取引で、当該取引または当該取引における証券の発行であれ、**当社**の株主の承認が必要なもの（以下、「**企業結合**」）。ただし、以下は含まない：(i) (A) 当該**企業結合**の結果生じる会社（以下「**存続会社**」）、または (B) 該当する場合、**存続会社**の取締役会（または類似の機関）の構成員の過半数を選出するのに十分な議決権を直接または間接的に有する最終親会社（以下「**親会社**」）のいずれかの総議決権の 50%超が、当該**企業結合**の直前に発行されていた**発行済当社議決権証券**に表章され（場合により、当該**企業結合**に従って**発行済当社議決権証券**が転換された株式に表章され）、かつ、その保有者の

議決権が、当該企業結合の直前の発行済当社議決権証券の保有者の議決権と実質的に同一の割合であること、(ii) いかなる者（存続会社または親会社が支援または運営する従業員福利厚生制度を除く）も、直接間接を問わず、親会社（または類似の統治組織）（親会社が存在しない場合には存続会社）の取締役会の構成員を選任する資格を有する発行済議決権証券の総議決権数の50%以上の実質的所有者でないこと、またはかかる実質的所有者とならないこと、かつ、(iii) 企業結合の完了後の親会社（親会社が存在しない場合は存続会社）の取締役会（またはこれに類する統治機関）の構成員の少なくとも過半数が、当該企業結合を規定する最初の契約の締結を当社取締役会が承認した時点の当社取締役会の構成員であったこと。

「歳入法」とは、随時改正される1986年内国歳入法を意味する。歳入法の各条項への言及は、それに基づいて公布された規則への言及を含むものとみなされる。

「本委員会」とは、Section 3.3条およびSection 3.4条に従って本プランを管理するために当社取締役会によって任命された一人以上の当社取締役会の構成員で構成される委員会（または、当社取締役会が、本プランの管理について選任または委任しない場合、当社取締役会）を意味する。

「当社株式」とは、当社の無額面の普通株式、またはその代わりに委員会が随時指定する当社のその他の証券を意味する。

「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号）を意味する。

「当社」とは、日本の株式会社である株式会社メディロムおよびその承継会社をいう。

「外部協力者」とは、従業員または取締役としてではなく、当社または関連会社に対して善意の役務を提供する個人または法人であって、証券法に基づくフォームS-8による登録届出書に従って登録可能な証券の勧誘を受けることができる者を意味し、(i) かかる者が、資金調達取引における当社証券の募集および販売に関連しない善意の役務を提供する限り、(ii) 当該人物が当社の証券の市場を直接的または間接的に促進または維持しないこと、(iii) 当該人物の身元により、当社が、証券法に基づくフォームS-8登録届出書による証券の登録に依拠して、本プランに従って当該人物に対して証券の募集または販売を行うことが妨げられないこと。

「継続勤務」とは、従業員、外部協力者、取締役、監査役、またはその他のサービスプロバイダーとして、当社または関連会社に対して継続的にサービスを提供することを意味する。本委員会またはその委任による決定および/または承認を条件として、(i) 承認された休職、(ii) 従業員、外部協力者、取締役、監査役、またはその他の業務提供者としての当社、関連会社、または後継事業体間での異動、または(iii) 従業員、外部協力者、取締役、監査役、またはその他の業務提供者とし

ての当社または関連会社への勤務を継続する限り、**継続勤務**は中断されたとはみなされないものとする（ただし、適用あるアワード契約に別段の規定がある場合を除く）。ただし、アワードが**歳入法第 409A 条**の対象となる場合、この文は**歳入法第 409A 条**と矛盾しない範囲でのみ有効とする。本委員会またはその代理人は、独自の裁量で、病気休暇、その他の個人的または家族的な休暇を含む、その当事者によって承認された休暇の場合に**継続勤務**が中断されたとみなされるかどうかを決定できる。本委員会またはその代理人は、独自の裁量で、**参加者**を雇用する部門または子会社の売却またはスピンオフなどの会社取引が、影響を受けるアワードの目的上、**継続勤務**の終了とみなされるかどうかを決定することができ、その決定は最終的、決定的かつ拘束力を持つものとする。従業員の場合においては、本委員会またはその代理人によりその他の明示的な書面による合意がない限り、当社（または該当の場合には、**関連会社**）が当該従業員に対して、解雇する旨、退職勧奨を行う旨を伝えた時点で、**継続勤務**期間は終了するものとする。

「**繰延型ストック・ユニット (DSU)**」は、Section 8.1(b)条に定める意味を有する。

「**取締役**」とは、当社取締役会の構成員を意味する。

「**障害**」とは、該当するアワード契約に別段の定めがない限り、医学的に決定可能な身体的または精神的障害を理由として、**参加者**が実質的に有益な活動に従事できないことを意味する。ただし、本項 Section に基づく**インセンティブ・ストック・オプション**の有効期間の決定においては、**障害**という用語は、**歳入法第 22 条(e)(3)**に規定される意味を有するものとする。個人が**障害**を持つ者であるかどうかの判断は、本委員会によって確立された手続の下で決定されるものとする。ただし、本委員会が**歳入法第 22 条(e)(3)**の意味の範囲内で、第 6.10 条に従って**インセンティブ・ストック・オプション**のために**障害**を決定する場合を除き、本委員会は、**参加者**が参加する当社または**関連会社**が維持する長期障害者プランの給付のための**参加者**が障害者であるという決定に依拠することができる。

「**資格喪失処分**」とは、Section に定める意味を有する。

「**発効日**」とは、本プランが当社取締役会によって採択された日から 1 年が経過する前に株主の承認があった場合、当社の株主が本プランを承認した日を意味するものとする。

「**従業員**」とは、当社または**関連会社**に雇用されるオフィサーまたは**取締役**を含むすべての者を意味する。ただし、**インセンティブ・ストック・オプション**の受領資格を判断する上で、**従業員**とは、当社または親会社もしくは子会社における、**歳入法第 424 条**に規定される意味での従業員を意味するものとする。当社または**関連会社**による**取締役**または**監査役**としての単なる職務、または**取締役**（または**監査役**）報酬の支払いは、当社または**関連会社**による「雇用」を構成するのに十分ではないものとする。

「取引所法」とは、1934年証券取引所法（その後の改正を含む。）を意味し、同法に基づく規則およびその後継規定・規則を含む。

「公正市場価値」とは、本委員会により決定された、または本委員会によって確立された手続に基づいて決定された、当社株式、ADS、アワードその他の財産の当該日付時点における公正市場価値を意味し、以下に従うものとする。

(a) 当該日において、当社株式を表章する ADS が米国の確立された証券取引所または国の市場システムに上場されている場合には、

(i) 当社株式 1 株の公正市場価値は、1ADS の終値（取引がない場合は、終値は、当該日以前に ADS が取引された最終の日の終値、または当社取締役会がその裁量により決定するその他の適切な日の終値）をもとに決定される当社株式 1 株を表章する ADS の数の価格の合計額とし、

(ii) 1ADS の公正市場価値は、当該取引所またはシステムで示されたその決定日における 1ADS あたりの終値（取引がなかった場合、関連する日の前に ADS が取引された最終日その他本委員会がその裁量により決定した適切な日における終値）をいう。

(b) 公正市場価値は、その条件により決して失効しない制限を除き、いかなる制限も考慮することなく、本委員会が誠実に決定するものとし、かかる決定はすべての人に対して終局的な拘束力を持つものとする。

「会計年度」とは、当社の会計年度を意味する。

「単独権利」は、Section に定める意味を有する。

「正当理由」とは、該当するアワード契約に別段の定めがない限り、以下を意味する：

(a) 従業員または外部協力者が当社またはその関連会社との雇用契約または業務委託契約の当事者であり、当該契約に正当理由の定義（日本語の契約では「正当な理由」または「合理的な理由」を含むがこれに限定されない）が定められている場合、当該契約に含まれる定義。

(b) そのような合意が存在しない場合、またはそのような合意が正当理由を定義していない場合、参加者の書面による明示的な同意なしに、以下の 1 つ以上の状況が発生し、該当する状況を説明する書面による通知を参加者から受領してから 30 日以内に当社によって改善されない場合（この通知は、参加者が該当する状況を知ってから 90 日以内に行わなければならない）：(i) 参加者の職務、責任、肩書きの重大かつ不利な変更、(ii) 参加者の基本給またはボーナスの機会の重大な減少、(iii) 参加者の主たる勤務地の地理的な 50 マイルを超

える移転。

「付与日」とは、参加者にアワードを明示的に付与するものとして、アワードの主要な諸条件を指定する決議を本委員会が実施その他の適切な措置を講じる日、または、当該決議で後行する日が決められた場合には、当該決議で決められた日を意味する。

「インセンティブ・ストック・オプション」とは、歳入法第 422 条の意味におけるインセンティブ・ストック・オプションとして本委員会によって指定され、本プランに定められた要件を満たすオプションを意味する。

「所得税法」とは、日本の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号。）を意味する。

「現職取締役」とは、発効日時点で当社取締役会を構成する個人を意味する。ただし、発効日以降に取締役となる個人で、当社取締役会の現職取締役の少なくとも 3 分の 2 の投票（具体的な投票、または当該人物が取締役候補者として指名された当社の委任状が、当該指名に異議を唱えることなく承認されること）によって、当社取締役会への選出または指名が承認された者は、現職取締役とする。当社取締役会以外の者による、または当社取締役会以外の者を代表する者による、実際に行われたまたは行われるおそれのある選挙争議の結果、または実際に行われたまたは行われるおそれのあるその他の委任状勧誘の結果、当社の取締役に最初に選出または指名された個人は、現職取締役にしないものとする。

「新株予約権」とは、会社法第 236 条その他の規定に定める新株予約権をいう。

「上場市場」とは、当社の証券が取引のために上場される国の証券取引所を意味し、当該証券が取引のために上場されていない場合は、Nasdaq 証券取引所を意味する。

「非雇用取締役」とは、規則 16b-3 の意味における「非雇用取締役」である取締役を意味する。

「非適格ストック・オプション」とは、その条件により、インセンティブ・ストック・オプションとして適格でない、または適格であることを意図していないオプションを意味する。疑義のないよう付言すると、インセンティブ・ストック・オプションや非適格ストック・オプションという用語は米国法により定義されるものをいい、日本法の税制に関する適格性の有無（日本法上の税制適格や税制非適格など）を意味するものではない。

「オフィサー」とは、取引所法第 16 条およびその下で公布された規則および規制の意味における当社の役員である人物を意味する。

「オプション」とは、本プランに従って付与されるインセンティブ・ストック・オプションまたは非適格ストック・オプションを意味する。明確化のため、オプションは**新株予約権**の形式をとる場合がある。

「オプション保有者」とは、本プランに従ってオプションが付与された者、または該当する場合、未発行のオプションを保有するその他の者を意味する。

「オプション行使価格」とは、オプションの行使により**当社株式1株**（または**ADS**に対して行使可能なオプションの場合は、**当社株式1株**に相当する**ADS**の数）を購入することができる価格をいう。

「参加者」とは、本プランに従ってアワードが付与される有資格者、また、該当する範囲において、既発行のアワードを保有するその他の者を意味する。

「パフォーマンス目標」とは、パフォーマンス期間について、本委員会がその裁量で決定した事業上の基準その他の業績指標に基づいて、パフォーマンス期間について本委員会が設定した1以上の目標を意味する。

「パフォーマンス期間」とは、パフォーマンス・シェア・アワードに対する参加者の権利と支払を決定する目的で、1以上のパフォーマンス目標の達成が測定される、本委員会が選択する1四半期以上の期間を意味する。

「パフォーマンス・シェア・アワード」とは、Sectionに従って付与されるアワードを意味する。

「パフォーマンス・シェア」とは、**当社株式**（第4.7条上は、**ADS**）を実際に受け取る権利または**本委員会**の決定によりパフォーマンス期間の間の**当社**の業績を基礎とする株式ユニットの付与を意味する。

「許可譲受人」とは、(a) **オプション保有者**の直系家族（子、継子、孫、父母、継父母、祖父母、配偶者、前配偶者、兄弟姉妹、姪、甥、義母、義父、義理の息子、義理の娘、義理の兄弟、義理の姉妹（養子縁組関係を含む）、**オプション保有者**と家計を一にしている者（借家人や従業員を除く）、これらの者が受益権の50%超を保有する信託、これらの者（または**オプション保有者**）が資産管理をする財団、これらの者（または**オプション保有者**）が議決権の50%超を保有するその他の事業体；(b) **参加者**が**非適格ストック・オプション**の譲渡の対価として現金支払またはその他の対価を受け取ることができる、**本委員会**によって確立され承認されたプログラムに関連して**本委員会**が指定した第三者、および(c) **本委員会**が独自の裁量で許可するその他の譲受人。

「」とは、取引所法第13条(d)(3)に定義される者を意味する。

「本プラン」とは、随時修正および/または変更される、この株式会社メディロム 2024 年株式インセンティブ報酬プランを意味する。

「組み合わせ権利」は、Section で定める意味を有する。

「制限付きアワード」とは、Section 8 条に従って付与されるアワードを意味する。

「制限期間」は、Section 8 条に定める意味を有する。

「規則 16b-3」とは、取引所法に基づいて公布された規則 16b-3 または規則 16b-3 の後継規則を意味する。

「証券法」とは、1933 年証券法（その後の改正を含む。）を意味する。

「監査役」とは、会社法第 332 条その他の条項に定める監査役をいう。

「ストック・アプリシエーション・ライト」とは、行使後、行使されるストック・アプリシエーション・ライトについて、(a)アワードが行使された日における当社株式 1 株（対応する ADS 数）の公正市場価値が、(b) スtock・アプリシエーション・ライト契約で定める行使価格を超えた数を乗じて得られた株式の数に相当する現金または株式を受け取ることができる、Section 7 条に基づいて付与されるアワードに基づく権利を意味する。

「株式取得用交付株式」は、Section に定める意味を有する。

「代替アワード」は、Section 4.6 条に定める意味を有する。

「10%株主」とは、当社またはその関連会社の全株式の議決権の合計の 10%超を保有する（または、歳入法第 424 条(d)に従い保有するとみなされる）人物を意味する。

「株式総準備枠」は、Section に定める意味を有する。

3. 運営

3.1 委員会の権限。本プランは、本委員会により、または当社取締役会の単独の裁量により、当社取締役会により、運営されるものとする。本プランの条件、本委員会の内部規定、および適用法に従い、本プランによって付与された他の明示的な権限と承認に加えて、本委員会は、以下の権限を持つ。

(a) 本プランを解釈し、その規定を適用する；

(b) 本プランの管理に関する規則および規定を公布、修正、および取り消すこと；

- (c) 本プランの目的を遂行するために必要な文書を、当社に代わって執行する権限を付与すること；
- (d) 取引所法第 16 条に定義される「内部関係者」が関与しないアワードに関して、当社の 1 名以上のオフィサーに権限を委任すること；
- (e) 本プランのもとでアワードがいつ付与されるかおよび該当する付与日を決定すること；
- (f) 本プランに規定された制限に従って、アワードが付与される資格のある対象者を随時選択すること；
- (g) 各アワードの対象となる当社株式（または ADS）の数、およびアワードが当社株式（または ADS）へ行使可能かを決定すること；
- (h) 各オプションをインセンティブ・ストック・オプションとするか、非適格ストック・オプションとするかを決定すること；
- (i) 各アワードの条件（行使価格、支払手段、権利確定条項を含むがこれらに限定されない）を規定し、当該付与に関連するアワード契約の条項を指定すること；
- (j) パフォーマンス・シェア・アワードに従って付与されるパフォーマンス・シェアの目標数、パフォーマンス目標の設定に使用されるパフォーマンス指標、パフォーマンス期間、参加者が獲得するパフォーマンス・シェアの数を決定すること；
- (k) 権利確定日や方法その他既存のアワードの条件の改正を目的とするものを含む既存のアワードの改正。ただし、そのような修正により、参加者の権利が損なわれたり、アワードに基づく参加者の義務が増加したり、アワードに関して参加者の連邦所得税が発生したり増加したりする場合は、その改正には参加者の同意が必要である；
- (l) 本プランの目的上、解雇を構成することなく参加者に与えられる休暇の期間（ただし、当該期間は当社の雇用方針のもと一般に従業員に受け入れられる期間より短期であってはならない。）と目的を決定すること；
- (m) 企業支配権の変更または希薄化防止のための調整のきっかけとなる事象が発生した場合に、既存のアワードに関して必要な決定を行うこと；
- (n) 本プラン上、本プランに関連する、または本プランに基づき付与されるアワードに関連する文書または合意の解釈、管理、矛盾の調整、誤りの訂正、および/または脱漏の補充を行うこと。

(o) **本プランの運営に必要または望ましいと判断したその他のあらゆる決定を行う裁量を行使すること。**

また、**本委員会**は、既存の**アワード**の購入価格または行使価格を変更することができる。ただし、変更が価格形成に影響する場合は、価格形成が有効になる前に株主の承認が必要となる。

3.2 **委員会の最終決定。** **本プラン**の規定に従って**本委員会**が行ったすべての決定は、管轄権を有する裁判所がそのような決定が恣意的であると判断しない限り、**当社**、**関連会社**、**参加者**または**実質的所有者**、または**許可譲受人**、または前述の者または事業体から、またはこれらの者または事業体を通じて権利を主張するその他の人物を終局的かつ拘束するものとする。

3.3 **権限委任。** **本委員会**は、または、**本委員会**が設置されなかった場合には**当社取締役会**は、**本プラン**の運営を、**当社取締役会**の1名以上の構成員による委員会に権限委任することができ、この場合「**本委員会**」という用語は、当該権限委任された者（選任または委任がない場合、**当社取締役会**）に適用されるものとする。**本委員会**は、**本委員会**が行使する権限を持つ管理権限のいずれかを下部委員会に委任する権限を持つものとする（**本プラン**における**当社取締役会**または**本委員会**への言及は、以後、その委員会または小委員会を指すものとする）。ただし、**当社取締役会**が適宜採択する、**本プラン**の規定と矛盾しない決議が条件となる。**当社取締役会**はいつでも**本委員会**を廃止し、**本プラン**の運営を**当社取締役会**に委ねることができる。**本委員会**の委員は、**当社取締役会**によって任命され、**当社取締役会**の意向により職務を行うものとする。**当社取締役会**は随時、**本委員会**の規模を増減し、委員を追加し、委員を（理由の有無にかかわらず）解任し、**本委員会**のために代わりの新しい委員を任命し、**本委員会**の空席を埋めることができる。**本委員会**は、委員の過半数の投票、または2名のみで構成される委員会の場合は、出席の有無にかかわらず委員の全会一致の同意、または委員の過半数の書面による同意に従って行動するものとし、すべての会議の議事録を作成し、その写しを**当社取締役会**に提供するものとする。**本プラン**および**当社取締役会**によって規定された制限に従って、**本委員会**は、望ましいと判断する業務遂行のための規則および規定を定め、それに従うことができる。

3.4 **委員会の構成。** **当社取締役会**で別途の決定がなされない限り、**本委員会**は、2名以上の**非雇用取締役**のみで構成されるものとする。**当社取締役会**は、**規則 16b-3**の免除要件を遵守する意向があるかどうかを判断する裁量権を有するものとする。ただし、**当社取締役会**がかかる免除要件を満たす意向がある場合、**取引所法第 16 条**の対象となる内部者に関しては、**本委員会**は、常に2名以上の**非雇用取締役**のみで構成される**当社取締役会**の報酬委員会とする。このような権限の範囲内で、**当社取締役会**または**本委員会**は、**非雇用取締役**ではない1名以上の**当社取締役会**の構成員で構成される委員会に、その時点で**取引所法第 16 条**の適用を受けない有資格者に**アワード**を付与する権限を委任することができる。**本委員会**は、**本**

ランの運営を支援する代理人を任命することができる。必ずしも2名以上の非雇用取締役のみで構成されない**当社取締役会**の報酬委員会その他委員会によって本プランに基づくアワードが付与された場合であっても、本プランの定めは、本プランに基づくアワードの付与の有効性を妨げないものとする。

3.5 情報への依拠。本委員会および**当社取締役会**、およびその各メンバーは、オフィサーまたは従業員、当社の独立監査人、外部協力者、または本プランの運営を支援するその他の代理人から提供された報告書またはその他の情報に、誠意を持って依拠または行動する権利を有するものとする。本委員会および**当社取締役会**の構成員、および本委員会または**当社取締役会**の指示により、または本委員会または**当社取締役会**を代表して行動するオフィサーまたは従業員は、本プランに関して善意で行われた行動または決定に対して個人的な責任を負わないものとし、法律で認められている範囲内で、そのような行動または決定に関して当社によって完全に補償され保護されるものとする。

4. 本プランの対象となる株式。

4.1 Sectionに従って調整されることを条件として、本プランに基づき対象となりかつ引渡しが可能**な当社株式**の総数は、いかなる日においても、**当社株式** 497,500株（ADSに表章される**当社株式**を含む。）（以下、「**総株式準備枠**」という。）から、本プランに基づき過去に付与されたアワード（以下、「**付与中アワード**」という。）の**当社株式**の数を控除した数を超えないものとする。オプション、ストック・アプリケーション・ライトその他アワードに関連して付与された**当社株式**（**当社株式**を表章する**ADS**を含む）は、付与されたオプション、ストック・アプリケーション・ライトまたは付与された**当社株式**1つにつき1株として、この制限に算入されるものとする。アワードの期間中、当社は、当該アワードを充足するために必要な数の**当社株式**を常に発行可能とするものとする。

4.2 本プランの下で分配可能な**当社株式**は、その全部または一部が、発行可能株式、自己株式、または当社が何らかの方法で再取得した株式で構成される。

4.3 Sectionに従い調整されることを条件として、いかなる日においても、インセンティブ・ストック・オプションの行使の結果として本プランに基づき対象となりかつ引渡しが可能**な当社株式**の総数は、**当社株式** 124,375株（ADSに表章された**当社株式**を含む）（以下、「**ISO制限**」という。）を超えないものとする

4.4 非雇用取締役に対して一会計年度中に付与されるアワードの対象となる**当社株式**（ADSに表章される**当社株式**を含む）の最大数は、当該会計年度中に当該非雇用取締役に支払われる現金報酬と合わせて、総額100,000米ドル（財務報告目的のため、付与日の公正価値に基づいてアワードの価値を計算）を超えないものとする。

4.5 アワードに関連する**当社株式**の全ての数を発行することなく、失効、取消、没収、または終了したアワードの対象となる**当社株式**（**ADS**に表章される**当社株式**を含む）は、本プランの下で再び発行可能となり、付与中アワードとはみなされず、算入されないものとする。本第4.5条に従って将来の付与のために再び利用可能になった**当社株式**は、1株として組み戻されるものとする。(a)オプションの支払いに応募された株式、(b)源泉徴収義務を果たすために当社が交付または留保した株式、または(c)アワードの決済時に発行されなかった株式決済型ストック・アプリケーション・ライトその他のアワードの対象となる株式である場合には、本規定に反する規定があっても、本プランに基づくアワードの対象となる株式は、付与中アワードとみなされ、算入されるものとする。

4.6 アワードは、本委員会の独自の裁量により、当社によって買収された企業または当社が統合した企業によって過去に付与された既存のアワード（以下、「代替アワード」という。）を引き継ぐか、またはそれに代わるものとして、本プランに基づいて付与することができる。代替アワードは、付与中アワードとはみなされず、算入されず、そして、**株式総準備枠**を減少させるものではない。ただし、インセンティブ・ストック・オプションとして認定されることを意図した付与中のオプションの引継ぎに関連して、またはこれに代えて発行された代替アワードは、**ISO 制限**に算入されるものとする。適用される証券取引所の要件に従い、当社が直接的または間接的に買収した企業、または当社が統合した企業の株主承認プランに基づく利用可能株式（当該買収または取引を反映するように適切に調整されたものは、本プランのアワードに使用することができ、**株式総準備枠**を減少させないものとする。

4.7 本プランに基づく**当社株式**に関するアワードの履行において、当社は、**ADS**が証券取引所に上場されている間、その単独の裁量により、いつでも、当該**当社株式**を当社の預託機関（以下「**預託機関**」という。）に当該**当社株式**を交付し、**預託機関**は、参加者の指定する証券口座に対して対応する数の**ADS**を該当する参加者に交付するよう指示されるものとする。当該**ADS**が交付された時点で、当該**当社株式**（または**ADS**への行使が可能なアワードの場合は、当該**ADS**）は、それ以上の措置の必要なく、当社から参加者に発行されたものとみなされる。

5. 資格

5.1 個別のアワードの資格。インセンティブ・ストック・オプションは従業員にのみ付与できる。インセンティブ・ストック・オプション以外のアワードは、従業員、外部協力者、取締役、監査役、および付与日以降に従業員、外部協力者、取締役、監査役になることが合理的に見込まれると本委員会が判断した個人に付与できる。

5.2 10%株主。10%株主に対しては、オプション行使価格が付与日における公正市場価値の110%（**ADS**を対象として行使可能なインセンティブ・ストック

ク・オプションの場合は、当社株式1株に相当するADS数の公正市場価値の110%)以上であって、かつ、オプションが付与日から5年の経過後は行使できないものでない限り、インセンティブ・ストック・オプションを付与することはできない。

6. オプションに関する事項。本プランに基づき付与される各オプションは、アワード契約によって証明されるものとする。付与される各オプションは、本第6条に定める条件、および該当するアワード契約に反映される本プランと矛盾しないその他の条件に従うものとする。すべてのオプションは、付与時にインセンティブ・ストック・オプションまたは非適格ストック・オプションに個別に指定されるものとし、券面が発行される場合は、各種オプションの行使により購入される当社株式（またはADS）に対して個別の券面が発行されるものとする。上記にかかわらず、インセンティブ・ストック・オプションとして指定されたオプションがその資格を喪失した場合、またはオプションが歳入法第409A条の意味における「非適格繰延報酬」に該当すると判断され、当該オプションの条件が歳入法第409A条の要件を満たさない場合、当社は参加者その他のいかなる者に対しても責任を負わないものとする。別個のオプションの条項は同一である必要はないが、各オプションは、以下の各条項の内容を（参照方式によりオプションに組み込むなどの方法により）その内容としなければならない：

6.1 期間。10%株主に関するSectionの規定に従うことを条件として、インセンティブ・ストック・オプションは、付与日から10年経過後は行使できないものとする。本プランに基づき付与される非適格ストック・オプションの有効期間は、本委員会が決定するものとする。ただし、付与日から10年が経過した後は、非適格ストック・オプションを行使できないものとする。

6.2 インセンティブ・ストック・オプションの行使価格。10%株主に関するSection 5.2条の規定に従うことを条件として、各インセンティブ・ストック・オプションのオプション行使価格は、付与日における当該オプションの対象となる当社株式の公正市場価値の100%（またはADSへ行使可能なインセンティブ・ストック・オプションの場合は、当社株式1株に相当するADSの数の公正市場価値の100%）を下回らないものとする。上記にかかわらず、インセンティブ・ストック・オプションは、当該オプションが歳入法第424条(a)の規定を満たす方法で他のオプションの引継ぎまたは代替に基づき付与される場合、前文に定めるものを下回るオプション行使価額で付与することができる。

6.3 非適格ストック・オプションの行使価格。会社法に従って株主総会の特別多数による承認を得ない限り、各非適格ストック・オプションのオプション行使価格は、付与日における当該オプションの対象である当社株式（または該当の場合、ADS）の公正市場価値の100%を下回らないものとする。ただし、上記にかかわらず、非適格ストック・オプションは、当該オプションが歳入法第409A条の規定を満たす方法で他のオプションの引継ぎもしくは代替に基づき付与される場合には、前文に定めるものを下回るオプション行使価格で付与することができる。

6.4 行使対価。オプションに従って取得された当社株式（または ADS）のオプション行使価格は、適用される法規制で許可される範囲内で、(a) オプションの行使時に現金、銀行送金、または証明付き小切手または銀行小切手で支払われるか、または (b) 本委員会の裁量により、本委員会が承認する条件で、オプション行使価格を支払うことができる。オプション行使価格は、以下の方法により支払うこともできる：(i) 当社への譲渡のために正当に裏書され、取得される株式数に対して支払われるべきオプション行使価格（またはその一部）に等しい引渡日における公正市場価値を有する他の当社株式（または ADS）の当社への引渡しによる方法、または、認証手続による方法として、参加者が、オプション行使価格（またはその一部）に等しい認証の日付における公正市場価値の合計となる特定の当社株式（または ADS）を特定の上、オプション行使により購入する株式数と当該特定された当社株式（または ADS）の数との差に相当する数の当社株式（または ADS）を受領する方法（以下「株式取得用交付株式」という。）；(ii) ブローカーとの間で設定された「キャッシュレス」行使プログラムによる方法、(iii) 権利行使時のオプション行使価格の総額に等しい公正市場価値で、当該オプションの行使時に別の方法で交付可能な当社株式（または ADS）の数を減らす方法、(iv) 上記の方法の組み合わせによる方法、または (v) 本委員会が許容できるその他の法的対価の方法。オプションに別段の定めがない限り、当社から直接または間接的に取得した他の当社株式（または ADS）を当社に交付（または認証）することにより支払われるオプションに従って取得した当社株式（または ADS）の行使価格は、6ヶ月以上（または財務会計上の利益への計上を回避するために必要な期間の長短を問わない）保有された当社の当社株式（または ADS）によってのみ支払われるものとする。上記にかかわらず、当社株式または ADS が公開取引されている期間（すなわち、当社株式または ADS が確立された証券取引所または全国市場システムに上場されている期間）において、2002年サーベンス・オクスリー法第402条(a)の直接または間接の違反に伴い、当社による直接的または間接的な信用供与または信用供与の手配に関与し、または関与する可能性のある取締役、監査役またはオフィサーによる行使は、本プランに基づくアワードについて禁止されるものとする。

6.5 インセンティブ・ストック・オプションの譲渡可能性。インセンティブ・ストック・オプションは、遺言または遺産分割に関する法律による場合を除き譲渡できないものとし、オプション保有者が生存している間にオプション保有者のみ行使できるものとする。上記にかかわらず、オプション保有者は、当社が満足する書式による書面による通知を当社に提出することにより、オプション保有者が死亡した場合にその後オプションを行使する権利を有する第三者を指定することができる。

6.6 非適格ストック・オプションの譲渡可能性。非適格ストック・オプションは、本委員会の独自の裁量により、アワード契約に規定されている範囲で本委員会の書面による承認があれば、許可譲受人に譲渡することができる。非適格ストック・オプションに譲渡可能性が規定されていない場合、非適格ストック・オプションは、遺言または遺産分割に関する法律による場合を除き、譲渡できないものと

し、オプション保有者が生存している間にオプション保有者のみ行使できるものとする。上記にかかわらず、オプション保有者は、当社が満足する書式による書面による通知を当社に交付することにより、オプション保有者が死亡した場合にその後オプションを行使する権利を有する第三者を指定することができる。

6.7 オプションの権利確定。参加者の継続勤務のみに基づいて権利が確定する各オプションは、付与日から1年以後に権利が確定し行使可能となるものとする。業績またはその他の基準達成に基づき権利が確定する各オプションは、付与日から1年以後に権利が確定し、行使可能となる。オプションは、当社株式1株未満の端数または当社株式1株未満の端数を表章するADSの数で行使することはできない。本委員会は、オプション保有者の死亡または障害発生時における権利確定や行使資格付与期間の短縮をアワード契約の条項で規定することができるが、規定する義務はないものとする。

6.8 継続勤務の終了。アワード契約または本委員会によって承認された定めのある雇用契約に別段の定めがない限り、オプション保有者の継続勤務が終了した場合（オプション保有者の死亡または障害による場合を除く）、オプション保有者は（オプション保有者が終了時において当該オプションを行使する権利を有していた範囲で）そのオプションを行使することができるが、これは、(a)オプション保有者の継続勤務の終了後3ヶ月経過した日、または(b)アワード契約に定めるオプション期間の満了日のいずれか早い日に終了する期間内に限る。ただし、当社による継続勤務の終了が従業員等原因によるものである場合、すべての既発行のオプションは（権利確定の有無にかかわらず）直ちに終了し、行使できなくなるものとする。関係終了後、オプション保有者がアワード契約に定める期間内にオプションを行使しない場合、オプションは終了するものとする。

6.9 終了日の延長。オプション保有者のアワード契約は、オプション保有者の継続勤務の終了後、当社株式（またはADS）の発行が、証券法その他の州法もしくは連邦証券法、または証券取引所もしくは取引業者間相場システムの規則に基づく登録要件に違反するために、オプションの行使が禁止される場合、オプションは、(a)Section 6.1条に従ってオプションの期間が満了する日、または、(b)参加者の継続勤務の終了後、オプションの行使がかかる登録その他の証券法の要件に違反する期間の終了後3ヶ月が経過した時点のいずれか早い日に終了するものとする。

6.10 オプション保有者の障害。アワード契約に別段の定めがある場合を除き、オプション保有者の継続勤務がオプション付与者の障害により終了した場合、オプション付与者は、（オプション付与者が終了日時点で当該オプションを行使する権利を有していた範囲で）そのオプションを行使することができるが、(a)当該終了後12ヶ月経過した日または(b)アワード契約に定めるオプションの期間満了日のいずれか早い日に終了する期間内に限るものとする。終了後、オプション保有者が本プランまたはアワード契約に定められた期間内にオプションを行使しない場合、オプションは終了するものとする。

6.11 オプション保有者の死亡。アワード契約に別段の定めがない限り、オプション保有者の死亡により継続勤務が終了した場合、オプションは、オプション保有者の遺産で、遺贈または相続を受けたオプション行使の権利を取得した者またはオプション保有者の死後にオプションを行使する者として指定された者により、（オプション保有者が死亡日時時点で当該オプションを行使する権利を有していた範囲で）行使することができるが、(a)死亡日から12ヶ月経過した日、または(b)アワード契約に定める当該オプションの期間満了日のいずれか早い日に終了する期間内に限るものとする。オプション保有者の死亡後、本プランまたはアワード契約に定められた期間内にオプションが行使されない場合、オプションは終了するものとする。

6.12 インセンティブ・ストック・オプションの10万ドル制限。ある暦年において、（当社およびその関連会社のすべての制度において）インセンティブ・ストック・オプションがオプション保有者によって初めて行使可能となる当社株式（またはADS）の（付与時に決定される）公正市場価値の合計が10万ドルを超える場合、（付与された順番に従って）当該上限を超えるオプションまたはその一部は、非適格ストック・オプションとして扱われるものとする。

7. ストック・アプリシエーション・ライト。本プランに基づき付与されるストック・アプリシエーション・ライトは、アワード契約によって証明されるものとする。付与される各ストック・アプリシエーション・ライトは、本第7条に定める条件のほか、該当するアワード契約に反映される本プランに反しないその他の条件に従うものとする。ストック・アプリシエーション・ライトは、単独で付与される場合（以下、「**単独権利**」という。）、または、本プランに基づき付与されるオプションと同時に付与される場合（以下、「**組み合わせ権利**」という。）において付与できる。

7.1 組み合わせ権利の付与要件。非適格ストック・オプションに関連する組み合わせ権利は、オプションの付与と同時にまたはその後いつでも、オプションの行使または失効前に付与することができる。インセンティブ・ストック・オプションに関連する組み合わせ権利は、インセンティブ・ストック・オプションの付与と同時に付与されなければならない。

7.2 期間。本プランに基づいて付与されるストック・アプリシエーション・ライトの期間は、本委員会が決定するものとする。ただし、いかなるストック・アプリシエーション・ライトも、付与日から10年を超えて行使可能であってはならない。

7.3 権利確定。各ストック・アプリシエーション・ライトは、付与日から1年を経過する日以後に権利が確定し、行使可能となるものとする。当社株式1株未満の端数または当社株式1株未満の端数を表章するADSの数に対してストック・アプリシエーション・ライトを行使することはできない。本委員会は、アワー

ドの受領者の死亡または障害の発生時における権利確定および行使資格の付与期間の短縮をアワード契約で規定することができるが、規定する義務はないものとする。

7.4 行使および支払 ストック・アプリケーション・ライトの行使に際して、保有者は、行使される本ストック・アプリケーション・ライトの目的である**当社株式**（または**ADS**）の数に、(i)本アワードが行使される日における**当社株式**（または**ADS**）1株の公正市場価値が、(ii)ストック・アプリケーション・ライトまたは関連するオプションに特定された行使価額を超過する金額を乗じた額を当社から受領する権利を有する。ストック・アプリケーション・ライトの行使に関する支払は行使日に行われるものとする。支払は、**本委員会**が独自の裁量で決定する（**本委員会**が独自の裁量で決定する失効や譲渡可能性に関する実質的リスクに関する制限の有無を問わない）**当社株式**（または**ADS**）、現金、またはそれらの組み合わせの形で行われるものとする。

7.5 行使価格。 単独権利の行使価格は**本委員会**によって決定されるが、当該ストック・アプリケーション・ライトの付与日における**単独権利**の対象となる**当社株式**（または該当する場合は**当社株式**を表す**ADS**）の公正市場価値の100%を下回ってはならない。オプションの付与と同時またはそれに続いて付与され、それと関連してまたは代替する**組み合わせ権利**は、関連するオプションと同一の行使価格を有し、関連するオプションと同一の条件でのみ譲渡可能であり、関連するオプションと同一の範囲でのみ行使可能であるものとする。ただし、ストック・アプリケーション・ライトは、その条件により、本ストック・アプリケーション・ライトおよび関連するオプションの対象となる**当社株式**1株当たりの公正市場価値（または**当社株式**1株を表章する**ADS**の数（該当する場合）当たりの公正市場価値）がその1株当たりの行使価格を上回る場合にのみ行使可能であるものとし、**本委員会**が第7.1条の要件を満たすと決定しない限り、ストック・アプリケーション・ライトをオプションと同時に付与することはできない。

7.6 基礎となるオプション株式の減少。 組み合わせ権利の行使により、関連するオプションが行使可能となる**当社株式**（または**ADS**）の数は、ストック・アプリケーション・ライトが行使された株式（または**ADS**）の数だけ減少するものとする。**組み合わせ権利**を行使することができる**当社株式**（または**ADS**）の数は、関連するオプションの行使時に、当該オプションが行使された**当社株式**（または**ADS**）の数だけ減少するものとする。

8. 制限付きアワード。 制限付きアワードとは、実際の**当社株式**もしくは**ADS**（以下「**リストラクテッド・ストック**」という）または仮想的な**当社株式**もしくは**ADS**ユニット（以下「**リストラクテッド・ストック・ユニット**」という）の**アワード**であり、同一数の**当社株式**（または該当する場合、**ADS**）の公正市場価値に等しい価値を有するものであって、当該**制限付きアワード**は、**本委員会**が決定する期間（以下、「**制限期間**」）中、売却、譲渡、移転その他の処分、借入の担保、債務履行の担保その他の目的で担保に入れたり、抵当に入れたりしてはならないとの条件を付されている

ものである。本プランに基づいて付与される各制限付きアワードは、アワード契約によって証明されるものとする。付与される各制限付きアワードは、本第8条に定める条件、および該当するアワード契約に反映される本プランと矛盾しないその他の条件に従うものとする。

8.1 リストラクテッド・ストック、リストラクテッド・ストック・ユニット

(a) リストラクテッド・ストックが付与された各参加者は、当該リストラクテッド・ストックに適用される制限及びその他の条件を記載したリストラクテッド・ストックに関するアワード契約を締結し、当社に交付するものとする。本委員会が、リストラクテッド・ストックを、該当する制限の解除まで参加者に交付するのではなく、当社またはエスクローで保有するものとする旨決定した場合、本委員会は、参加者に対し、追加で(A)該当する場合は本委員会が満足するエスクロー契約書、および(B)当該契約書の対象となるリストラクテッド・ストックに関する適切な白紙委任状を締結し、当社に交付することを要求することができる。参加者がリストラクテッド・ストックのアワードを証明する契約書、および該当する場合はエスクロー契約書と株主権授与書面を締結しなかった場合、アワードは無効となる。アワードで定める制限を条件として、参加者は通常当該リストラクテッド・ストックに関して議決権および配当受領権を含む株主としての権利および特権を有するものとする。ただし、リストラクテッド・ストックに関する現金配当金および株式配当は、当社が参加者の勘定で留保し、留保された現金配当金の額に対して、本委員会が決定する利率および条件に従って利息が加算される場合がある。本委員会によって保留され、特定のリストラクテッド・ストックに帰属する現金配当金または株式配当（および該当する場合はその利益）は、現金で、または本委員会の裁量で、該当する場合は当該株式の制限解除時に当該配当金の額と等しい公正市場価値を有する当社株式またはADSで参加者に分配されるものとし、当該株式が失効した場合、参加者は当該配当金に対する権利を持たないものとする。

(b) リストラクテッド・ストック・ユニットの付与条件は、アワード契約に反映されるものとする。リストラクテッド・ストック・ユニットが付与された時点では当社株式またはADSは発行されないものとし、当社はかかるアワードの支払のために資金を準備する必要はないものとする。参加者は、本項に基づき付与されたリストラクテッド・ストック・ユニットに関して議決権を持たないものとする。本委員会は、権利確定日を超えて、アワード契約に定める将来の支払日またはイベントが発生するまで決済が繰り延べられる繰延機能付きリストラクテッド・ストック・ユニット（以下、「繰延型ストック・ユニット」）を付与することもできる。本委員会の裁量により、各リストラクテッド・ストック・ユニットまたは繰延型ストック・ユニット（当社株式1株または当社株式1株を表章するADSの数を表す）には、当社

株式1株（または該当する場合には当社株式1株を表章するADSの数）に関して当社によって支払われた現金配当金および株式配当に相当する金額（「**配当相当物**」）が加算される場合がある。**配当相当物**は当社が参加者の勘定で留保し、参加者の口座に入金された現金**配当相当物**には、本委員会が決定する利率および条件に従って利息が加算される場合がある。参加者の口座に入金され、特定のリストラクテッド・ストック・ユニットまたは**繰延型**ストック・ユニットに帰属する**配当相当物**（および該当する場合はその利益）は、現金または本委員会の裁量で分配されるものとし、また、当該リストラクテッド・ストック・ユニットまたは**繰延型**ストック・ユニットが失効した場合、参加者は当該**配当相当物**に対する権利を持たないものとする。

8.2 制限

(a) 参加者に付与されるリストラクテッド・ストックは、**制限期間**が満了するまで以下の制限を受けるものとし、また、該当する**アワード契約**に定めるその他の条件に従うものとする。：(A)エスクロー方式が採用されている場合、参加者は株券を受領する権利を有しない。(B)株式は、該当する**アワード契約**に定める譲渡制限の対象となる。(C)株式は、該当する**アワード契約**に定める範囲で失効の対象となる。(D)当該株式が失効した場合、株券は当社に返還され、当該株式に対する参加者の権利および当該株式に関する株主としての権利は、当社の側で更なる義務を負うことなく消滅する。

(b) 参加者に付与されたリストラクテッド・ストック・ユニット及び**繰延型**ストック・ユニットは、(A)**制限期間**が満了し、当該期間中に適用されるパフォーマンス目標が満たされるまでは、該当する**アワード契約**に規定される範囲において失効の対象となり、また、当該リストラクテッド・ストック・ユニットまたは**繰延型**ストック・ユニットが失効される限りにおいて、当該リストラクテッド・ストック・ユニットまたは**繰延型**ストック・ユニットに対する参加者のすべての権利は、当社の側で更なる義務を負うことなく終了するものとし、(B)該当する**アワード契約**に規定されるその他の条件に従うものとする。

(c) 本委員会は、リストラクテッド・ストック、リストラクテッド・ストック・ユニット、および**繰延型**ストック・ユニットの制限の一部または全部を、リストラクテッド・ストック、リストラクテッド・ストック・ユニット、または**繰延型**ストック・ユニットが付与された日以降に発生した**適用法**の変更その他の状況の変化により、そのような措置が適切であると判断した場合はいつでも、解除する権限を有するものとする。

8.3 制限期間．**制限期間**は、付与日から開始し、付与日から1年以内に終了するものであってはならない。業績その他の基準の達成に基づき権利が確定する**制限付きアワード**は、付与日から1年以内に権利が確定してはならないものとする。

制限付きアワードは、1株未満の当社株式または1株未満の当社株式を表章するADSを付与または決済することはできない。本委員会は、アワードの受領者の死亡または障害の発生時に、アワード契約の条項において権利確定期間の短縮を規定することができるが、その義務までではないものとする。

8.4 リストラクテッド・ストックの交付およびリストラクテッド・ストック・ユニットの決済。すべてのリストラクテッド・ストックについて制限期間が満了した時点で、Section 8.2条及びアワード契約に定める制限は、該当するアワード契約に規定されている場合を除き、当該株式について解除されるものとする。エスクロー制度が利用される場合、当該満了した時点で、当社は、参加者またはその受益者に、その時点で失効しておらず、制限期間が満了したリストラクテッド・ストック（またはADS（該当する場合））を証明する株券（1株未満の端数は切り捨て）、並びに、もしあれば、当該リストラクテッド・ストックに関して参加者の勘定で管理された現金配当または株式配当およびその利息を、無償で交付するものとする。既発行のリストラクテッド・ストック・ユニットに関して制限期間が満了した場合、または既発行の繰延型ストック・ユニットに関して繰延期間が満了した場合、当社は、確定対象の当該既発行リストラクテッド・ストック・ユニットまたは繰延型ストック・ユニット（以下「確定済ユニット」という）1ユニットにつき当社株式1株（または当社株式1株を表章するADSの数）、並びに、もしあれば、当該確定済ユニットに関してSection 8.1(b)条に従って勘定管理された配当相当物に相当する現金及びその利息をまたは本委員会の裁量で配当相当物及びその利息に相当する公正市場価値の当社株式の形で、参加者またはその受益者に無償で交付するものとする。ただし、適用あるアワード契約に明示的に規定されている場合、本委員会は独自の裁量で、確定済ユニットについて、当社株式（またはADS）のみを交付する代わりに、現金で、または、一部を現金、一部を当社株式（またはADS）で支払うことを選択できる。当社株式（またはADS）の交付に代えて現金による支払いが行われる場合、かかる支払額は、各確定済ユニットについて、リストラクテッド・ストック・ユニットの場合は制限期間が経過した日、または繰延型ストック・ユニットの場合は交付日における、当社株式（またはADS）の公正市場価値に等しい額とする。

8.5 株式の制限。本プランに基づき付与されるリストラクテッド・ストックを表章する各券面には、当社が適切と考える様式による説明書が付されるものとする。

9. パフォーマンス・シェア・アワード。本プランのもとで付与される各パフォーマンス・シェア・アワードは、アワード契約によって証明されるものとする。付与される各パフォーマンス・シェア・アワードは、本第9条に定める条件および適用あるアワード契約に反映される本プランと矛盾しないその他の条件に従うものとする。本委員会は、(i)参加者に付与されるパフォーマンス・シェア・アワードの対象となる当社株式（またはADS）または株式建てでのユニットの数、(ii)アワードに適用される

パフォーマンス期間、(iii)参加者がアワードを獲得するために満たさなければならない条件、及び(iv)アワードのその他の条件、制限を決定する裁量権を有するものとする。

9.1 パフォーマンス・シェア・アワードの獲得。参加者が獲得するパフォーマンス・シェアの数は、本委員会が定めるパフォーマンス期間内に本委員会が設定したパフォーマンス目標がどの程度達成されるかによる。

10. 証券法の遵守。各アワード契約は、(a)日本の及び米国の法、州法、連邦法並びに規制当局のその時点で適用される要件が、当社及びその顧問弁護士を満足させる程度に完全に遵守され、(b)当社から要求された場合、参加者が、本委員会が要求する様式及び条項を含む投資意向書を締結し、当社に交付するまでは、当社株式またはADSを購入または販売しないことを規定するものとする。当社は、本委員会が必要または望ましいとみなす範囲において、以下を完了するまでは、アワードに基づく当社株式の発行または交付を延期することができる。：当社株式（もしくはADS）の登録もしくは資格認定、または日本のもしくは米国の法、連邦法、州法、規制上その他必要な行為の完了；上場市場に関する上場その他必要な行為；本委員会が必要または適切と考える当社のその他の義務の遵守。また、当社は、参加者に、適用法、規則、規制、上場基準損とあの義務を遵守しつつ当社株式を発行または交付することに関して、そのような表明を行わせ、そのような情報を提供させ、その他適切と考える条件を遵守させまたは条件づけることができる。本プランに反する定めにかかわらず、当社は、本プラン、アワードまたは当該アワードに基づいて発行されもしくは発行できる当社株式（ADS）を、証券法に基づいて登録する義務を負うものではない。

11. 株式からの収益の使用。アワードに従った、またはその行使による当社株式またはADSの売却収入は、当社の一般資金とする。

12. 雑則

12.1 権利行使および権利確定期間の短縮。本委員会は、アワードの最初の行使可能時期または権利確定時期を記載したアワードの規定にかかわらず、アワードの最初の行使可能時期またはアワードまたはその一部が本プランに従って権利確定する時期を早める権限を有するものとする。

12.2 株主の権利。本プランまたはアワード契約に規定されている場合を除き、参加者は、当該参加者がアワードの条件に従ってアワードを行使するためのすべての要件を満たさない限り、または満たすまでは、当該アワードの対象となる当社株式またはADSの保有者である、または保有者の権利を有するとはみなされず、Section 13条に定める場合を除き、当該当社株式（またはADSの場合はADSに表章される株式）が発行される日より前に基準日が到来する配当（現金、有価証券その他の財産を問わない）またはその他の権利の分配については、いかなる調整も行われぬものとする。

12.3 雇用その他の勤務の権利。本プランまたは本プランに従って締結された証書もしくは付与されたアワードのいかなる内容も、アワードが付与された時点で有効な資格で当社または関連会社に引き続き勤務する権利を参加者に付与するものではなく、また、(a)通知の有無および従業員等原因の有無にかかわらず従業員の雇用を終了させる、または(b)当社または関連会社の定款や社内規則および当社または関連会社が設立された準拠する株式会社法の該当規定に従って取締役の勤務を終了させることを内容とする、当社または関連会社の権利に影響を与えるものではない。

12.4 転勤、承認された休暇。本プランの目的上、従業員の雇用の終了は、従業員の再雇用の権利が法令、契約、または休職が付与されたポリシーに基づいて保証されている場合、または本委員会が書面で別段の定めをした場合には、いずれの場合も、適用あるアワードが歳入法第 409A 条の対象となる場合における歳入法第 409A 条と矛盾する範囲を除き、(a) 関連会社から当社、当社から関連会社、または関連会社から別の関連会社への異動、(b) 兵役や病気、または当社によって承認されたその他の目的による承認済み休暇のいずれかに起因するものとはみなされないものとする。

12.5 源泉徴収義務。アワード契約の条項で規定され、本委員会の裁量に従う範囲で、参加者は、アワードに基づく当社株式（または ADS）の行使または取得に関連する連邦、州、または地方の源泉徴収義務を、（当社から参加者に支払われる報酬から源泉徴収する当社の権利に加えて）以下の手段で、またはそのような手段を組み合わせることで満たすことができる。：(a)現金による支払いを提出する方法；(b)アワードに基づく当社株式（または ADS）の行使または取得の結果としてその他の方法で参加者に発行可能な当社株式（または ADS）から当社株式（または ADS）を源泉徴収する権限を当社に付与する方法。ただし、法律により源泉徴収が義務付けられている最大税額を超える価額の当社株式（または ADS）の源泉徴収はできないものとする。；(c)以前に所有し、担保が設定されていない当社の当社株式（またはかかる株式を表章する ADS）を当社に交付する方法；(d)（適用法により許容される範囲で）参加者に支払われるべきその後の報酬から当社が源泉徴収する方法。

12.6 アワードの性質。明確化のために、本プランに基づいて日本に居住する従業員に対して付与されたアワードは、適用法で要求されない限り、賃金または給与ではなく、またそのようにみなされないものとする。

13. 株式の変更に伴う調整。付与日以後に生じる株式配当、臨時現金配当、株式分割、株式併合、資本再編、組織再編、合併、統合、結合、交換などの組織行為、またはその他の関連する資本構成の変更により、当社の発行済当社株式もしくは ADS、または資本構成に変更があった場合、本プランおよびアワード契約に基づき付与されたアワード、オプションやストック・アプリケーション・ライトの行使価格、パフォーマンス・シェア・アワードに定めるパフォーマンス目標、Section 4 条に定める全て

のアワードに適用ある当社株式（ADSを含む）の最大株式数は、当該アワードの経済的意図を維持するのに必要な範囲で、当該アワードの対象となる当社株式、ADSその他約因の数、価格、種類について、公平に調整または代替されるものとする。本第13条に従って行われる調整の場合、本委員会は、かかる調整が当社またはその関連会社の最善の利益になると特に決定しない限り、インセンティブ・ストック・オプションにおいては、本第13条に基づく調整が、歳入法第424条(h)(3)の意味におけるインセンティブ・ストック・オプションの修正、延長、または更新を構成しないようにしなければならない。非適格ストック・オプションにおいては、本第13条に基づく調整が、歳入法第409A条の意味における当該非適格ストック・オプションの変更を構成しないようにしなければならない。本第13条に基づく調整は、取引所法の規則16b-3に従って、適用される範囲で、提供される免除に不利な影響を与えない方法で行われるものとする。当社は各参加者に対し、本条に基づく調整を通知するものとし、通知された時点で、当該調整はあらゆる目的において決定的かつ拘束力を持つものとする。

14. 支配権移転による影響。

14.1 アワード契約で支配権移転について明示的に別段の定めがない限り、本プランのこれに反するいかなる規定にもかかわらず：

(a) 参加者が支配権移転後の12カ月間に、従業員等原因なく、または正当理由で参加者の継続勤務が終了した場合、本プランまたは適用あるアワード契約のこれに反するいかなる規定（当該アワード契約が支配権移転に関し明示的に別段の定めをしている部分を除く。）にもかかわらず、既発行のオプションやストック・アプリケーション・ライトは、当該オプションやストック・アプリケーション・ライトの対象となる株式（ADS）の全てについて、直ちに行使可能となるものとし、制限期間は、参加者が継続勤務を終了した日時点で、発行済のリストリクテッド・ストックまたはリストリクテッド・ストック・ユニットの全てについて、直ちに満了を迎えるものとする。]

(b) パフォーマンス・シェア・アワードに関しては、支配権移転後12カ月以内に、従業員等原因なくまたは正当理由で参加者の継続勤務が終了した場合、すべてのパフォーマンス目標またはその他の権利確定のための基準は、目標水準の100%で達成されたものとみなされ、参加者が継続勤務を終了した時点で、その他のすべての条件は満たされたものとみなされる。

実務上可能な限り、前述の条項(a)および(b)に基づいて本委員会が実施する措置は、影響を受ける参加者がアワードの対象となる当社株式（および該当する場合はADS）について支配権移転に参加できる方法および時間で実施されるものとする。

14.2 さらに、支配権移転の場合、本委員会は、その裁量で、影響を受ける者に少なくとも10日前に通知した上で、既発行のアワードを取り消し、現金また

は株式、またはそれらの組み合わせで、当該アワードの保有者に、当該事象で当社の他の株主が受領した、または受領する**当社株式**（または**ADS**）1株当たりの価格に基づく当該アワードの価値を支払うことができる。**オプション**または**ストック・アプリケーション・ライト**の場合であって、その行使価格が、**支配権移転**に関連して**当社株式**1株（または**当社株式**1株に相当する**ADS**の数）に対して支払われた価格と等しいかそれを超えていた場合には、**本委員会**は、その対価を支払うことなく、**オプション**または**ストック・アプリケーション・ライト**を取り消すことができる。

14.3 **本プラン**に基づく当社の義務は、当社の合併、統合またはその他の組織再編の結果生じる承継会社または組織を拘束し、または**当社**およびその**関連会社**の資産および事業の全部または実質的に全部を承継する承継会社または組織を、全体として拘束するものとする。

15. 本プランおよびアワードの修正。

15.1 本プランの修正。**当社取締役会**はいつでも、また随時、**本プラン**を修正または終了することができる。ただし、**当社株式**（または**ADS**）の変動に伴う調整に関する Section 13 条及び Section 15.3 条に定める場合を除き、いかなる修正も、**適用法**を満たすために株主の承認が必要である限りにおいて、**当社**の株主の承認を得なければ効力を生じないものとする。かかる修正時に、**当社取締役会**は、弁護士からの助言に基づき、かかる修正が株主の承認を条件としかどうかを決定するものとする。

15.2 株主の承認。**当社取締役会**は、独自の裁量で、**本プラン**のその他の修正案を株主の承認に付すことができる。

15.3 予定される修正。明示的な意図として、**当社取締役会**は、資格ある従業員、外部協力者、取締役、監査役に対して、インセンティブ・ストック・オプションに関し、または**歳入法**第 409A 条の非適格繰延型報酬の定めに関連する**歳入法**、日本の**所得税法**、日本の租税特別措置法、およびこれらに基づいて公布された規則で定める、最大限の利益を与えるために、また、**本プラン**や**本プラン**に基づいて付与されるアワードがこれらの法規について適法であるために、必要または望ましいと**当社取締役会**が考えるあらゆる点において**本プラン**を修正することができる。

15.4 権利の減衰の否定。**本プラン**の修正前に付与されたアワードに基づいて**参加者**に付与された権利は、(a)**当社**が影響を受ける**参加者**の同意を求め、(b)影響を受ける**参加者**が書面で同意しない限り、**本プラン**の修正によっては重大な点で不利益に変更されてはならないものとする。

15.5 アワードの修正。**本委員会**は、一以上のアワードの規定をいつでも随時変更することができる。ただし、**本委員会**は、(a)**当社**が**参加者**の同意を要求し、

(b)参加者が書面で同意しない限り、アワードの権利の減損となるような修正を施せないものとする。

16. 一般規定。

16.1 失効事由。本委員会は、アワードの権利確定条件に加えて、アワードに関する参加者の権利、支払い、および便益が、特定の事象の発生時に減額、取消、没収、または払い戻しの対象となることをアワード契約で指定することができる。このような事象には、アワード契約に含まれる、または参加者に適用される競業禁止、勧誘禁止、秘密保持、その他の制限条項の違反、従業員等原因による継続勤務の終了、当社および/またはその関連会社の事業や評判を損なう参加者のその他の行為が含まれるが、これらに限定されない。

16.2 クローバック。本プランの他の規定にかかわらず、当社は、随時採用および/または修正される当社の方針に従い、アワードを取り消し、参加者によるアワードの払い戻しを要求し、本プランに基づいて提供された資本またはその他の報酬の払い戻しのためのその他権利を行使することができる（以下「クローバック・ポリシー」という。）。さらに、参加者は、本プランまたはアワード契約に従って提供されたかどうかにかかわらず、クローバック・ポリシーに従って、以前に支払われた報酬を当社に返済することを求められる場合がある。アワードを受諾することにより、参加者は、その時有効な、または、当社の裁量（適用される法律または証券取引所の上場要件を遵守するためを含むが、これに限定されない）で随時採用および/または変更されるクローバック・ポリシーに拘束されることに同意したものとみなされる。

16.3 その他の報酬取り決め。本プランに含まれるいかなる規定も、当社取締役会が、株主の承認が必要な場合はその承認を条件として、他の、または追加の報酬制度を採用することを妨げるものではない。

16.4 プラン細則。本委員会は、当社がアワードを付与しようとする様々な法域の証券法、税法その他の法律を遵守する目的で、本プランの下にプラン細則を随時定めることができる。プラン細則には、本委員会が必要または望ましいと判断する制限およびその他の条件を含めるものとする。すべてのプラン細則は本プランの一部とみなされるが、各プラン細則は、プラン細則が設計された法域の参加者のみ適用されるものとする。

16.5 アワードの繰り延べ。本委員会は、選出された参加者に、アワードの行使時、パフォーマンス基準の充足時、または選択がなければアワードに基づく支払または当社株式、ADS その他の対価の受領の権利が参加者に与えられるその他のイベント時に、対価の受領を繰り延べることを選択する機会を許可するために、本プランの下で一以上のプログラムを設定することができる。本委員会は、選択手続き、選択の時期、繰り延べられた金額、株式、またはその他の対価の支払い、利息またはその他の収益の発生（発生する場合）の仕組み、および本委員会がそのよ

うな繰延プログラムの管理にとって望ましいと考えるその他の条件、規則、手続を定めることができる。

16.6 非積立プラン。本プランは非積立型とする。当社、当社取締役会、本委員会のいずれも、本プランに基づく義務の履行を保証するために、特別または別個の基金の設立や、資産の分別管理をする必要はないものとする。

16.7 資本再構成。各アワード契約には、Section 13 条の条項を反映するために必要な条項が含まれていなければならない。

16.8 交付。本プランに基づき付与された権利が行使された場合、当社は、その後合理的な期間内に当社株式を発行し、ADS を交付しまたは支払うべき金額を支払うものとする。当社が負う可能性のある法令または規制上の義務を条件として、本プランの目的上、30 日間が合理的な期間とみなされるものとしす。

16.9 端数株式の不存在。当社株式の端数（および当社株式の端数を表す ADS の数）は、本プランに従って発行または交付されないものとする。ただし、当社株式の端数を表す端数のない ADS は、本プランに従って発行または交付される可能性がある。本委員会は、当社株式もしくは ADS の端数の代わりに現金、追加報奨その他の証券もしくは財産を発行もしくは支払うかどうか、または端数株式もしくは ADS を切り捨てるか、失効させるかその他の方法で排除するかどうかを決定するものとする。

16.10 その他の条項。本プランの下で承認されたアワード契約には、本委員会が望ましいと考える場合、本プランと矛盾しないその他の条項（アワードの行使に関する制限を含むがこれに限定されない）を含めることができる。

16.11 セクション 409A。本プランは、適用される範囲において、歳入法第 409A 条に準拠することを意図しており、従って、許容される最大限の範囲において、本プランはこれに準拠するように解釈され、管理されるものとする。適用法に別段の定めがない限り、本プランに記載された支払いのうち、歳入法第 409A 条に定義された「短期繰延期間」内に支払われるものは、繰延報酬として扱われないものとする。本プランに反する規定があっても、歳入法第 409A 条に基づく期限の繰り上げ課税と罰則を回避するために必要な範囲において、参加者の継続勤務終了直後の 6 カ月間に本プランに従って支払われるはずだった金額と給付金は、代わりに参加者の離職（または早い場合は参加者の死亡）の 6 カ月後の最初の給与支払日に支払われるものとする。上記にかかわらず、当社または本委員会は、歳入法第 409A 条に基づく参加者への追徴税または罰則の賦課を防ぐための措置を講じる義務を一切負わないものとし、当社または本委員会は、参加者に対してそのような税または罰則に対する責任を一切負わないものとする。

16.12 不適格処分。インセンティブ・ストック・オプションの行使により取得した当社株式（または ADS）の全部または一部について、インセンティブ・ス

トック・オプションの付与日から2年以内、または当該インセンティブ・ストック・オプションの行使により取得した当社株式（またはADS（該当する場合））の発行後1年以内に、その「処分」（歳入法第424条に定める処分）（以下「不適格処分」という。）を行わなければならない参加者は、当該当社株式（またはADS）の売却の事実および売却により実現した価格について、直ちに当社に書面で通知しなければならないものとする。

16.13 規則16条。参加者が規則16b-3または取引所法第16条の下で公布されたその他の規則の恩恵を受け、取引所法第16条の下で短期売買責任を問われないうように、本プランが取引所法第16条の下で公布された規則16b-3の適用要件を満たし、それを満たすように解釈されることが会社の意図である。従って、本プランのいずれかの規定の運用が、本第16.13条で表明された意図に抵触する場合は、当該定めは可能な限り、当該抵触を回避できるよう解釈され、改正されたとみなされるものとする。

16.14 受益者の指定。本プランの各参加者は、参加者が死亡した場合に本プランに基づく権利を行使する受益者を随時指定できるものとする。各指定は、同じ参加者による以前の指定をすべて取り消すものとし、本委員会が合理的に規定した書式でなければならず、参加者が生前に当社に書面で提出した場合にのみ有効となるものとする。

16.15 費用。本プランの管理費用は当社が負担するものとする。

16.16 分離可能性。本プランまたはアワード契約の規定の全部または一部が無効、違法または執行不能と判断された場合、かかる規定は、かかる無効、違法または執行不能の範囲においてのみ修正されたものとみなされ、残りの規定は影響を受けないものとする。

16.17 本プランの表題。本プランの表題は便宜上のみ付されたものであり、本プランの規定の解釈を定義または制限することを意図したものではない。

16.18 不統一扱い。本プランに基づく本委員会の決定は、一律である必要はなく、アワードを受領する資格がある、または実際に受領した者の中から選択的に行うことができる。上記の一般性を制限することなく、本委員会は不統一かつ選択的な決定、修正、調整を行い、不統一かつ選択的なアワード契約を締結する権利を有するものとする。

17. 本プランの発効日。本プランは発効日に発効するものとするが、本プランが当社の株主によって承認されない限り、いかなるアワードも行使されない（株式のアワードの場合は付与されない）ものとし、この承認は、本プランが当社取締役会によって採択された日の前後12カ月以内に行われるものとする。

18. 本プランの終了または一時停止。本プランは、本プランが当社取締役会によって採択された日から10年目の日である2034年3月8日に自動的に終了するものとする。当該日以降、本プランに従ってアワードが付与されることはないが、これまでに付与されたアワードは当該日を超えて延長することができる。当社取締役会は、本プランのSection 15.1条に従って早期に本プランを停止または終了することができる。本プランが停止または終了した後は、本プランのもとでアワードを付与することはできない。

19. 準拠法。本プランの構成、有効性、および解釈に関するすべての問題は、抵触法の規定にかかわらず、日本国法に準拠するものとする。

20. 適用言語。本プランは、英語で作成されたものであり、本プランの定められた解釈及び定めに関する紛争には英語版が適用される。本プランが他言語に翻訳された場合でも、英語版が優先するものとする。

2024年3月8日、株式会社メディロム取締役会により承認

2024年●月●日、株式会社メディロム株主総会により承認

独立監査人の監査報告書

2024年3月8日

株式会社メディロム
取締役会 御中
監査法人クレア

東京都江戸川区

指 定 社 員

公認会計士 塚田 英樹 ㊞

業務執行社員

指 定 社 員

公認会計士 寺嶋 秀夫 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディロムの2023年1月1日から2023年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、資金繰りに懸念が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。

計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

株式会社メディロム
取締役会 御中

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの、第24期事業年度の取締役職務の執行に関し、各監査役が作成した報告書に基づき審議した結果、本監査報告書を作成いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査方法とその内容

- (1) 監査役会は、監査方針や職務分担などを定め、各監査役から監査の実施状況と結果について報告を受け、各取締役から職務の施行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査基準に準拠し、監査方針や職務分担などに従い、情報収集に努め、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、各種重要書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報交換を図り、必要に応じ事業報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討しました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告および附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行についても不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は無いものと認めます。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④ 事業報告に記載されている財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、そのための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人クレアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月8日

東京都港区台場二丁目3番1号
株式会社メディロム 監査役会

常勤監査役： 小松 利彰 ㊞

社外監査役： 佐藤 靖 ㊞

社外監査役： 狩生 司 ㊞